



平成29年度年次報告 (案)

平成30年4月

電気通信紛争処理委員会

本報告書は、電気通信紛争処理委員会令（平成13年政令第362号）第14条の規定に基づき、平成29年度における電気通信紛争処理委員会の活動状況を総務大臣に報告するものである。

本報告書では、第Ⅰ部に委員会の運営状況を、第Ⅱ部に紛争処理の状況を、第Ⅲ部に委員会のその他の活動状況等を取りまとめた。

平成30年4月〇日
電気通信紛争処理委員会

（参考）電気通信紛争処理委員会の年次報告に関する参照条文

○ 電気通信紛争処理委員会令（平成13年政令第362号）

（あっせん及び仲裁の状況の報告）

第十四条 委員会は、総務大臣に対し、総務省令で定めるところにより、あっせん及び仲裁の状況について報告しなければならない。

○ 電気通信紛争処理委員会手続規則（平成13年総務省令第155号）

（あっせん及び仲裁の状況の報告）

第三条 令第十四条の規定による報告は、国の会計年度経過後一月以内に、当該会計年度中における次に掲げる事項についてするものとする。

- 一 あっせん及び仲裁の申請件数
- 二 あっせんをしないものとした事件及びあっせんを打ち切った事件の件数
- 三 あっせんにより解決した事件の件数
- 四 仲裁判断をした事件の件数
- 五 その他電気通信紛争処理委員会（以下「委員会」という。）の事務に関し重要な事項

目 次

	ページ
第Ⅰ部 委員会の運営状況	1
第1章 委員及び特別委員の任命状況	1
第2章 委員会の開催状況	3
第Ⅱ部 紛争処理の状況	6
第Ⅲ部 委員会のその他の活動状況等	8
第1章 政策担当部局からのヒアリング等	8
第2章 「FVNOの事業者間契約に係る実態等調査」の報告	24
第3章 周知広報、利便性向上等のための取組	30
＜資料編＞	
【資料1】電気通信紛争処理委員会の概要	32
【資料2】これまでの紛争処理の概況	35
【資料3】これまでの紛争処理終了案件の一覧	36
【資料4】総合通信局等を通じた周知広報	45
【資料5】紛争処理対象分野の動向	46

第Ⅰ部 委員会の運営状況

第1章 委員及び特別委員の任命状況

1 委員の任命

電気通信紛争処理委員会（以下「委員会」という。）は、電気通信事業、電波の利用又は放送の業務に関して優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、総務大臣が任命する委員5名（任期3年）をもって組織される（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第145条及び第147条）。

平成30年3月31日現在の委員は以下の5名である。

【委員】

平成30年3月31日現在

氏名	役職等	任命日
なかやま たかお 中山 隆夫 (委員長)	弁護士 中央大学大学院法務研究科 教授 (元福岡高等裁判所長官)	平成28年12月3日再任 (第1期：平成25年12月3日 ～平成28年12月2日)
あらかわ かおる 荒川 薫 (委員長代理)	明治大学総合数理学部長・ 教授	平成28年12月3日再任 (第1期：平成25年4月1日 ～平成25年12月2日) (第2期：平成25年12月3日 ～平成28年12月2日)
おの たけみ 小野 武美	東京経済大学経営学部教授	平成28年12月3日再任 (第1期：平成25年12月3日 ～平成28年12月2日)
ひらさわ いくこ 平沢 郁子	弁護士	平成28年12月3日再任 (第1期：平成25年12月3日 ～平成28年12月2日)
やまもと かずひこ 山本 和彦	一橋大学大学院法学研究科 教授	平成28年12月3日再任 (第1期：平成22年12月3日 ～平成25年12月2日) (第2期：平成25年12月3日 ～平成28年12月2日)

2 特別委員の任命

委員会には、委員のほか、あっせん若しくは仲裁に参加させ、又は特別の事項を調査審議させるため、総務大臣が任命する特別委員（任期2年）を置いている（電気通信紛争処理委員会令（平成13年政令第362号）第1条）。

平成29年度においては、特別委員の任期が満了したことに伴い、平成29

年11月30日付けで、総務大臣より8名の特別委員が任命された。8名のうち、2名は新任、6名は再任である。


【特別委員】


平成30年3月31日現在（五十音順）

氏名	役職等	任命日
あおやぎ ちゅうか 青柳 由香	横浜国立大学大学院 国際社会科学研究院 准教授	平成29年11月30日再任 (第1期：平成27年11月30日 ～平成29年11月29日)
あらい こう 荒井 耕	一橋大学大学院 商学研究科教授	平成29年11月30日再任 (第1期：平成25年11月30日 ～平成27年11月29日) (第2期：平成27年11月30日 ～平成29年11月29日)
おおはし ひろし 大橋 弘	東京大学大学院 経済学研究科教授	平成29年11月30日再任 (第1期：平成27年11月30日 ～平成29年11月29日)
こづか そういちろう 小塚 莊一郎	学習院大学法学部教授	平成29年11月30日再任 (第1期：平成23年11月30日 ～平成25年11月29日) (第2期：平成25年11月30日 ～平成27年11月29日) (第3期：平成27年11月30日 ～平成29年11月29日)
まなだ ゆきとし 真田 幸俊	慶應義塾大学理工学部 電子工学科教授	平成29年11月30日新任
やいり いくこ 矢入 郁子	上智大学理工学部 情報理工学科准教授	平成29年11月30日再任 (第1期：平成27年11月30日 ～平成29年11月29日)
よしば ひろこ 葭葉 裕子	弁護士	平成29年11月30日新任
わかばやし かずこ 若林 和子	公認会計士	平成29年11月30日再任 (第1期：平成23年11月30日 ～平成25年11月29日) (第2期：平成25年11月30日 ～平成27年11月29日) (第3期：平成27年11月30日 ～平成29年11月29日)

第2章 委員会の開催状況

平成29年度は、次のとおり9回の委員会を開催した。

会合	日付	議事等
第172回	平成29年 4月19日 ～21日	平成28年度年次報告の決定及び総務大臣に対する報告について ※文書による審議 (注)
第173回	平成29年 5月24日	1 固定電話網のIP網への円滑な移行について 2 事業者等相談の最近の状況について 3 FVNO事業者間契約に係る実態等調査の概要について
第174回	平成29年 6月28日	株式会社テレビ東京の放送用施設の視察  (委員会の様子)

第 175 回	平成 29 年 9 月 7 日	1 坂井総務副大臣挨拶 2 電気通信事業分野における市場検証（平成 28 年度）年次レポートについて 3 あっせん事案のケーススタディ  （挨拶する坂井副大臣）
第 176 回	平成 29 年 11 月 17 日	1 MVNO 事業の現況と課題について 2 FVNO 事業の現況と課題について
第 177 回	平成 29 年 12 月 6 日 ～7 日	あっせん委員及び仲裁委員対象者の指定について ※文書による審議
第 178 回	平成 30 年 2 月 5 日	区域外再放送に係る報告等について

<p>第 179 回</p>	<p>平成 30 年 2 月 20 日</p>	<p>1 ネットワーク制御に関する研究開発動向 2 事業者等相談の状況について</p>   <p>(委員会の様子)</p>
<p>第 180 回</p>	<p>平成 30 年 3 月 22 日～ 28 日</p>	<p>平成 29 年度年次報告について ※文書による審議</p>

注：「文書による審議」とは、電気通信紛争処理委員会運営規程第 2 条第 2 項に基づく審議（招集せずに行う委員会）をいう。

第Ⅱ部 紛争処理の状況

委員会は、次の3つの機能を有している。

- ① 電気通信事業者間、電気通信事業者とコンテンツ配信事業者等との間、ケーブルテレビ事業者等と地上基幹放送（地上テレビジョン放送）事業者との間等の紛争に対し、「あっせん」や「仲裁」を実施すること（電気通信事業法第154条から第157条の2まで、電波法第27条の35及び放送法第142条）
- ② 総務大臣が、接続協定等の細目の裁定、業務改善命令等を行う際、総務大臣から諮問を受け、審議・答申を行うこと（電気通信事業法第160条、放送法第144条）
- ③ あっせん・仲裁や諮問に対する審議・答申に関し、競争ルールの改善等について意見があれば、総務大臣に対し勧告を行うこと（電気通信事業法第162条）

また、事務局に事業者等相談窓口を設けて、事業者間の紛争に関する相談や問合せに対応している。

なお、委員会の機能等については資料編の【資料1】、委員会設置以降の紛争処理の概況については資料編の【資料2】のとおりである。

1 紛争処理件数

平成29年度においては、あっせん・仲裁の申請はなく、処理が継続又は終了した案件はなかった。

また、総務大臣からの諮問は行われず、本年度中に答申を行った案件はなかった。総務大臣への勧告についても行わなかった。

2 事業者等相談窓口における相談

平成29年度においては、事業者等相談窓口において、17件の相談及び問合せを受けた（平成28年度は22件）。相談内容ごとの受付件数及び相談対応結果は、次のとおりである。

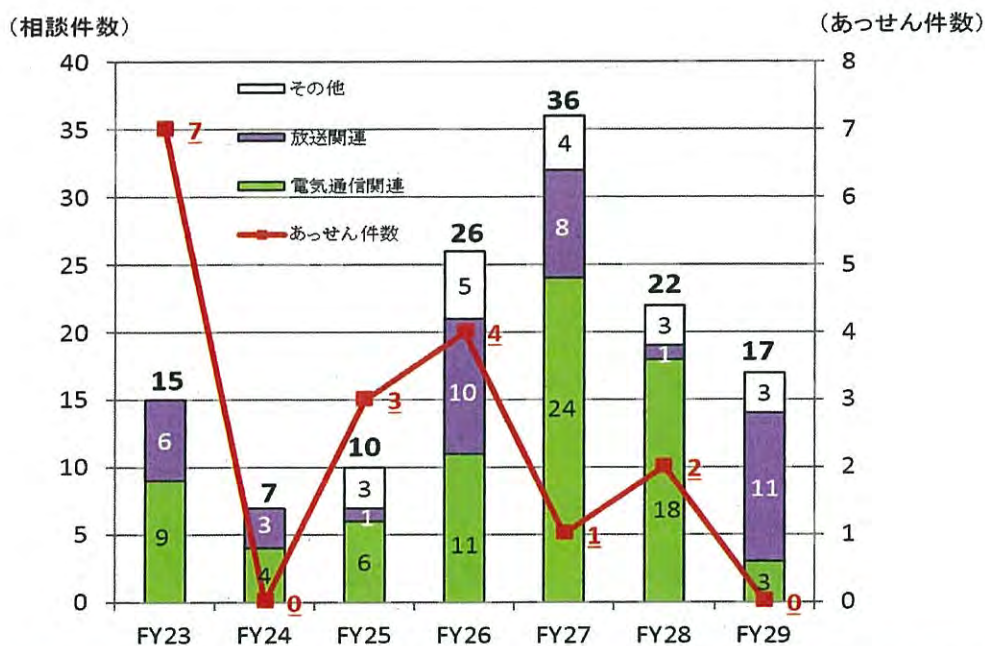
平成29年度は、地上基幹放送の再放送に関する相談が多く寄せられた。

相談内容	受付件数
① 卸電気通信役務の提供	0件
② 接続の諾否	0件

③ 土地等の利用	0件
④ その他電気通信に係る契約	3件
⑤ 地上基幹放送の再放送に関する同意	11件
⑥ その他	3件
計	17件

※ 同一案件に係る複数回の相談を含む。

(参考) 相談件数 (平成 23 年度～29 年度)



相談対応結果	件数
① あっせん等の申請があった	0件
② 事業者間の協議等が進捗し解決した	0件
③ 事業者間協議を継続することとなった	12件
④ 事業者の判断により、協議の継続等を行わないこととした	0件
⑤ 手続に関する説明を行った	0件
⑥ その他	5件
計	17件

※ 同一案件に係る複数回の相談を含む。

第Ⅲ部 委員会のその他の活動状況等

第1章 政策担当部局からのヒアリング等

委員会は、急速に変化しながら発展を続ける電気通信分野の市場環境や政策動向を平素から十分に把握し、具体的紛争事案の提起に備える必要がある。

このため、平成29年度には、委員会において次のとおり、政策担当部局、有識者及び事業者団体から関係分野に関する情報収集等を行った。

1 政策担当部局からのヒアリング

(1) 平成29年5月24日 第173回委員会

総合通信基盤局から「固定電話網のIP網への円滑な移行」について説明を受け、意見交換を行った。

【説明の概要】

1 これまでの経緯と今後の予定

- ・ NTTは、2025年頃に中継交換機・信号交換機が維持限界を迎えること等を踏まえ、2015年11月、固定電話網をIP網に移行する構想を発表。これを受けて、2016年2月、総務大臣から、情報通信審議会（会長：内山田竹志（トヨタ自動車株式会社取締役会長））に対し「固定電話網の円滑な移行の在り方」について諮問。同審議会において、固定電話網のIP化に伴い発生する各種制度的課題や、事業者・利用者に関する課題への対応について整理（情報通信審議会「固定電話網の円滑な移行の在り方」一次答申～移行後のIP網のあるべき姿～（平成29年3月28日））。
- ・ 今後、2017年夏から秋頃に二次答申が取りまとめられる予定¹。その後、事業者による事前準備、システム開発・検証、東京オリンピック・パラリンピック競技大会後となるIP-IP接続へのシステム変更、さらには、契約移行を含めた固定電話からメタルIP電話への切替えが全国的に行われていき、2025年にはIP網への移行を完了するという流れを想定。

2 一次答申（平成29年3月28日情報通信審議会）

- ・ 全国あまねく提供される固定電話は、地域の住宅・事業所といった拠点との基本的な通信手段であり、社会経済活動に不可欠な基盤として、IP網への移行後も必要。その上で、メタル電話から光IP電話、さらに光ブロードバンド

¹ 「固定電話網の円滑な移行の在り方」二次答申～最終形に向けた円滑な移行の在り方～（平成29年9月27日）

への移行を見据えた競争環境整備を促進する一方、移行に直ちに対応できない利用者に対しては、メタルIP電話などの補完的措置を提供すべきと整理。さらに、「利用者」及び「事業者」の視点から、円滑な移行のために、個別課題の具体的方向性を整理。

基本的な考え方(主なポイント)

- 全国あまねく提供されている固定電話[※]は、地域の住宅・事業所(ビジネス・学校・公共機関等)といった拠点との基本的な通信手段であり、社会経済活動に不可欠な基盤として、IP網への移行後も必要。
※固定電話の契約数は約5,800万件、このうち0AB～J IP電話(光IP電話を含む)の契約数(利用番号数)は約3,075万件であり拡大傾向。(2016年3月末)
- メタル電話から0AB～J IP電話(光IP電話)や光ブロードバンドへの移行を見据えた競争環境整備を促進する一方、過度な負担発生を回避しつつ、移行に直ちに対応できない利用者に対しては適切な補完的措置(メタルIP電話等)を提供。
- 「利用者」及び「事業者」の視点からの移行の円滑化を重視して、個別課題の具体的方向性等を整理。

主に利用者対応

- IP網への移行の意義
 - ・ 距離に依存しない低廉な電話サービスが利用可能となる
 - ・ アクセス回線の光化の進展と相まってブロードバンド等の高度で多様なサービスが利用者に提供される
- 固定電話サービスの信頼性・品質、提供エリア、料金水準の確保
 - ・ 利用者に対して現在の加入電話と同等水準での固定電話サービスが安定的に提供されるよう、メタルIP電話等についての信頼性・品質、ユニバーサルサービス、料金水準を確保する
- 移行に伴い終了するサービス等に関する利用者利益の保護
 - ・ 移行に伴い終了するサービス等(例:「INSネット」のデジタル通信モード)に関する対応を整理し、他の事業者によって十分に提供されないような電気通信サービスへの対応に関するルールを整備する

主に事業者対応

- NGNの接続ルールの整備
 - ・ NGNの機能開放(アンバンドル)や情報開示を促進し、NTT東日本・西日本のNGN上で多様な事業者による新たなサービス提供を可能とすることにより、公正な競争環境を確保する
 - ・ 事業者のIP網同士の接続に必要となる「電話を繋ぐ機能」の在り方等を整理し、円滑な移行を促進する
- IP網への移行に伴う電話の競争ルールの見直し
 - ・ 固定電話の「双方向番号ポータビリティ」を早期に導入する
 - ・ マイライン機能や中継選択機能が果たしてきた役割(競争基盤の提供やユーザによる事業者選択の確保)等を踏まえ、提供の在り方を整理する
 - ・ 現在携帯事業者が設定し高額傾向にある固定電話発・携帯電話着の利用者料金の在り方について事業者間の協議を進める
- アクセス回線におけるサービスの競争環境整備
 - ・ 移行先のアクセス回線におけるサービスの競争環境整備や情報開示等を進め、需要減少が見込まれるメタル市場での適切な事業判断を促しつつ、メタル回線から光回線への円滑な移行を促進する

出典:第173回電気通信紛争処理委員会資料

- ・ まず、新しく提供されるメタルIP電話の信頼性・品質の確保に関して、技術基準などを整理。メタルIP電話の信頼性・品質は現行の加入電話と同等水準を確保。詳細については、IPネットワーク設備委員会において、技術的な検討を開始している。
- ・ また、固定電話の信頼性・品質の確保の一環として、緊急通報についても整理。NTTが警察・消防などの緊急通報受理機関の要望を踏まえて協議をしていくことや、審議会としてフォローアップをすることを整理。
- ・ 現在ユニバーサルサービスとして位置づけられているメタル電話の役割を実質的に継承するという点に着目し、メタルIP電話についてもユニバーサルサービスとして位置付けることが適切。また、今後、光IP電話を見据えた様々な提供形態が想定されるところ、今後のユニバーサルサービスについては、論点を引き続き整理。
- ・ IP網への移行に伴って終了するサービスの中で最も大きなものの1つである「INSネット(デジタル通信モード)」の扱いについて検討し、その終了

に向けてNTTが留意して対応すべき点などを整理。また、今後、他事業者により十分に提供されないサービスが終了する場合に、利用者保護の観点から総務省が事業者の取組状況をあらかじめ確認するなどのルールの導入について検討。

- ・ 現在全国に多数ある相互接続点が東京・大阪の2つの接続点に集約され、そこに各事業者のネットワークがつながっていくこととなるという大きな構造変化が発生。これに伴い、事業者のIP網同士の接続に必要となる「電話を繋ぐ機能」の役割などを整理。
- ・ 今後、メタルIP電話、さらに光IP電話への移行を促す観点から、NTT東西のIP網（NGN）における競争環境整備などが必要であることから、競争環境整備を促進する方向性を整理。
- ・ 現在の固定電話の「番号ポータビリティ」は、携帯電話のような「双方向番号ポータビリティ」ではなくNTT東西から他者への「片方向番号ポータビリティ」のみ実現。IP網への移行に伴い固定電話においても「双方向番号ポータビリティ」を早期に実現。
- ・ 現在提供されている「マイライン」（加入電話の通話部分を「市内」「県内市外」「県外」「国際」の区分ごとに中継事業者を選択できるサービス）について、NTTは、IP網への移行に伴い提供できなくなるという考えを表明。マイラインを活用する事業者からは、これまで培った顧客基盤を確保する観点から、何らかの代替機能が必要という主張があり、この点については、二次答申を含めて継続的に検討。
- ・ 現在のNTT東西の固定電話発・携帯電話着の利用者料金については、事業者間の合意により着信側である携帯電話事業者が料金設定をしており、高額となる傾向。他方、NTT東西の光IP電話発の利用者料金については、発信側であるNTT東西が料金設定をしており低額となる傾向。これに関して、料金設定に関する利用者へのわかりやすい周知や事業者間協議を促進していくことが適当。

2 二次答申に向けた検討

- ・ 二次答申においては、2025年に向けた具体的なスケジュールについての整理、中でも契約面・サービス提供における移行工程やネットワーク設備に着目した移行工程について整理する予定。また、一次答申で指摘した課題のうち事業者間協議や詳細な検討が必要な個別課題についても引き続きフォローアップを実施。

(2) 平成29年9月7日 第175回委員会

総合通信基盤局から「電気通信事業分野における市場検証(平成28年度)年次レポート」について説明を受け、意見交換を行った。

【説明の概要】

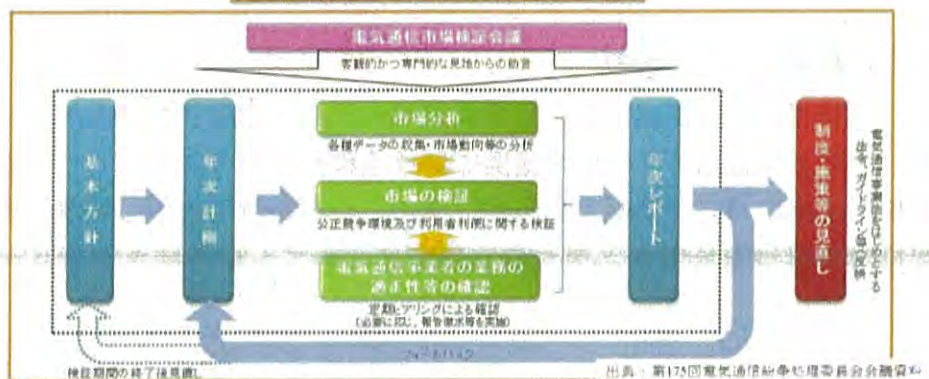
1 電気通信事業分野における市場検証の概要

- 平成26年12月の情報通信審議会(会長:西田 厚聰(株式会社東芝相談役))の答申を踏まえ、市場動向の分析・検証及び電気通信事業者の業務の適正性等の確認を一体的に行う市場検証を実施。
- また、電気通信事業法等の一部を改正する法律(平成27年法律第26号、平成28年5月施行。以下「改正電気通信事業法」という。)附則第9条における3年経過時の検討規定を踏まえ、検証期間を平成28年の夏から平成31年の夏までの3年間としている。
- 改正電気通信事業法の改正事項を踏まえ、検証期間における重点事項は、①固定通信・移動通信における卸及び接続、②移動通信における禁止行為規制の緩和の影響、③グループ化の動向、④消費者保護ルールに関する取組み状況の4つの事項を基本とし、①については平成28年度の重点事項、④については1年目からの継続重点事項、②、③は平成29年度以降の重点事項としている。
- 市場検証のプロセスは、電気通信市場検証会議(座長:大橋弘(東京大学大学院経済学研究科教授))の助言を受けつつ、毎年度の年次計画に基づき市場の分析・検証及び電気通信事業者の業務の適正性等の確認を実施。それらを年次レポートとしてまとめて、必要なものについては制度・政策の見直しに反映。

電気通信事業分野における市場検証の概要

- 市場動向の分析・検証及び電気通信事業者の業務の適正性等の確認を一体的に行う市場検証を実施。
- 平成28年夏から平成31年夏までの3年間を検証期間とし、3年目に改正電気通信事業法の施行状況を総合的に検証。
- 改正電気通信事業法を踏まえ、検証期間における重点事項について、次の4つの事項を基本とする。
 - ① 固定通信・移動通信における卸及び接続
 - ② 移動通信における禁止行為規制の緩和の影響
 - ③ グループ化の動向
 - ④ 消費者保護ルールに関する取組状況*
- ①を1年目(平成28年度)の重点事項、②、③は2年目(平成29年度)以降の重点事項とすることを基本とする。
- ④は1年目から継続して重点事項とする。

電気通信事業分野における市場検証プロセス



2 電気通信市場の分析

(1) 移動系通信

- ・ 移動系通信の契約数は約1億6,800万(2017年3月末時点。以下同じ。)であり、携帯電話は約1億6,300万。MNO3グループの契約数の対前期増減率は、NTTドコモは+2.8%、KDDIが+3.6%、ソフトバンクは-1.7%。一方で、MVNOは+25.0%と対前期増加率が高水準。
- ・ 移動系通信市場の事業者別シェアは、ドコモが39.8%、KDDIが26.8%、ソフトバンクが24.0%。MVNOは9.4%(前年度比+1.6ポイント)で増加傾向。結果、ハーフィンダール・ハーシュマン・インデックス(HHI)は、2,966であり減少傾向。
- ・ MVNOの契約数(契約数が3万以上のMVNOのサービス区分別契約)は、SIMカード型が891万、通信モジュールが420万と、ともに増加傾向。事業者数は、一次MVNOサービス事業者数が316者(前年度比+89者)、二次以降のMVNOサービス事業者も368者(前年度比+43者)であり、前年度末と比べて大きく増加。契約数3万以上のMVNOのうち、SIMカード型を提供する事業者の数は41者と増加しており、事業者数は堅調に増加。
- ・ MNO(大手携帯電話事業者)のスマートフォン料金のプランは、おおむね横並びの状態。他方、スマートフォン料金の低廉化に向けた取組みとして、2015年12月の総務大臣の要請等を踏まえ、各MNOにおいてユーザーのニーズに応じたきめ細かい料金プランを設定。また、MVNOの料金プランも多様化が進行。
- ・ MVNOのサービスの認知度は、よく知っているという回答が38.3%(前年度比6.1ポイント増加)であり認知度が上昇。利用率は16.5%に増加しており、利用したいという回答も69.6%に増加。
- ・ SIMロック解除の状況については、SIMロック解除に関するガイドラインも踏まえ、2016年度に発売された77の端末のうち97.4%がSIMロック解除可能な端末及びSIMフリー端末。SIMロック解除の利用件数も増加しており、利用者の意向としても、活用した・活用してみたいという回答が54.7%と増加。
- ・ 料金プランの選択状況は、MNOのスマートフォン利用者のうち、音声のライトユーザー向けプランを利用している者が29.4%。また、2016年6月から2年契約の自動更新に関し、25ヶ月目以降は違約金なく解約でき

るプランが各社から提供されたことにより、当該プランを契約していると回答した者が増加（NTTドコモでは11.5%、KDDIでは25.6%、ソフトバンクでは24.9%）。

- ・ 移動系通信サービスに対する利用者の満足度については、MNOの場合、不満、非常に不満の合計が非常に満足、満足の合計を大幅に上回っている。一方で、MVNOは、非常に満足、満足の合計が72.9%と高い。
- ・ 移動系通信市場（卸売市場）の契約数・事業者別シェアについては、MNOの卸契約数は1,586万、再卸事業者の再卸契約数は556万と、いずれも増加傾向、また、MNOの卸契約における事業者別シェアは、ドコモが増加傾向、KDDI及びソフトバンクが減少傾向。これを受けて、HHIは3,788と増加傾向。
- ・ モバイル接続料の推移について、2015年度算定期間の接続料は、音声で12～17%の減、データ通信の方は11～18%の減と、いずれも減少傾向。算定方法を適正化するための省令改正を2017年2月に行っており、2015年度算定期間の接続料が低廉化。
- ・ 最終利用者に提供するMVNO（契約数が3万以上のMVNO）に対する卸契約数の卸元事業者別シェアは、再卸事業者の合計が26.3%と増加しHHIは1,650と減少傾向。SIMカード型における卸元事業者別シェアについては、再卸事業者のシェアの合計が42.6%と増加し、HHIは2,443と減少傾向。通信モジュールの卸契約数の再卸事業者のシェアは2.7%。

（2）固定系データ通信

- ・ 固定系ブロードバンド市場の契約数は約3,900万。事業者別シェアは、NTT東西が31.6%、KDDIが17.6%、ソフトバンクが4.0%。HHIは2,416と、減少傾向。
- ・ 固定系超高速ブロードバンド市場（FTTHと下り30Mbps以上のCATVインターネットの合計）の契約数は約3,300万。このうち、CATVインターネットが369万と、ともに増加傾向。事業者別シェアは、NTT東西が34.2%、CATVのJ:COMグループが7.8%、KDDIが6.3%。HHIは2,688で、減少傾向。
- ・ FTTH市場の小売市場の事業者別シェアは、NTT東西が減少傾向であり、MNO及びISPのシェアが増加傾向。このため、HHIは3,159と減少傾向。NTT東西のサービス卸の増加に伴い、NTT東西のシェアが全ての地域で減少し、5割を下回る。一方、サービス卸の卸契約数を含めると、NTT東西のシェアは約7割であり、NTT東西のシェアが高い状況。

- F T T H市場の提供形態別の契約数は、自己設置型が1,611万で減少、接続型は272万と横ばい、卸電気通信役務型が1,096で増加傾向。卸電気通信役務型の純増ほど自己設置型の契約数は純減せず。
- F T T Hの月額料金（戸建ての場合）は、おおむね月5,000円程度で推移しており、大幅な値下げの動きは見られず。なお、光ファイバの接続料は、現在、シェアアクセスに係る主端末回線の接続料は、NTT東が2,036円、西日本が2,044円と、低廉化の傾向が継続。
- F T T Hアクセスサービスの料金に対する利用者の満足度については、NTT東西が提供している「光コラボ」、「光コラボ以外」とともに、不満、非常に不満の合計が非常に満足、満足の合計を上回る。一方で、通信速度、品質については非常に満足、満足の合計が不満、非常に不満という方の合計を大きく上回り、通信速度や品質については不満を感じていないという者が8割を超えている。
- F T T H市場（卸売市場）に関して、F T T H契約数のうち卸で提供される契約数は1,096万であり、このうちサービス卸を利用して提供される契約数は874万と増加傾向。F T T H契約数全体における卸契約数の割合が37.4%（前年度比+13.1ポイント）。サービス卸の卸契約数の割合は29.8%でともに増加傾向。
- F T T Hの卸売市場の事業者別シェアは、NTT東西が79.8%と増加傾向。これに伴い、HHIも6,642と増加傾向。地域別では、沖縄を除く全ての地域でNTT東西のシェアが6割超であり、四国以外の地域での東西のシェアが増加。最もHHIが高いのは近畿で8,036。最も低いのは四国で5,005。
- サービス卸の卸先事業者数は、582者（前年度比+206者）。サービス卸の開始以降、新たに電気通信事業に参入した届出事業者が244者あり、様々な分野から多くの事業者が新たに市場に参入してきている状況。
- サービス卸の卸契約数シェアは、NTTグループの卸契約数が48.6%。事業者形態別では、MNOで、ドコモ、ソフトバンクの卸契約数が68.2%と非常に多く、次がISP24.1%、その他が7.7%で、主としてMNOとISPがサービス卸を活用しているという状況。

3 電気通信事業者の業務の適正性等の確認

(1) 固定系通信に関する電気通信事業者の業務の状況等の確認

- NTT東西が卸先事業者に対して設定する料金その他の提供条件に関する公平性については、卸先事業者間で料金その他の提供条件についての相違は

確認されなかった。NTT東西のFTTHアクセスサービス等の卸電気通信役務に係る電気通信事業法の適用に関するガイドライン（平成28年5月改定。以下「サービス卸ガイドライン」という。）を踏まえた対応の適正性等についても、競争阻害的な行為や不当な差別的取扱い等に該当する行為は直ちに確認されなかった。MNOを除く各卸先事業者におけるサービス卸ガイドラインに規定する電気通信事業法上の問題になり得る行為というものは直ちに確認されなかった。

- ・ 一方で、今後、さらに確認・対応を要する事項が4点（①MNOが提供する携帯電話とFTTHのセット割引、②MNOが行う他社サービスの違約金等を負担するキャッシュバックサービス、③NTT東西のサービス卸の提供料金とNTT西日本の利用者料金、④利用者が事業者変更する際に、IP電話番号の継続使用を可能とする手法という営業活動）判明。

- ・ ①については、MNO以外の事業者から、MNOが提供する携帯電話とFTTHのセット割引の割引額が大きく、同じ土俵で競争するのは困難との指摘があったところ、当該セット割引の額を考慮した実質的なFTTHの料金を見ると、適正なコストを下回り、他のFTTHの提供事業者を排除又は弱体化させる競争阻害的な料金設定となっている可能性があることから、この点に関し調査を行う方針。

②については、MNOが実施する、他社のサービスからの乗換えの際に必要な経費（違約金等）を負担して還元するキャッシュバックサービスについて、移動系通信サービスによる利益を原資として、MNOだからこそ実施できるものであり、MNO以外の事業者からは、他社からの乗換費用を負担できる状況になく、追従できないとの指摘があったところ、違約金等を還元するキャッシュバックサービスについては、乗換え費用を低下させるという側面もあり、必ずしも他社が対応できない営業手法とは認められないが、過度なキャッシュバック等によって、サービス卸ガイドラインにある競争阻害的な料金の設定に該当する場合には電気通信事業法上の問題となり得るため、引き続き公正競争の確保がゆがめられていないかという観点で注視する方針。

③については、NTT東西のサービス卸の提供料金（卸料金）が高く、また、NTT西日本の割引適用後の小売料金がかなり低いため、競争が困難であるとの指摘があったところ、卸料金については、今回の市場検証ではサービス卸ガイドラインにある利用者に対する料金よりも高い料金とはなっていないものの、NTT西日本が提供する割引サービスを適用した場合の小売料金が利用期間に応じて低廉になるため、卸の料金の水準に鑑み、NTT西日

本からサービス卸の提供を受けてサービスを提供する事業者の事業運営に影響を及ぼしている可能性も考えられるため、NTT西日本における割引プランごとの契約状況や割引額の設定方法等について調査を行う方針。

④については、一部のMNOが卸先事業者のサービスから自社サービスに移行しようとする利用者のIP電話番号の継続利用を可能にする方法（一旦NTTの加入電話に戻した上で他のFTHの事業者に変更するということによって番号の継続利用を可能とする手法）を用いて営業活動を行っているところ、当該手法が複雑との指摘があり、また、利用者が他の卸先事業者のサービスに変更する際にIP電話番号の継続利用が可能となることが望ましいという指摘があった。当該手法については、番号を継続利用したいという利用者のニーズに応えるもので、その手法自体が直ちに問題になるものではないが、複雑な手続を経る必要があり、利用者に負担を生じさせるもの。利用者利便の向上、卸先事業者間の競争促進に資するため、IP電話番号のよりスムーズな継続利用の実現に向けた検討をするよう業界団体の委員会に要請。総務省としてもその検討状況を注視。

(2) 移動系通信に関する電気通信事業者の業務の状況等の確認

- ・ 接続約款にあるSIMカードの貸与料金の割高感、回線管理システムに関する契約条件が非公表であり公正性が担保されない、MNOでは利用可能なテザリングがMVNOでは一部の端末において利用できない、という3点がMVNOから挙げられた主な課題として挙げられたところ、必要な制度対応（省令改正等）を実施²。また、テザリングについては平成29年夏以降検討開始する予定。

(3) 市場支配的な電気通信事業者に対する非対称規制に関する業務の状況等の確認

- ・ NTT東西に関しては、非対称性規制の遵守のために講じた措置、その他実施状況を確認した結果、一定の措置が講じられていることを確認。また、競争事業者からも非対称規制に違反する行為が明確に行われているとの指摘は無かった。ドコモに関しても、非対称性規制の遵守のために講じた措置、その他実施状況を確認した結果、一定の措置が講じられていることを確認。また、MVNOからも不当に差別的な取扱いが明確に行われているという指摘は無かった。

²電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年総務省令第68号。同年9月28日施行）

(4) NTT東西に係る公正競争要件の確認

- ・ NTT東西に関する公正競争要件の確認結果についても、特に活用業務についてはガイドラインに沿った対応がされており、公正競争を確保するために十分な措置が執られていたが、引き続き十分な措置が執られているか注視していく。

4 電気通信市場の検証

- ・ 固定系通信に関する市場検証の結果に関しては、公正競争環境に関する検証の結果のポイントは次のとおり。

- ① サービス卸を契機として、様々な卸電気通信役務型の参入が増加
- ② サービス卸におけるNTTドコモ及びソフトバンク並びにISPのシェアが9割を超えており、様々な分野・産業においてFTHHの利用が促進されているとまでは言い難い
- ③ 新規参入は、基本的には携帯電話事業者とISPが太宗を占める
- ④ NTT西日本におけるサービス卸の提供料金とFTHHの利用者料金の水準とMNOが提供している携帯電話とFTHHのセット割引については、調査を実施
- ⑤ FTHHの小売市場への新規参入増加による競争の進展は利用者料金の低廉化に反映されるまでには至っておらず、FTHHの利用者料金の値下げの動きは見られない。これは、サービス卸の卸契約数のシェアが8割と高く、NTT東西の卸料金に対する値下げインセンティブが働いていないということが要因の1つと考えられる
- ⑥ 引き続きFTHHの卸売市場におけるシェア、卸料金の水準について注視していくことが必要

- ・ 固定市場の利用者利便に関する検証の結果に関しては、次のとおり。

- ① FTHHの利用者料金の満足度では、不満を感じる者の割合が満足を感じる者を上回り、今後、料金水準の低廉化による満足度の向上を期待
- ② サービス卸を契機として、卸電気通信役務型の参入が進展している一方、自己設置型・接続型については、参入は進展せず。接続料は低廉化傾向であることから、接続型による事業者の参入動向について注視
- ③ サービス卸の卸先事業者からNTT東西の卸料金が高額であり、利益を確保して事業を運営することが困難との指摘があり、卸先事業者において利用者料金の低廉化は困難と考えられる。FTHHの利用率向上と利用者料金の低廉化の観点からはNTT東西の卸料金が公正な競争環境の中で適正な水準である

ことが重要

④ サービス卸ガイドラインに規定されている消費者保護の充実等の観点から望ましい行為への対応状況については、一定の取組みが行われていることを確認。しかし、卸に関する苦情件数は非常に高水準。適切な説明に基づく利用者の合理的な選択が阻害され、自らのニーズに合致したサービス・事業者を合理的に選択することが十分できているとまでは言えない。消費者保護に関する取組み状況については引き続き注視。

- F T T Hの卸売市場においては、N T T東西が設定するサービス卸の卸料金に対する値下げインセンティブが働かず、卸料金の低廉化が期待できない状況。N T T東西が総務省に届け出た卸料金は、確認の結果、サービス卸ガイドラインに規定する範囲であることを確認したが、卸料金の水準の適正性を精緻に検証していくため、さらに検証の在り方を検討。また、消費者の観点では、苦情相談件数が依然として高水準であることを踏まえ、各社の消費者保護の観点での取組みについて注視。
- 移動系通信市場の市場検証の結果については、M V N Oも含めた競争が進展。接続料の算定、接続を円滑に行うために必要な約款記載事項、卸電気通信役務に係る契約条件については課題を確認。これに対応するため、平成29年9月に省令改正³。料金プランについては横並びだが、料金・サービスの多様化、低廉化が一定程度進展。M V N Oにおいても様々な料金プランの多様化が進展しており、引き続き多様化、低廉化の流れを促進。
- M V N Oの利用者利便に関しては7割の者が満足と回答。M V N O利用者の通信速度、品質面の満足度はM N Oやそのサブブランドの利用者よりも満足度が高い。しかし、M N O、M V N O共通して、利用者が契約の内容を十分に理解しないままサービスを利用している可能性が高く、こうした点について対応が必要。料金・サービスの多様化は進展しているものの、幅広い利用者が納得感を持って、自分のニーズに合ったサービスを選択しているとまでは言えない状況。S I Mカード型を提供するM V N O間の競争が進展し、利用者の選択の幅が拡大。S I Mロックはガイドラインの改正により有効に機能しており、S I Mロックに起因するスイッチングコストは低下。さらに、S I Mロック解除期間も6か月間から100日と短縮が図られており、スイッチングコストの更なる低下が期待できる状況。
- 今後、利用者が自分のニーズに応じたサービスを合理的に選択できる環境にな

³脚注2参照

るよう、公正競争環境の確保、及び利用者利便の向上の両面で取り組むことが必要。MNOのサブブランドについては、契約数が詳細に把握できていない。今後、競争状況をより適切に把握するため、サブブランドの動向の把握に努めることが必要。

- 平成29年度の年次計画においては、平成28年度に引き続き、固定・移動通信の卸・接続及び消費者保護ルールに関する取組みを重点事項とし、さらに電気通信事業者間のグループ化の動向についても重点事項として新たに取り組んでいくこととしている。

(3) 平成30年2月5日 第178回委員会

情報流通行政局から「区域外再放送に係る報告等」について説明を受け、意見交換を行った。

2 有識者からのヒアリング（平成30年2月20日 第179回委員会）

加藤 寧（東北大学大学院情報科学研究科教授）から「ネットワーク制御に関する研究開発動向」について説明を受け、意見交換を行った。

【説明の概要】

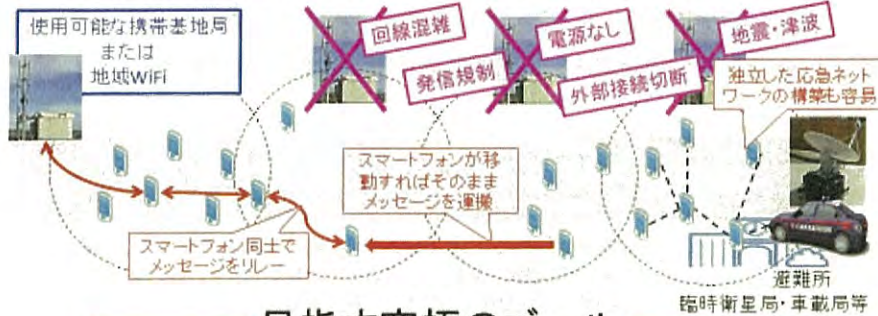
- 加藤教授から、「ネットワーク制御に関する研究開発動向」として、①D2D通信の実用化に向けた取り組み、②UAV(Unmanned Aircraft System: 無人航空機システム)通信の未来、③AIでネットワークを制御する可能性の3つのテーマについて加藤教授の研究内容等について御説明いただき、議論を行った。
- ①については、「いつでも、どこでも、誰とでも、簡単自由につくれるネットワークの構築」を究極のゴールと設定しつつ、当面の目的である「携帯電話が圏外でもメッセージ送信を可能にする」を実現とするための研究の一環として、商用化が進む耐災害ICT技術の実証実験「スマホdeリレー」について紹介。
また、D2D通信の平時利用に関しては、例えば、通信状況が混雑している基地局を回避して比較的すいている基地局に誘導することが可能となるなど、研究が進んでいることを紹介。

次世代のD2D通信技術



・ 当面の目的

携帯電話が圏外でもメッセージ送信を可能にする




目指す究極のゴール
「いつでも、どこでも、誰とでも、
簡単自由につくれるネットワーク」

出典: 第179回電気通信紛争処理委員会資料



端末間通信技術(スマホdeリレー)





試作機 ソフトウェア画面(例)

- ・ 市販のスマホのソフトウェアだけを改造 (ハードウェアの改造は一切なし)
- ・ WiFiによるメールリレー機能を搭載 (ファイルの添付可能)
- ・ メールリレー機能は省電力設計

移動中でも、一時孤立しても
リレーを継続(メール蓄積機能)

携帯電話のエリアと無関係に利用可能
(携帯の電波を利用しない)



1. Hiroki Nishiyama, Masaya Ito, and Nei Kato, "Relay-by-Smartphone: Realizing Multihop Device-to-Device Communications," IEEE Communications, vol. 52, no. 4, pp. 56-65, Apr. 2014.
2. Hiroki Nishiyama, Asato Takahashi, Nei Kato, Kazuya Nakahira, and Takatoshi Sugiyama, "Dynamic Replication and Forwarding Control Based on Node Surroundings in Cooperative Delay-Tolerant Networks," IEEE Transactions on Parallel and Distributed Systems, Accepted.
3. "Promising technologies and use cases - Part I, II and III," ITU-T Focus Group on Disaster Relief Systems, Network Resiliency and Recovery (FG-DR&NRR) Technical Reports, pp. 9-10, May 2014.
4. "Promising technologies and use cases - Part IV and V," ITU-T FG-DR&NRR Technical Reports, pp. 99-103, May 2014.

出典: 第179回電気通信紛争処理委員会資料



- ・ ②については、UASについて我が国では携帯電話の周波数がひっ迫しており、特に災害時等においては、輻輳、通信規制、停電、故障により、周波数利用効率の著しい低

下が懸念されることから、災害時の迅速なネットワーク構築・孤立地域の救済が可能となるシステムであるとしてその必要性を説明したほか、UASに関する国内の動向や周波数帯域、研究事例、等について説明。加藤教授の研究室では、複数UAによって構成されるUAネットワークの最適構成・最適状態を導出可能なネットワークモデルの確立を目標として、通信のプラットフォームや複数のUASを使ったネットワークの形成・制御の方法に関して研究しているところ、各種実証実験の様子等を紹介。

UASとは



Unmanned Aircraft System: 無人航空機システム

= 無人航空機 (UAV)、ペイロード、無線リンク、地上局、自律飛行・運用ソフトウェア等からなるシステム全体を指す。



Global Hawk (米 Northrop Grumman)
翼長: 34.5m, 航続距離: 12,000km
ターボファン, 価格: 1000万ドル/システム



B-II (富士インバック)
翼長: 3.2m, 航続距離: 500km
レシプロエンジン
価格: 1000~2000万円/システム



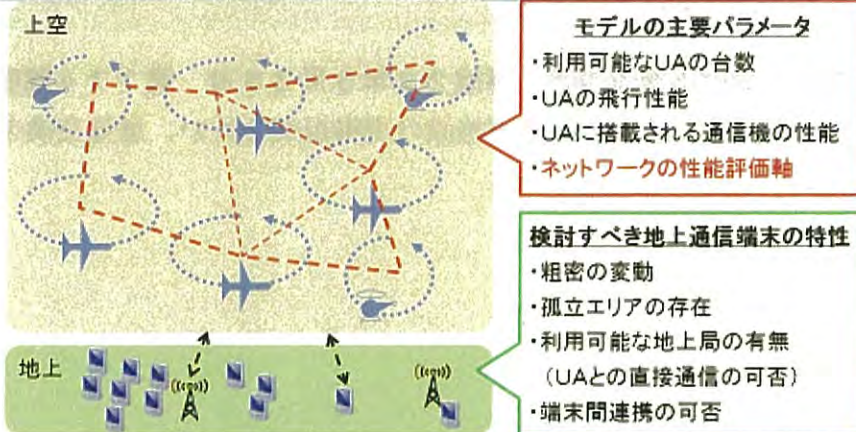
UAS地上管制システムの例
(中~大型UAS)

- ✓ 地上端末画面上に設定されたウェイポイントに沿い、自律プログラム飛行
- ✓ 飛行経路は飛行中に随時変更可能
- ✓ パイロットは、地上にてモニターを見ながらジョイスティックを握る
- ✓ 機体情報(位置、高度、速度、残燃料等)はリアルタイムでダウンリンク
- ✓ 途中で無線リンクが切れても、自動的に設定された着陸ポイントへ帰還

出典: 第179回電気通信紛争処理委員会資料



UAネットワークのモデル化が目標



複数UAによって構成されるUAネットワークの
最適構成・最適状態を導出可能なネットワークモデルの確立

出典：第17回電気通信紛争処理委員会資料



- ・ ③については、AIによるネットワーク制御を目標として研究しているところ(現在のネットワーク制御は全くAIの機能が入っておらず、タイミングやパケットにより機械的に制御の方法を決めている)、この研究内容について説明。ディープラーニングで通信の最適な経路を算出し輻輳を回避することにより効率的な電波資源の活用が可能となることが期待されるもの。

<講師紹介>

加藤 寧(東北大学大学院情報科学研究科教授)

経歴:

昭和61年3月 職業訓練大学校電子科卒業
 平成 3年3月 東北大学大学院工学研究科情報工学
 専攻博士課程修了
 3年4月 東北大学大型計算機センター助手
 7年9月 東北大学大学院情報科学研究科助手
 8年5月 東北大学大学院情報科学研究科助教授
 15年4月 東北大学大学院情報科学研究科教授(現職)
 27年10月 東北大学電気通信研究機構長(併任)



※ 平成 21 年 11 月から平成 29 年 11 月まで、電気通信紛争処理委員会特別委員。

3 事業者団体からのヒアリング(平成29年11月17日 第176回委員会)

一般社団法人テレコムサービス協会から「MVNO事業の現況と課題」及び「FVNO事業の現況と課題」について説明を受け、意見交換を行った。

- 4 **委員会における施設視察（平成29年6月28日 第174回委員会）**
株式会社テレビ東京の放送用施設の現場視察を行い、意見交換を行った。

第2章 「FVNOの事業者間契約に係る実態等調査」の報告

委員会では、紛争処理を行う際の基礎資料とするために、事務局において実施した「FVNOの事業者間契約に係る実態等調査の概要」について、第173回委員会（平成29年5月24日）で報告を受け、意見交換を行った。

FVNOの事業者間契約に係る実態等調査

本件調査は、多様な新サービスの創出が期待され、注目を集めるFVNOに対して、事業者間でどのような契約実態にあるのか、また、契約について問題点はあるのか等について、ヒアリング調査及びアンケート調査を行うことにより実施した。

【説明の概要】

1 目的等

(1) 目的

- ① FVNOの事業者間の契約実態、契約上の問題点や不満を把握することで、今後のあっせん・仲裁の際に、迅速かつ的確に対処するよう備える。
- ② 電気通信紛争処理委員会の認知度及び利用意向を把握し、今後の認知度及び利用度向上策に資する。

(2) 主な調査対象

FVNO（仮想固定通信事業者）

- ・インタビュー（ISP 2社、CATV 1社、警備業者 1社、小売業者 1社（計 5社））
- ・アンケート（通信事業者、ISP等（計 102社））

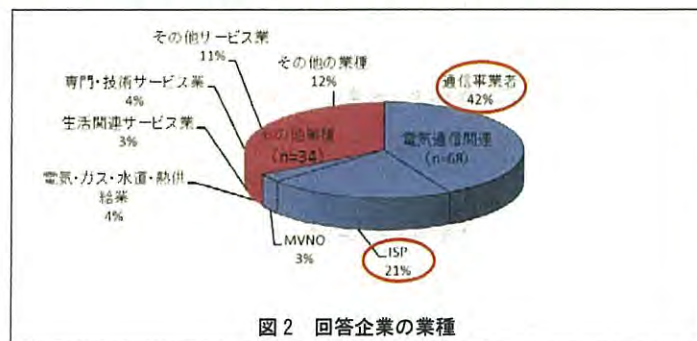


図2 回答企業の業種

2 FVNOの事業者間の契約実態等

(1) FVNOのサービス提供形態

- ・FNO（固定通信事業者）から光回線の卸を受け、その光回線とプロバイダーサービスをセットでエンドユーザーへ提供することが典型的なサービス内容である。
- ・回答企業の9割が光回線の卸を受けてサービスを提供し、さらに8割が付加価値サービスも提供している。提供している付加価値サービスは、インターネット接続サービス、光電話、リモートサポートが多い。
- ・法人向けサービスは8割、個人向けサービスは6割の事業者が提供している。



図6 FVNOサービスの提供状況

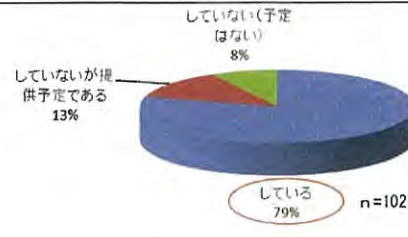


図7 付加価値サービスの提供状況

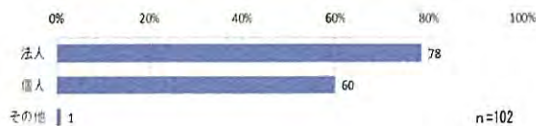


図8 サービス対象層

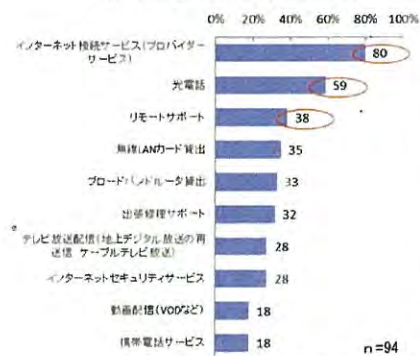
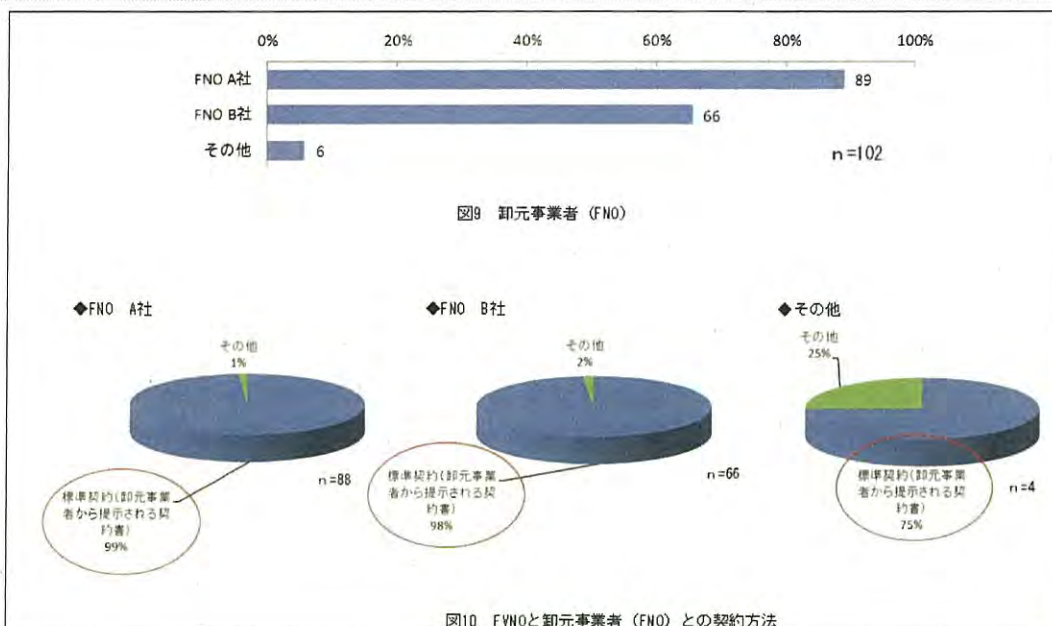


図9 付加価値サービスの内容 (上位10)

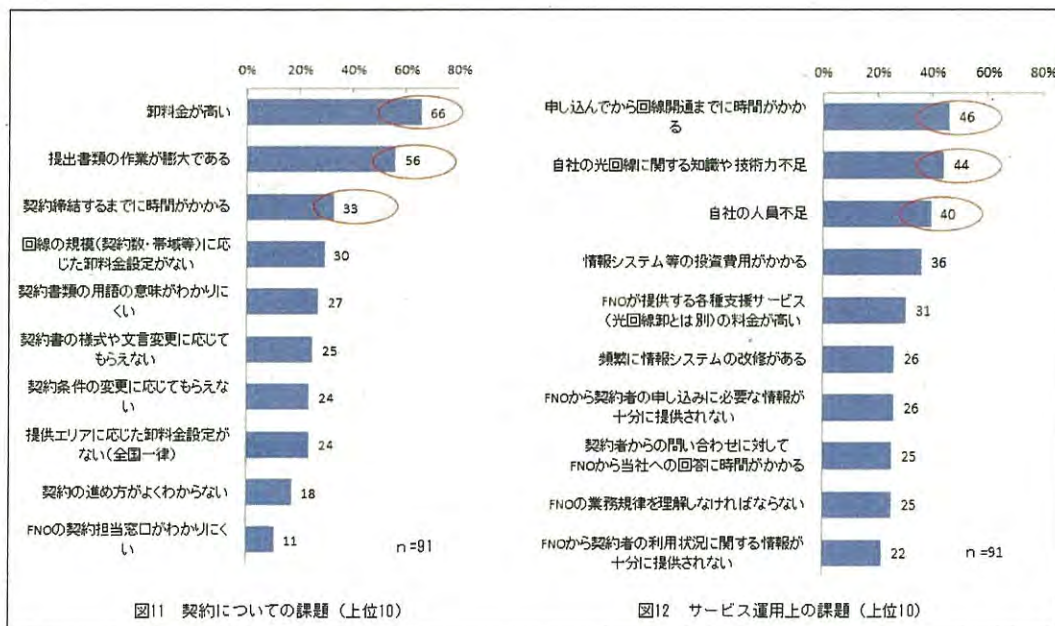
(2) FVNOとFNO間の契約形態

- ・光回線の卸元事業者（FNO）は、「FNO A社」9割、「FNO B社」7割、「その他」1割。
- ・FVNOとFNOとの契約方法は、FNOから提供される「標準契約」が主な契約方法となっている。



(3) FNOとの契約上の課題等

- ・ 契約上の課題は、「卸料金が低い」、「書類提出の作業が多い」、「締結までの時間がかかる」が上位を占めている。
- ・ サービス運用上の課題は、「回線開通までに時間がかかる」、「自社の知識や技術力不足」、「自社の人員不足」が上位を占めている。



(4) FVNE（仮想固定通信提供者）の活用状況と契約上の課題等

- FVNEは、FVNOがサービスを提供するにあたり必要となる作業を支援する事業者である。具体的には、FNOとの契約支援、サービス体制の構築等を行う。
- FVNEの活用については、9割が「活用していない」と回答。
- FVNEに関する契約上の課題は、「利用料金が高い」が6割と最も高くなった。
- サービス運用上の課題は「エンドユーザーからの問い合わせに対してFVNEからの回答に時間がかかる」、「FVNEが提供する各種支援サービス（回線開設手続、顧客管理、問い合わせ対応等）の料金が高い」、「自社の人員不足」が各4割となった。

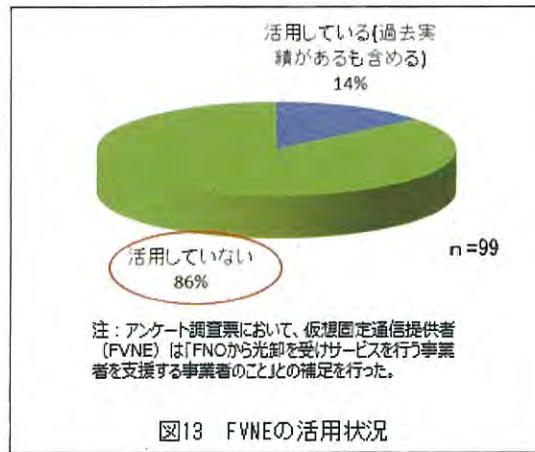


図13 FVNEの活用状況

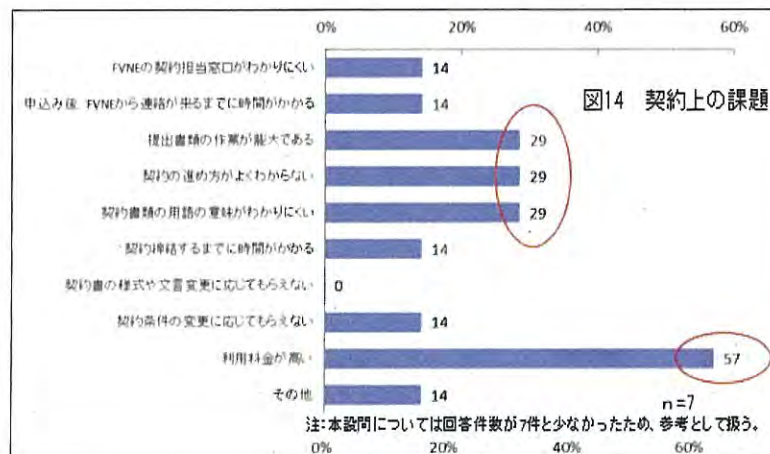


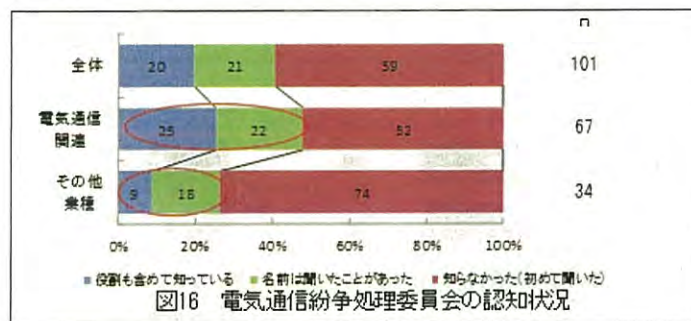
図14 契約上の課題



3 電気通信紛争処理委員会の認知度

(1) 認知度及び周知方法

- 委員会の認知状況は、電気通信関連（通信事業者、ISP等）は5割、その他業種（電気・ガス等）は3割が認知している状況。
- 委員会の認知度向上に向けた取組として、全体的に「個別事業者への情報提供」が6割。その他業種においては、次いで「委員会のホームページの充実」が4割となっている。



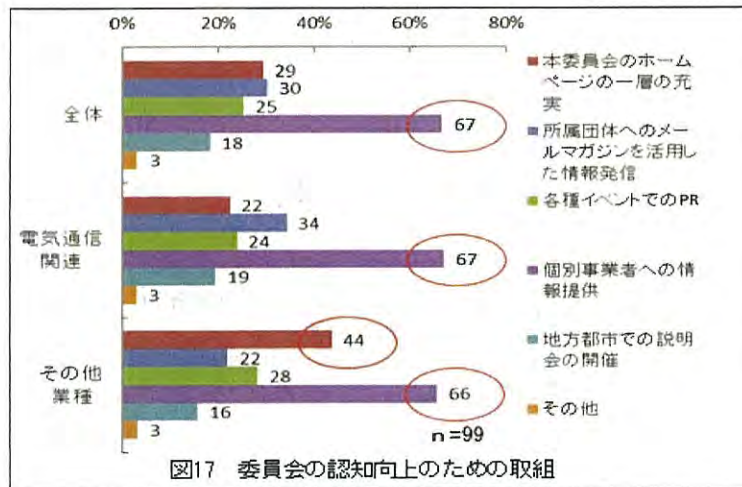


図17 委員会の認知向上のための取組

(2) 利用意向と利用しない理由

- 全体、電気通信関連、その他業種とも4割が「利用意向あり」と回答。
- 「利用したくない」と回答したのは、電気通信関連が1割、その他業種が2割。
- 委員会を利用しない理由は、業種によらず「現在相談・あっせんが必要なトラブルがないため」が高い。電気通信関連においては、「交渉相手との今後の関係が悪化する」も3割と高くなっている。

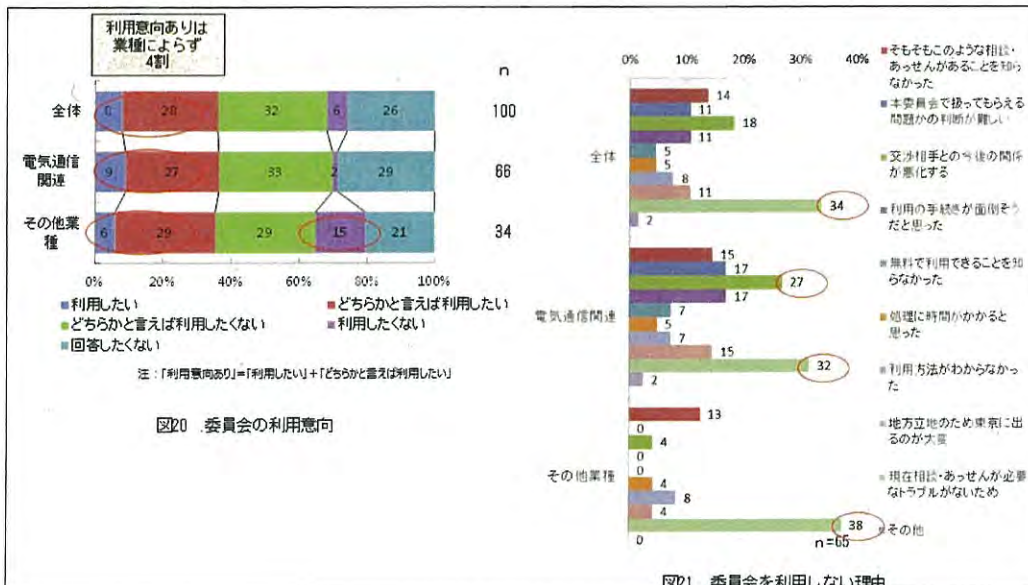


図20 委員会の利用意向

図21 委員会を利用しない理由

第3章 周知広報、利便性向上等のための取組

委員会の認知度及び利便性の向上等のため、次の取組を行った。

1 講演会における委員会業務説明

平成29年4月21日、熊本県熊本市において開催された、ISP&クラウド事業者の集い（主催：一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会）において、関係事業者等に対し、委員会の概要、あっせんの手続、事業者等相談窓口等について、事務局職員による説明を行った。

そのほか、事業者団体主催の講演会等において委員会のパンフレットを配布した。

2 総合通信局等を通じた周知等

平成29年11月16日の情報通信部長等会議において、総合通信局等に対し、事務局から委員会の周知について協力依頼を実施した。【資料4】

当該会議を受け、各総合通信局等においては、委員会の周知についての取組が行われた。

（例）

- ・ 管内の届出電気通信事業者等へ委員会事務局の問合せ先をお知らせ
- ・ 総合通信局等のホームページに委員会のバナーやURLを掲載
- ・ 総合通信局等主催の講演会・イベントにおいて委員会のパンフレットを配布
- ・ 総合通信局等庁舎内に委員会のパンフレットを配置

3 事業者への資料の送付

所管部局に依頼し、全国の届出電気通信事業者に対し、委員会が取り扱う事案及び相談窓口等を記載した資料を送付した。

4 事務局の移転

平成29年5月、事務局は合同庁舎2号館から永田町へ移転した。総務省ホームページにお知らせを掲載するとともに、関係者に周知を行った。

資料編

ページ

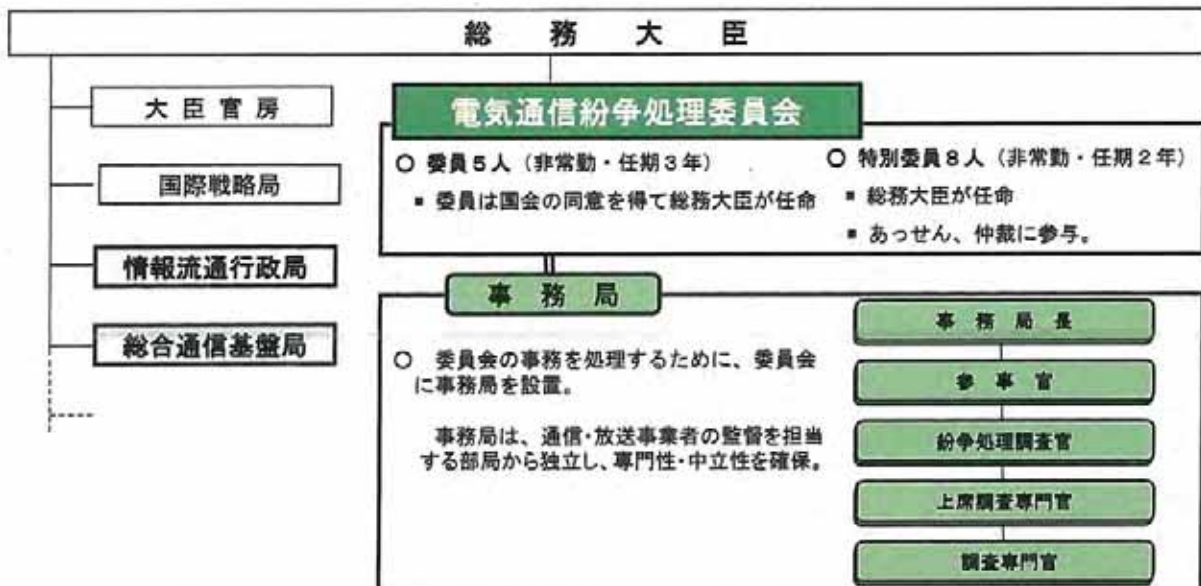
【資料1】電気通信紛争処理委員会の概要	32
【資料2】これまでの紛争処理の概況	35
【資料3】これまでの紛争処理終了案件の一覧	36
【資料4】総合通信局等を通じた周知広報	45
【資料5】紛争処理対象分野の動向	46

電気通信紛争処理委員会の概要

1. 電気通信紛争処理委員会の設置・組織

電気通信事業者間、放送事業者間等の紛争を迅速・公正に処理するため、電気通信事業法に基づき、総務省に設置された機関。

- ・平成13年11月、「電気通信事業紛争処理委員会」として発足。
- ・平成23年6月、放送分野の紛争が追加され、「電気通信紛争処理委員会」に名称変更。



2. 委員会の機能

あっせん・仲裁

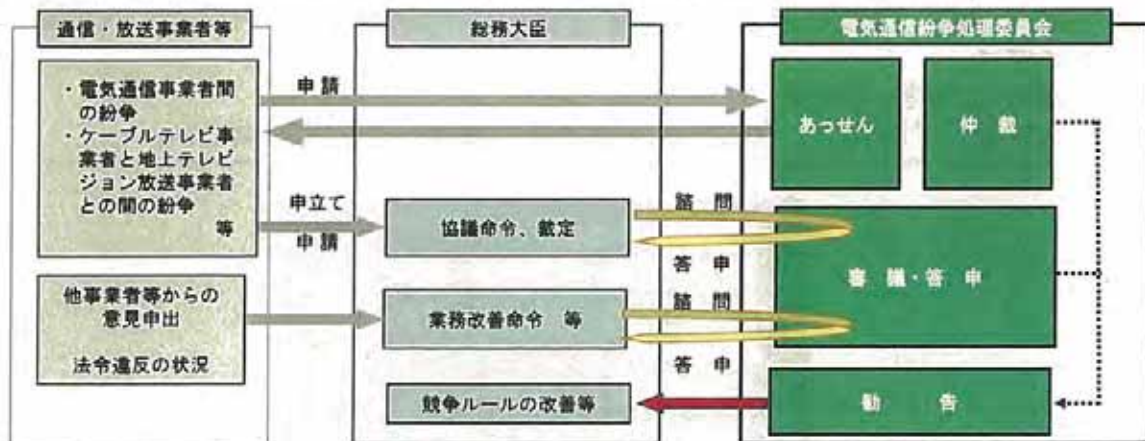
➤ 電気通信事業者間の接続に関する紛争、ケーブルテレビ事業者と地上テレビジョン放送事業者との間の再放送の同意に関する紛争等に対し、「あっせん」や「仲裁」を実施。

諮問に対する審議・答申

➤ 総務大臣が、接続協定に関する協議命令や裁定、再放送の同意に関する裁定、業務改善命令などの行政処分を行う際、諮問を受け、審議・答申。

勸告

➤ あっせん・仲裁や諮問に対する審議・答申に関し、競争ルールの改善等について意見があれば、総務大臣に対し勸告。



相談

➤ 事務局に相談窓口を設け、事業者間の紛争等に関する相談に対応。

3. 紛争の種類と紛争処理手続

当事者	協議の内容	協議が不調のときの紛争処理手続	
		委員会	総務大臣
電気通信事業者間	<ul style="list-style-type: none"> ○ 電気通信設備の接続に関する協定 (電気通信事業法第154条第1項・第155条第1項) ○ 電気通信設備の共用に関する協定 (電気通信事業法第156条第1項) ○ 電気通信設備設置用工作物の共用に関する協定 (電気通信事業法第156条第1項) ○ 卸電気通信役務の提供に関する契約 (電気通信事業法第156条第2項) 	あっせん 仲裁	協議命令 又は裁定 (注)
	○ 電気通信役務の円滑な提供の確保のために締結が必要な協定・契約 (電気通信事業法第157条第1項及び第3項)	あっせん 仲裁	—
コンテンツ配信事業者等と電気通信事業者の間	<ul style="list-style-type: none"> ○ コンテンツ配信事業者等(※)を営むに当たって利用すべき電気通信役務の提供に関する契約 (電気通信事業法第157条の2第1項及び第3項) <p>(※)電気通信設備を用いて他人の通信を媒介する電気通信役務以外の電気通信役務を電気通信回線設備を設置することなく提供する電気通信事業(電気通信事業法第164条第1項第3号)</p>	あっせん 仲裁	—
ケーブルテレビ事業者と基幹放送事業者との間	○ 地上基幹放送(地上テレビジョン放送)の再放送に係る同意 (放送法第142条第1項及び第3項)	あっせん 仲裁	裁定(注)
無線局(※)を開設・変更しようとする者その他の無線局(※)の免許人等との間	<ul style="list-style-type: none"> ○ 混信等の妨害防止のために必要な措置に関する契約 (電波法第27条の35第1項及び第3項) <p>(※)電気通信業務、放送の業務その他の総務省令で定める業務を行うことを目的とする無線局に限る (電波法第27条の35第1項)</p>	あっせん 仲裁	—

注:「協議命令」又は「裁定」の場合は、総務大臣から電気通信紛争処理委員会へ諮問が行われる。

4. 事業者等相談窓口の設置

電気通信紛争処理委員会の事務局では、事業者等向けの相談窓口として、専用の電話、メールアドレスを設け、事業者間での協定・契約に関する協議が難航した場合等の相談に応じ、アドバイスや参考情報の提供等を幅広く行っている。

事業者等相談窓口とは？

- ◆ 相談は、委員会のあっせんや仲裁手続の利用を前提とするものではないため、協議中のものや今後の対応を決めていない案件についても受け付け。
- ◆ 「あっせん申請が可能な事案かどうか判断がつかない」といった相談や「あっせんの手続(制度の概要や申請の方法等)を知りたい」等の問い合わせについても幅広く受け付け。
- ◆ 相談は、無料・非公開。
- ◆ 相談者の了解なしに、相談内容を相手方事業者に伝えることはない。

【相談専用電話】

TEL 03-5253-5500

FAX 03-5512-2502

電話受付時間 平日 9:30-12:00 / 13:00-17:00

【相談専用メールアドレス】

soudan@ml.soumu.go.jp

これまでの紛争処理の概況 (平成30年3月31日現在)

1 あっせん 68件

- 「接続に係る費用負担」に関する件 (39件)
- 「接続の諾否」に関する件 (5件)
- 「接続協定の細目」に関する件 (2件)
- 「卸電気通信役務の提供のための契約の細目」に関する件 (5件)
- 「電気通信役務の提供に係る契約の取次ぎ」に関する件 (1件)
- 「地上基幹放送 (地上テレビジョン放送) の再放送に関する同意」に関する件 (8件)
- 「接続に必要な工作物の利用」に関する件 (5件)
- 「設備の利用・運用」に関する件 (2件)
- 「接続に必要な工事」に関する件 (1件)

2 仲裁 3件

(※いずれも、他方事業者が申請を行わず、仲裁は不実行。その後、あっせんや大臣命令に移行。)

- 「接続に係る費用負担」に関する件 (2件)
- 「接続に必要な工事」に関する件 (1件)

3 諮問・答申 10件

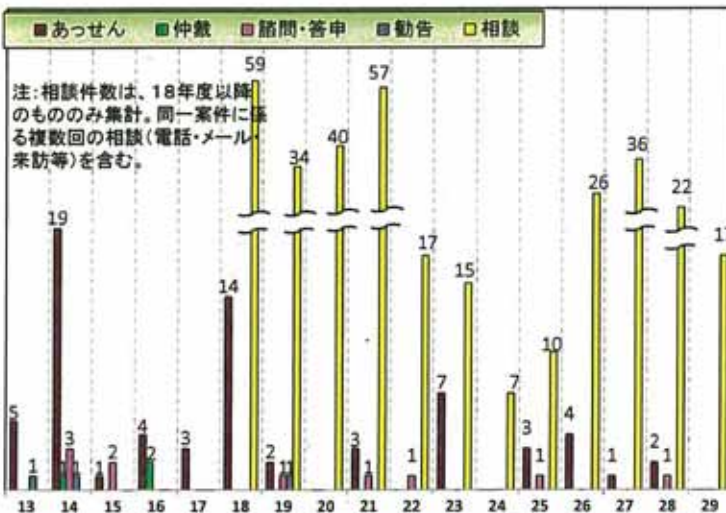
- 業務改善命令 (3件)
- 接続に関する協議再開命令 (3件)
- 接続協定等の細目に関する裁定 (2件)
- 土地等の使用に関する認可 (1件)
- 地上基幹放送 (地上テレビジョン放送) の再放送の同意に関する裁定 (1件)

4 勧告 3件

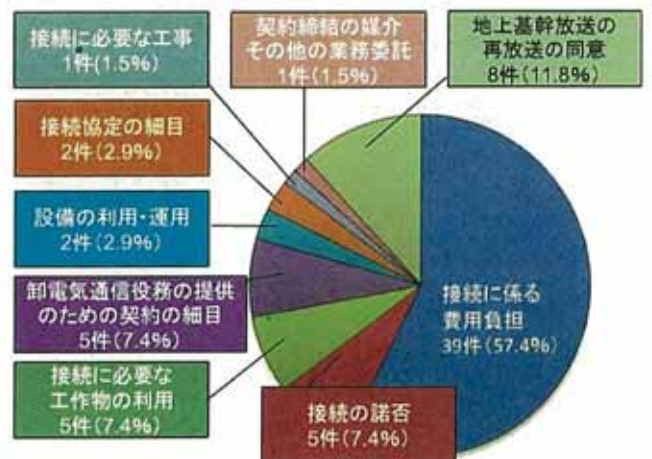
- 他事業者によるNTT局舎の利用に関するルールの整備 (1件)
- 通信事業者間の接続において適正な料金設定を行い得る仕組みの整備 (1件)
- MVNOとMNOとの間の円滑な協議に資する措置の検討 (1件)

(参考) 紛争処理件数の内訳

1 紛争処理等の年度別件数



2 あっせんの紛争内容



3 あっせんの処理結果



注1: 「合意が成立し解決」は、当事者間の協議により解決した事件16件及びあっせん案の受諾により解決した事件28件の合計。
 注2: 「不実行」とは、一定の場合(他方事業者があっせんを拒否した場合、相手の社会的信用の低下を目的としていると認められる場合等)に委員会があっせんしないこと。

これまでの紛争処理終了案件の一覧

I あっせん・仲裁

1 あっせん

【電気通信事業法関係】

(1) 接続の諾否に関する紛争

事件	申請者 相手方	申請概要	結果
平成14年(争) 第5号 H14.2.13 申請 H14.3.6 終了	彩ネット㈱ NTT 東日本	彩ネット㈱による NTT 東日本の中継光ファイバとの接続	合意により解決
平成16年(争) 第3号～第4号 H16.8.31 申請 H16.11.1 終了	ソフトバンク BB㈱ NTT 東日本 NTT 西日本	ソフトバンクBB㈱による NTT 東日本及び NTT 西日本の中継光ファイバとの接続	合意により解決 ※あっせん案受諾
平成21年(争) 第1号 H21.9.15 申請 H22.1.21 終了	関西ブロード バンド㈱ NTT西日本	関西ブロードバンド㈱による NTT 西日本の中継光ファイバとの接続	合意により解決 ※あっせん案受諾
平成21年(争) 第3号 H21.12.28 申請 H22.1.15 終了	生活文化セ ンター㈱ NTTドコモ	生活文化センター㈱による NTTドコモとのレイヤ2等での接続	あっせん不実行 (参考)本件終了後の経過 総務大臣の接続協議 再開命令申立て

(2) 接続に係る費用負担（接続料及び網改造料等）に関する紛争

事件	申請者 相手方	申請概要	結果
平成14年(争) 第6号 H14.2.25 申請 H14.3.12 終了	彩ネット㈱ NTT 東日本	彩ネット㈱による NTT 東日本に対する網改造料の支払義務の有無	合意により解決 ※あっせん案受諾
平成14年(争) 第9号～第23号 H14.7.4 申請 H14.7.23 終了	A社 B社等各社	A社によるVoIPサービスに係るB社等各社との接続に関する事業者間精算の方法	合意により解決 ※あっせん案受諾
平成16年(争) 第5号～第6号 H16.12.17 申請 H17.2.22 終了	NTT 東日本 NTT 西日本 平成電電㈱	NTT 東日本及び NTT 西日本による法人向けIP電話網と平成電電㈱電話網との接続条件(接続料等)	合意により解決 (参考)本件申請前の経過 仲裁申請(仲裁不実行)

事件	申請者 相手方		申請概要	結果
	平成17年(争) 第2号～第3号 H17.7.8 申請 H17.10.4 終了	A社 B社 C社		
平成18年(争) 第1号～第14号 H18.8.9 申請 H19.3.27 終了	A社等各社 B社	A社等各社によるB社との接続に関する網使用料の費用負担	合意に至らず申請取下げ	
平成21年(争) 第2号 H21.10.27 申請 H22.1.14 終了	(有)ナインレイヤーズ NTT西日本	(有)ナインレイヤーズによるNTT西日本との接続に係る債権保全措置の要否	合意により解決	
平成23年(争) 第1号 H23.5.18 申請 H24.1.23 終了	NTTドコモ ソフトバンクモバイル(株)	NTTドコモによるソフトバンクモバイル(株)の接続料の算定根拠の開示	あっせん打ち切り	
平成23年(争) 第2号 H23.6.9 申請 H24.1.23 終了	ソフトバンクモバイル(株) NTTドコモ	ソフトバンクモバイル(株)によるNTTドコモの接続料の再精算等	あっせん打ち切り	
平成23年(争) 第3号～第4号 H23.6.9 申請 H24.2.21 終了	ソフトバンクテレコム(株) NTT東日本 NTT西日本	ソフトバンクテレコム(株)によるNTT東日本及びNTT西日本との接続に係るジャンパ工事費の見直し	合意により解決	

(3) 接続のための工事・網改造等に関する紛争

ア 接続に必要な工事

事件	申請者 相手方		申請概要	結果
	平成14年(争) 第2号 H14.2.12 申請 H14.4.9 終了	ビー・ビー・テクノロジー(株) NTT西日本		

イ 設備の利用・運用

事件	申請者 相手方		申請概要	結果
	平成14年(争)	A社		

第7号～第8号 H14.4.30 申請 H14.5.10 終了	B社 C社	設備に対する工事(A社の 上位プロバイダ変更に伴う IPアドレス設定変更)の早 期実施	
---------------------------------------	----------	--	--

ウ 接続協定の細目

事件	申請者 相手方	申請概要	結果
	平成19年(争) 第1号～第2号 H19.3.23 申請 H19.4.5 終了		

(4) 接続に必要な工作物の利用(コロケーション等)に関する紛争

事件	申請者 相手方	申請概要	結果
	平成13年(争) 第1号 H13.12.27 申請 H14.1.25 終了		
平成14年(争) 第1号 H14.2.1 申請 H14.2.14 終了	イー・アクセ ス㈱ NTT 東日本	イー・アクセス㈱によるNTT 東日本のコロケーションス ペース、電源及びMDFの 利用	合意により解決 <u>(参考)本件に関連した措 置 総務大臣に対する勧告</u>
平成14年(争) 第3号 H14.2.12 申請 H14.2.26 終了	イー・アクセ ス㈱ NTT 西日本	イー・アクセス㈱によるNTT 西日本のコロケーションス ペース、電源及びMDFの 利用等	合意により解決
平成14年(争) 第4号 H14.2.13 申請 H14.4.2 終了	イー・アクセ ス㈱ NTT 西日本	イー・アクセス㈱によるNTT 西日本のコロケーションス ペース、電源及びMDFの 利用	合意により解決 ※あっせん案受諾
平成15年(争) 第2号 H15.6.11 申請 H15.6.25 終了	平成電電㈱ NTT 東日本	平成電電㈱による NTT 東 日本の設備(MDF)の利用	合意により解決

(5) 卸電気通信役務の提供のための契約の細目に関する紛争

事件	申請者	申請概要	結果
	相手方		
平成25年(争)第1号 H25.10.30 申請 H26.2.13 終了	A社	A社によるB社との卸電気通信役務の提供に係る料金等の見直し	合意により解決 ※あっせん案受諾
	B社		
平成27年(争)第1号 H27.3.10 申請 H27.3.23 終了	A社	A社によるB社との卸電気通信役務の提供に係る契約の延長	あっせん不実行
	B社		
平成27年(争)第2号 H27.6.9 申請 H27.11.24 終了	A社	A社によるB社との卸電気通信役務の提供に係る料金等の見直し	合意により解決
	B社		
平成28年(争)第1号 H28.4.25 申請 H28.12.28 終了	A社	A社によるB社との卸電気通信役務の提供に係る契約の締結等	合意により解決 ※あっせん案受諾及び当事者間による合意
	B社		
平成28年(争)第2号 H28.12.2 申請 H28.12.15 終了	A社	A社による NTT コミュニケーションズ株との卸電気通信役務の提供に係る料金等の見直し	あっせん不実行
	NTT コミュニケーションズ株		

(6) 契約締結の媒介その他の業務委託に関する紛争

事件	申請者	申請概要	結果
	相手方		
平成17年(争)第1号 H17.4.14 申請 H17.5.13 終了	イー・アクセス株	イー・アクセス株によるNTT西日本とのフレッツサービス受付業務の再開	合意により解決
	NTT 西日本		

【放送法関係】

地上基幹放送の再放送の同意に関する紛争

事件	申請者		申請概要	結果
	相手方			
平成23年(争)第5号 H23.7.15 申請 H24.2.23 終了	松阪市ケーブルシステム	テレビ愛知㈱	松阪市ケーブルシステムによるテレビ愛知㈱の地上テレビジョン放送の再放送の同意	合意により解決 ※あっせん案受諾
平成23年(争)第6号 H23.7.15 申請 H24.2.23 終了	A社		A社によるB社の地上テレビジョン放送の再放送の同意	合意により解決 ※あっせん案受諾
	B社			
平成23年(争)第7号 H23.7.15 申請 H24.2.23 終了	A社		A社によるB社の地上テレビジョン放送の再放送の同意	合意により解決 ※あっせん案受諾
	B社			
平成24年(争)第1号 H24.9.3 申請 H25.10.31 終了	A組合		A組合によるB社の地上テレビジョン放送の再放送の同意	合意により解決
	B社			
平成24年(争)第2号 H24.9.4 申請 H25.10.31 終了	A組合		A組合によるB社の地上テレビジョン放送の再放送の同意	合意により解決
	B社			
平成26年(争)第1号 H26.7.23 申請 H26.10.21 終了	大分ケーブルテレコム㈱	九州朝日放送㈱	大分ケーブルテレコム㈱による九州朝日放送㈱の地上テレビジョン放送の再放送の同意	合意により解決 ※あっせん案受諾
	九州朝日放送㈱			
平成26年(争)第2号 H26.7.23 申請 H26.10.21 終了	大分ケーブルネットワーク㈱	九州朝日放送㈱	大分ケーブルネットワーク㈱による九州朝日放送㈱の地上テレビジョン放送の再放送の同意	合意により解決 ※あっせん案受諾
	九州朝日放送㈱			
平成26年(争)第3号 H26.7.23 申請 H26.10.21 終了	㈱ケーブルテレビ佐伯	九州朝日放送㈱	㈱ケーブルテレビ佐伯による九州朝日放送㈱の地上テレビジョン放送の再放送の同意	合意により解決 ※あっせん案受諾
	九州朝日放送㈱			

2 仲裁

【電気通信事業法関係】

(1) 接続に係る費用負担（接続料及び網改造料等）に関する紛争

事件	申請者 相手方		申請概要	結果
	平成16年(争) 第1号～第2号 H16.4.2 申請 H16.4.27 仲裁 不実行通知	NTT 東日本 NTT 西日本		

(2) 接続のための工事・網改造等に関する紛争

事件	申請者 相手方		申請概要	結果
	平成15年(争) 第1号 H15.2.14 申請 H15.2.21 仲裁 不実行通知	ソフトバンク BB株		

Ⅱ 総務大臣からの諮問に対する審議・答申

【電気通信事業法関係】

(1) 接続協定等に関する協議命令

答申日等	事案の概要等
平成15年8月20日 電委第57号 H15.7.16 諮問 H15.8.20 答申	ソフトバンク BB機からの申立てを受けた、DSL サービス提供のための NTT 西日本との接続に関する接続協議再開命令(平成15年5月16日申立て) <u>〈参考〉本答申前の経緯</u> あっせん申請(あっせん打切り) 仲裁申請(仲裁不実行)
平成22年7月8日 電委第42号 H22.6.29 諮問 H22.7.8 答申	生活文化センター機からの申立てを受けた、直収パケット交換機接続(レイヤ2接続)等についての、NTT ドコモとの接続に関する接続協議再開命令(平成22年1月25日申立て) <u>〈参考〉本答申前の経緯</u> あっせん申請(あっせん不実行)
平成29年1月27日 電委第4号 H28.12.8 諮問 H29.1.27 答申	日本通信機からの申立てを受けた、ソフトバンク機が販売したSIMロックがなされた端末及びSIMロックがかかっていない端末との間の伝送交換を可能とするための、ソフトバンク機との接続に関する接続協議再開命令(平成28年9月29日申立て)

(2) 接続協定等に関する細目の裁定

答申日等	事案の概要等
平成14年11月5日 電委第115号 H14.9.20 諮問 H14.11.5 答申	平成電電機からの申請を受けた、NTT ドコモ等携帯電話事業者に対する直収発携帯着の利用者料金の設定に関する裁定(平成14年7月18日申請) <u>〈参考〉本答申に関連した措置</u> 総務大臣に対する勧告
平成19年11月22日 電委第69号 H19.9.21 諮問 H19.11.22 答申	日本通信機からの申請を受けた、NTT ドコモとの相互接続によるMVNO 事業に関する裁定(平成19年7月9日申請) <u>〈参考〉本答申に関連した措置</u> 総務大臣に対する勧告

(3) 土地等の使用に関する協議認可

答申日等	事案の概要等
平成14年7月30日 電委第95号 H14.6.17 諮問 H14.7.30 答申	モバイルインターネットサービス機からの申請を受けた、無線 LAN サービスの役務提供のための JR 東日本の土地等の使用に関する協議認可(平成14年3月19日申請)

(4) 電気通信事業者に対する業務改善命令

答申日等	事案の概要等
平成14年4月19日 電委第60号 H14.4.18 諮問 H14.4.19 答申	KDDI(株)に対する、子会社である第二種電気通信事業者を通じた、地方公共団体に対する届出料金を下回る料金での電気通信役務の提供についての業務改善命令(平成14年4月19日命令)
平成16年2月4日 電委第8号 H16.1.29 諮問 H16.2.4 答申	KDDI(株)に対する、子会社である KCOM(株)を通じた、地方公共団体に対する届出料金を下回る料金での電気通信役務の提供についての業務改善命令(平成16年2月5日命令)
平成22年2月4日 電委第19号 H22.1.28 諮問 H22.2.4 答申	NTT 西日本に対する、他の電気通信事業者等に関する情報の取扱いについての業務改善命令(平成22年2月4日命令)

【放送法関係】

地上基幹放送の再放送の同意に関する裁定

答申日等	事案の概要等
平成25年6月26日 電委第54号 H25.1.30 諮問 H25.6.26 答申	株ひのきによる讀賣テレビ放送(株)の地上テレビジョン放送の再放送の同意に関する裁定(平成25年7月23日裁定)

※ 総務大臣裁定後の経緯

- ・ H27. 2. 25 : 総務大臣 (株)ひのきからの一部区域についての不同意裁定の取消しを求めた異議申立てを棄却
- ・ H29. 12. 7 : 東京高等裁判所 (株)ひのきからの棄却決定の取消請求を認容する判決 (H30. 3 現在 上訴手続中)

Ⅲ 総務大臣に対する勧告

【電気通信事業法関係】

発出	概要等
平成14年2月26日 電委第32号	コロケーションのルール改善に向けた勧告 <u>〈参考〉本勧告の関連事案</u> イー・アクセス㈱によるNTT東日本のコロケーションスペース、電源及びMDFの利用に関するあっせん申請(合意により解決)
平成14年11月5日 電委第115号	接続における適正な料金設定が行い得る仕組みの整備の勧告 <u>〈参考〉本勧告の関連事案</u> 平成電電㈱からの申請を受けた、NTTドコモ等携帯電話事業者に対する直収発携帯着の利用者料金の設定に関する裁定
平成19年11月22日 電委第69号	接続料金の算定の在り方などMVNOとMNOとの間の円滑な協議に資する措置の勧告 <u>〈参考〉本勧告の関連事案</u> 日本通信㈱からの申請を受けた、NTTドコモとの相互接続によるMVNO事業に関する裁定

(注) 実際の紛争は、内容が複雑に絡み合っており、以上の分類は厳密なものではない。

総合通信局等を通じた周知広報

～総合通信局等への協力依頼事項～

1 相談窓口の紹介

通信・放送事業者間での協定・契約をめぐる交渉などがうまく進まないことがありましたら、相談先として、当委員会の相談窓口をご紹介願います。

※ 例：関東総合通信局のご協力により、管区内の届出電気通信事業者へ送付している文書の中で、当委員会の相談窓口を紹介していただいております。

2 委員会ウェブサイトの URL 又はバナーの掲載

総合通信局等のホームページに、当委員会の URL 又はバナーの掲載をお願いします。

<ご参考> 電気通信紛争処理委員会トップページ

(URL) http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hunso/ (バナー)

3 管区内の通信・放送事業者への周知

管区内の通信・放送事業者に対して、委員会を周知できる機会[※]がありましたら、当委員会事務局の参加やパンフレットの配布について、お気軽にご相談下さい。

※例 総合通信局主催の講演会、各種イベント、
庁舎内におけるパンフレットの設置等

紛争処理対象分野の動向

- 1 電気通信事業の市場動向
- 2 電気通信事業に関する規律
- 3 電波利用の動向
- 4 放送事業の動向

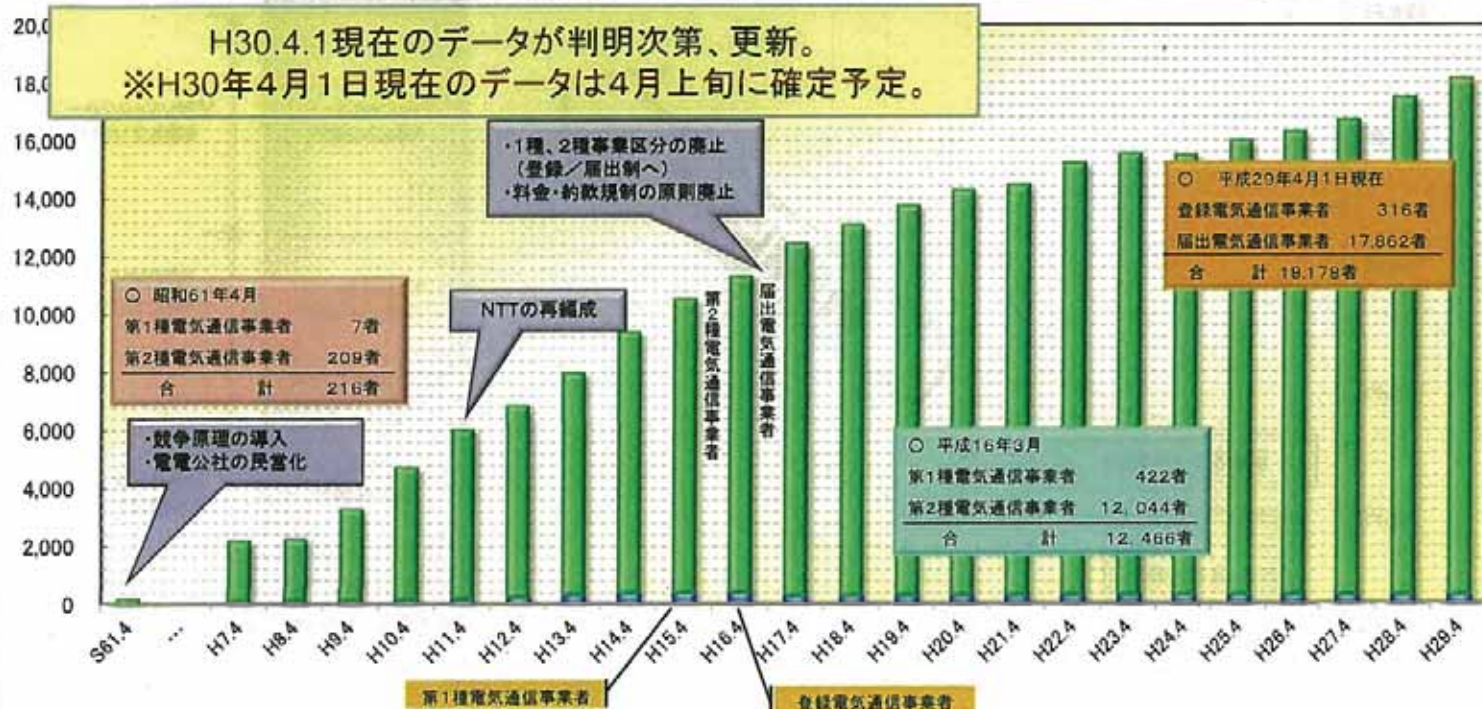
本編で使用している資料は、総務省国際戦略局、情報流通行政局、総合通信基盤局及び電気通信紛争処理委員会事務局で作成した資料をもとに構成されている。

1 電気通信事業の市場動向

1. 電気通信事業者数の推移
2. 国内の電気通信業界の主な変遷
3. 電気通信事業者等の売上高の状況(平成28年度)
4. 電気通信市場における環境変化
5. ブロードバンドサービスの契約数の推移
6. 固定通信トラフィックと移動通信トラフィック
7. 固定電話の現状
8. 移動系通信の契約数における事業者別シェアの推移
9. 固定系ブロードバンドサービス契約数における事業者別シェアの推移
10. MVNOサービスの契約数の推移
11. MVNOサービスの区分契約数・事業者数
12. NTT東西による光回線の卸売サービスの概要
13. サービス卸の卸契約数
14. サービス卸の卸先事業者数
15. NTT東西のFTTH契約数及び当該契約数に占めるサービス卸の契約数比率
16. インターネット附随サービス業

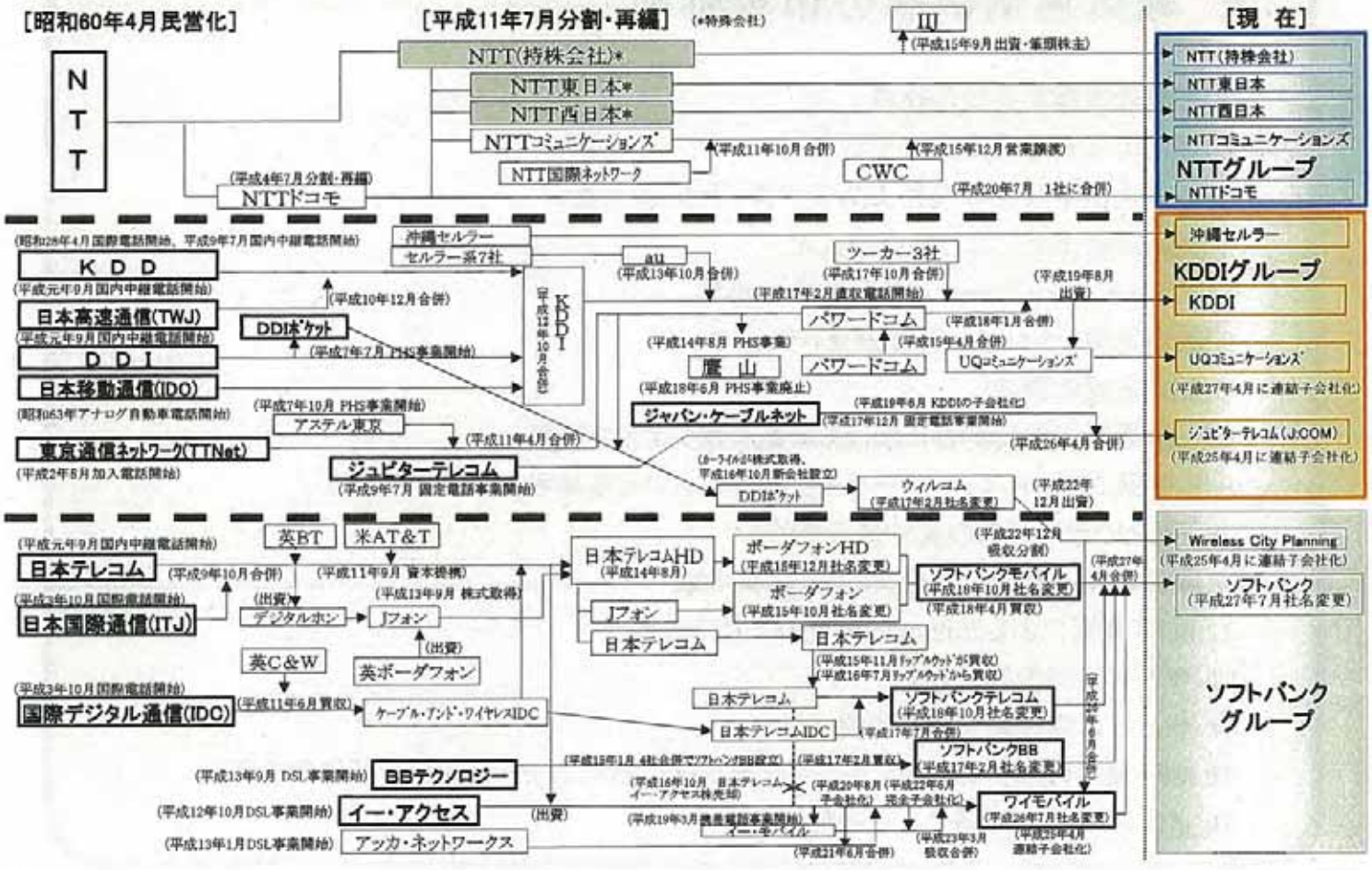
1-1 電気通信事業者数の推移

- ・昭和60年以降、電気通信事業者数は大幅に増加し、平成29年4月1日現在、1万8,178者が参入。
- ・その大半(約98%)は届出電気通信事業者。

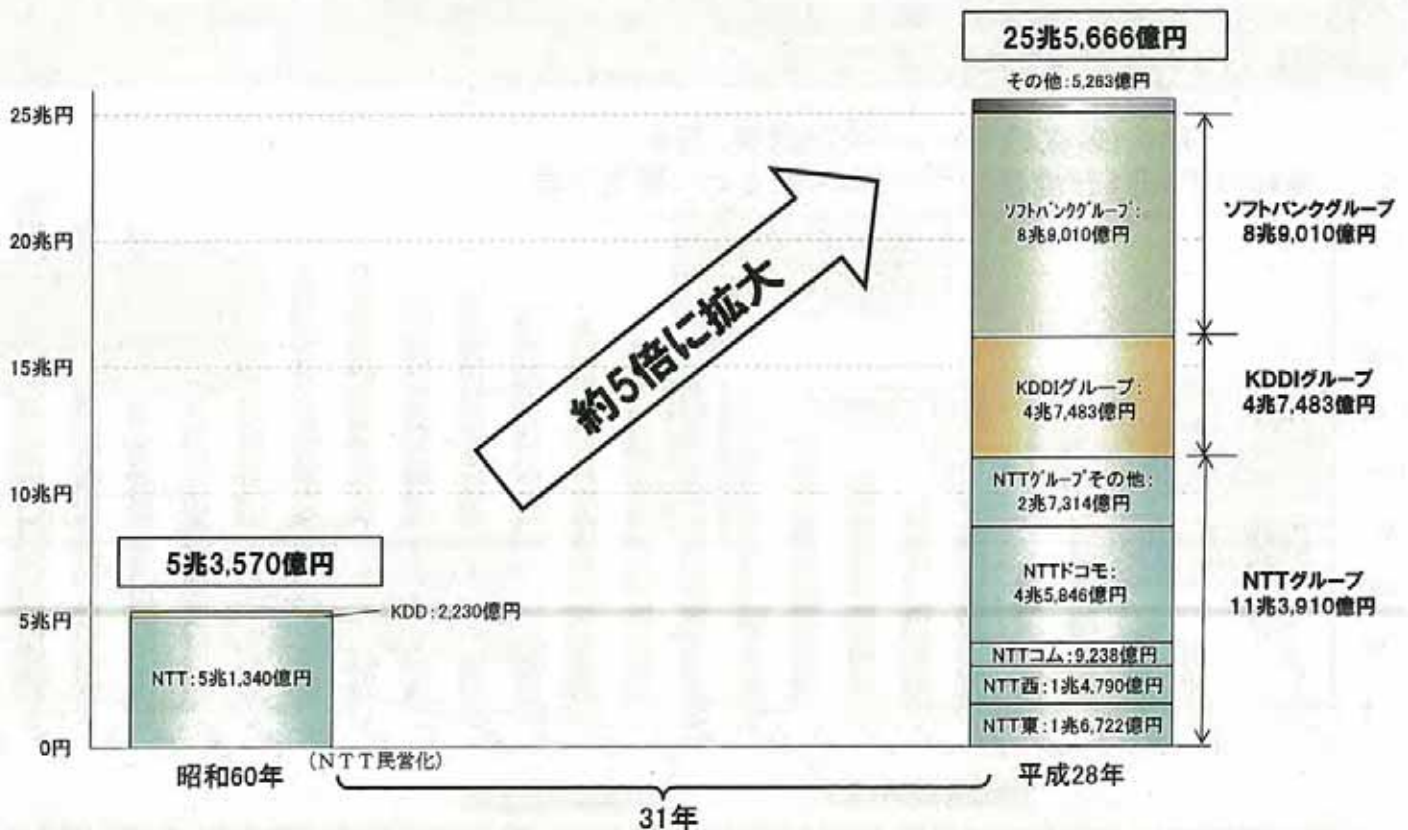


(注) 登録電気通信事業者とは、電気通信回線設備を設置する電気通信事業者のうち総務省令で定める規模(端末系伝送路設備の設置の区域が一の市町村(特別区を含む。)を超えるか、又は中継系伝送路設備の設置区域が一の都道府県を超えるもの)以上の電気通信事業者、届出電気通信事業者とは、それ以外の電気通信事業者。

1-2 国内の電気通信業界の主な変遷



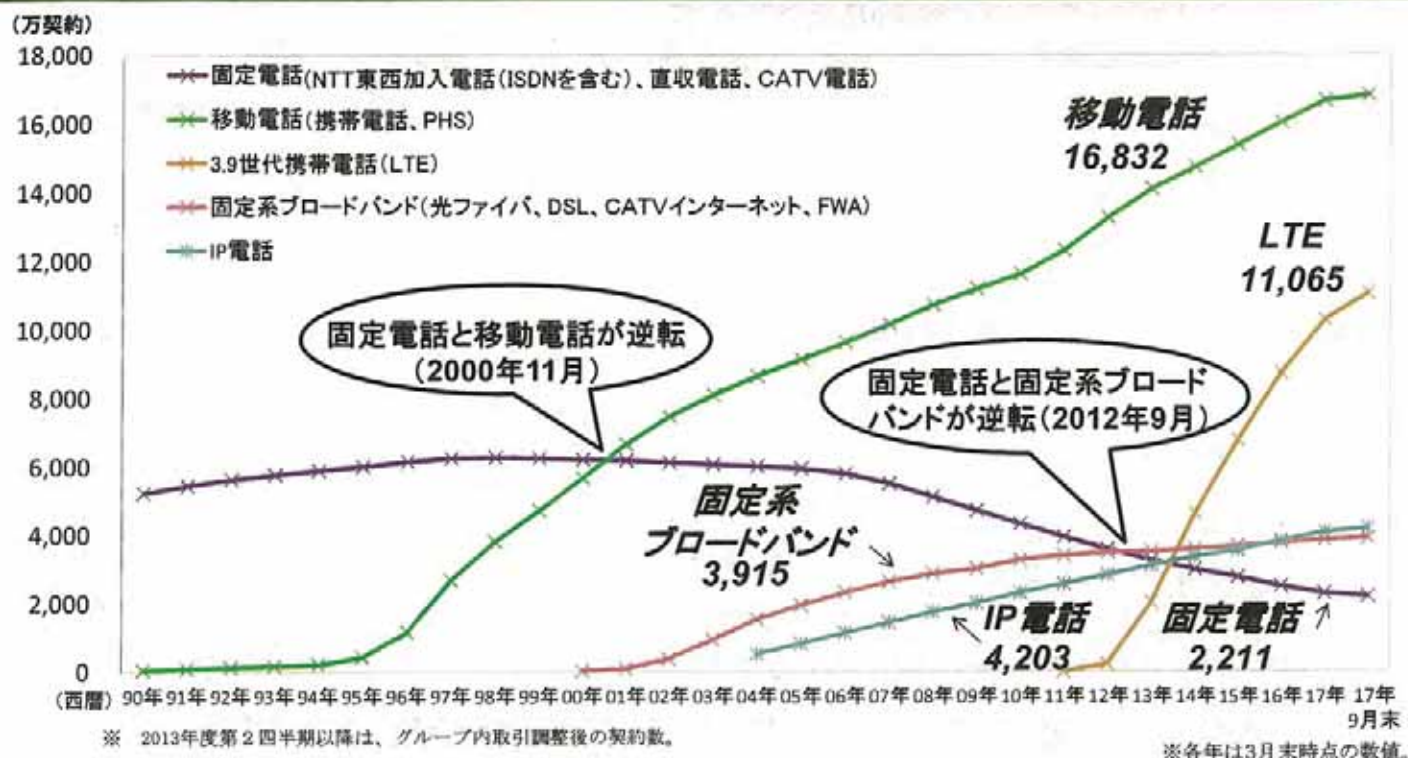
1-3 電気通信事業者等の売上高の状況(平成28年度)



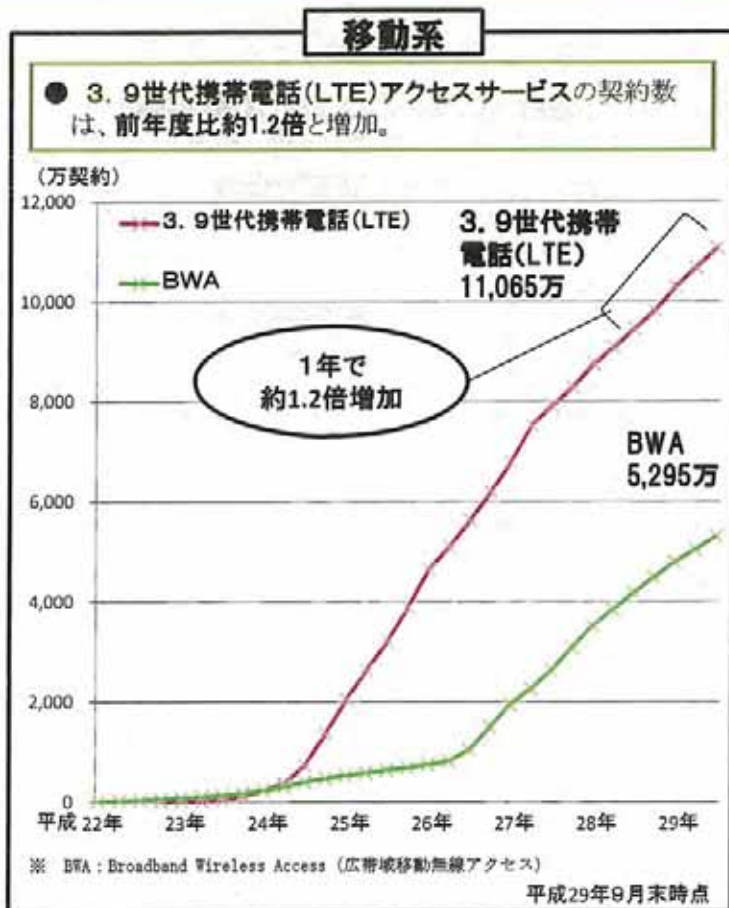
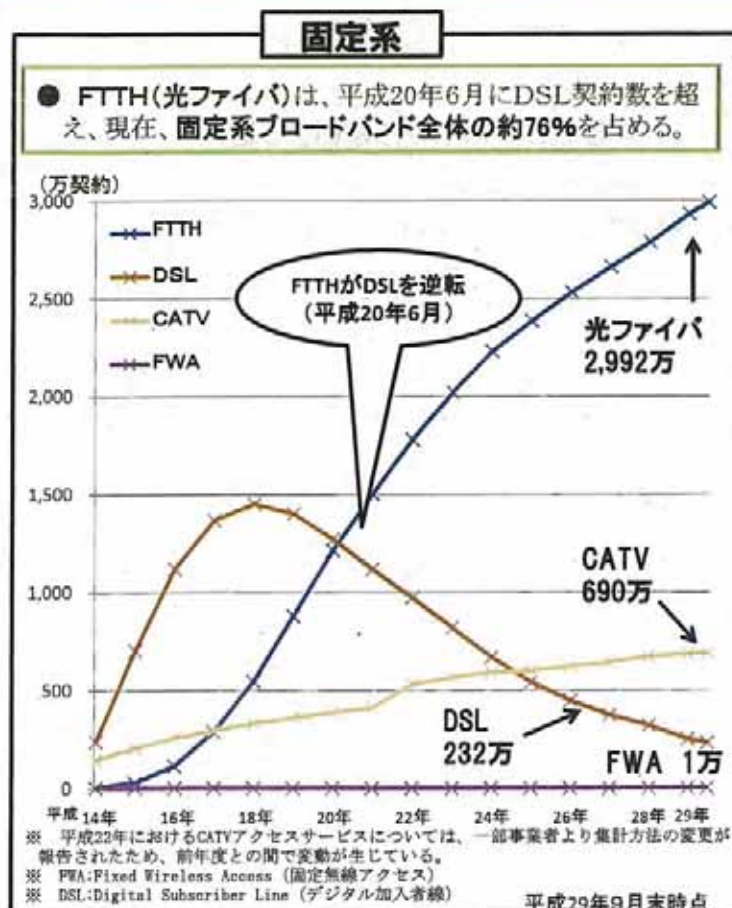
※ 各事業者の決算資料等に基づき総務省にて作成。
 ※ 国内事業者(国内事業者の海外子会社を含む)が海外で行う事業の売上を含む。
 ※ その他には、「電力系通信事業者」「スカパーJSAT㈱」を含む。

1-4 電気通信市場における環境変化

- 固定系ブロードバンドは、光ファイバが全体の76% (2,992万契約)に。
- 携帯電話・PHSは、15年で約3倍に増加。LTEが1億契約を超える。



1-5 ブロードバンドサービスの契約数の推移

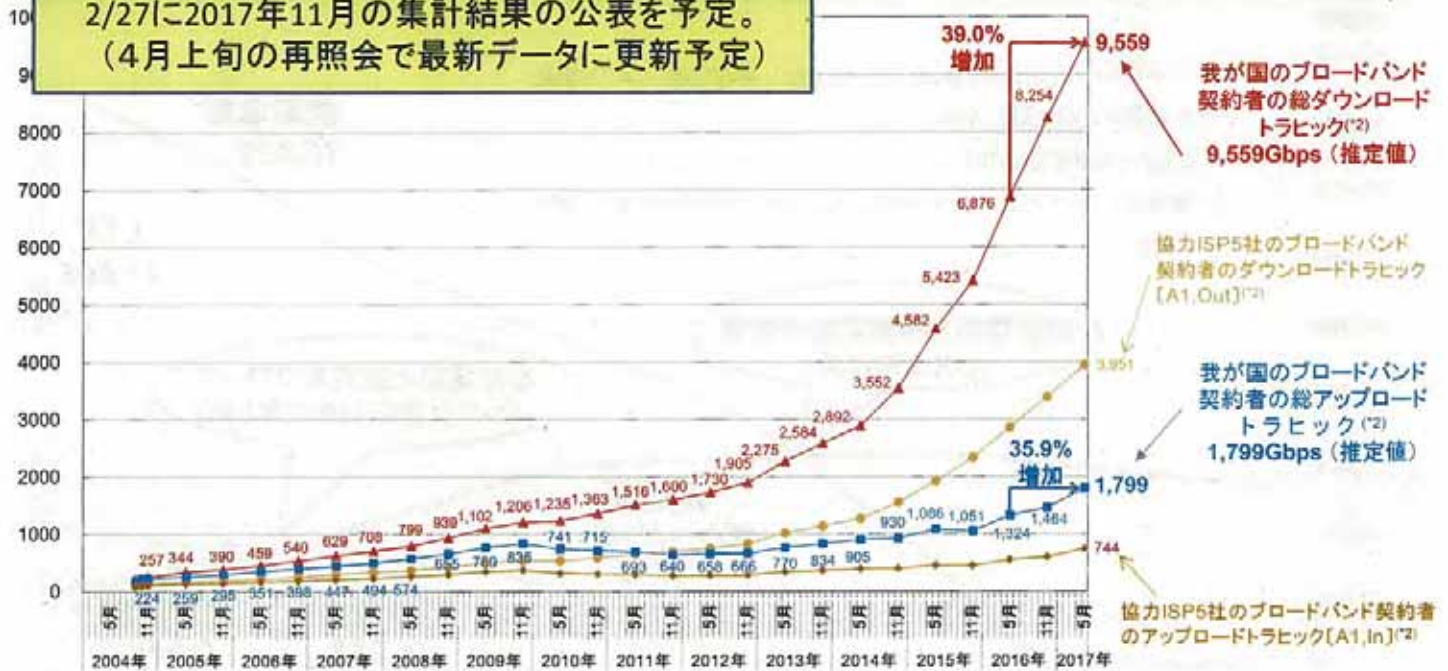


出所: 電気通信事業報告規則に基づく報告

1-6 固定通信トラフィックと移動通信トラフィック

- 我が国のブロードバンドサービス契約者⁽¹⁾の総ダウンロードトラフィックは推定で約9.6Tbps (前年同月比39.0%増)。
- また、総アップロードトラフィックは推定で約1.8Tbps (前年同月比35.9%増)。

2/27に2017年11月の集計結果の公表を予定。
(4月上旬の再照会で最新データに更新予定)



(⁽¹⁾) FTTH, DSL, CATV, FWA

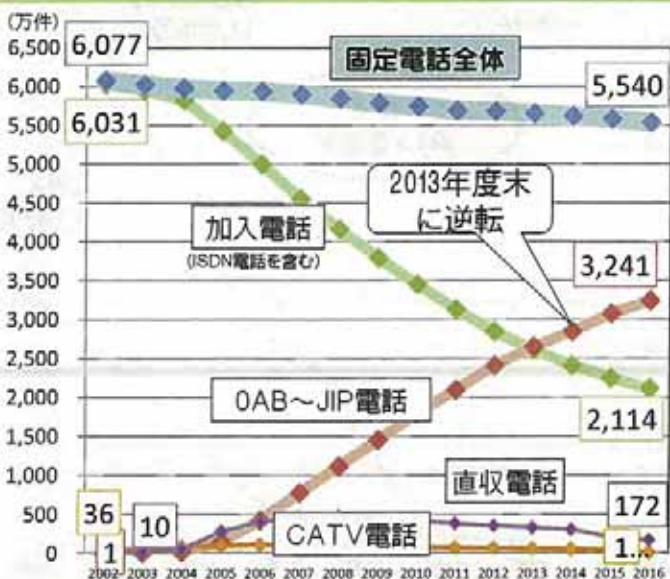
(⁽²⁾) 2011年5月以前は、一部の協力ISPとブロードバンドサービス契約者との間のトラフィックに携帯電話網との間の移動通信トラフィックの一部が含まれていたが、当該トラフィックを区別することが可能となったため、2011年11月より当該トラフィックを除く形でトラフィックの集計・試算を行うこととした。

2

1-7 固定電話の現状(契約数・料金)

固定電話の契約数の推移

- **メタル電話(加入電話・ISDN電話)は減少傾向**
※ピーク時から約4,000万減少(1997年11月 6,322万件→2017年3月 2,112万件)
- **IP電話(OAB~J IP電話)は増加傾向**
※最近5年で1.5倍に増加(2012年3月 2,096万件→2017年3月 3,241万件)



※メタル電話: メタル回線をアクセス回線としPSTNを中継網とする電話
 - 加入電話: メタル電話のうち、NTT東西が提供するもの
 - CATV電話: メタル電話のうち、CATV事業者が提供するもの
 - 直収電話: メタル電話のうち、NTT東西・CATV事業者以外が提供するもの

固定電話の料金と利用形態

- **基本料は**(一体加入が前提となるブロードバンド(FTTH)料金を含めると)IP電話の方がメタル電話より高い
- **通話料は**(距離に依存しない全国一律料金を設定をする)IP電話の方が(距離別料金を設定する)メタル電話より安い

NTT東西(NTTコミュニケーションズ)の例

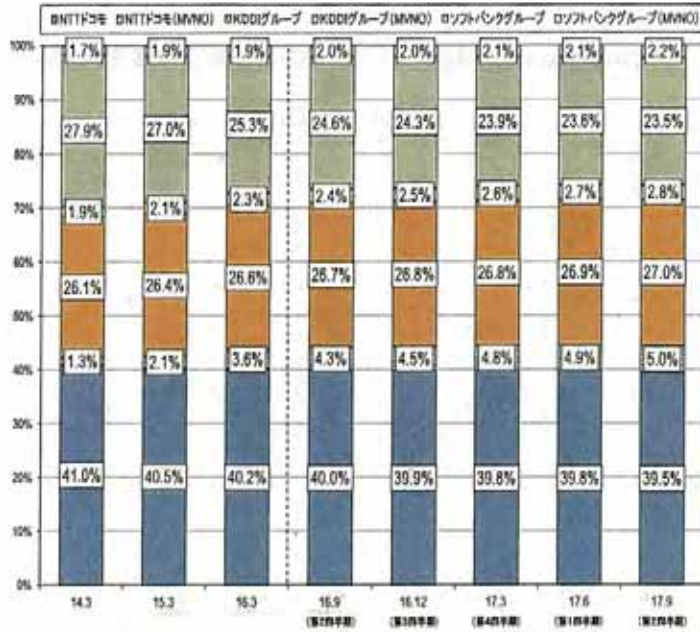
	[加入電話(メタル電話)]	[ひかり電話(IP電話)]
[通話料] (平日昼間3分・対メタル電話)	市内: 8.5円 市外: (県内) 20円 (県外) 20円 ~20km: 20円 20円 ~60km: 30円 40円 ~100km: 40円 60円 100km超: 40円 80円	全国一律 8円
[基本料]	1,700円 ※プッシュ回線・住宅3級局(40万加入以上)	ひかり電話 500円 FTTH 5,000円程度

※金額は全て税込。 FTTTHとの一体的な提供が一般的

1-8 移動系通信の契約数における事業者別シェアの推移

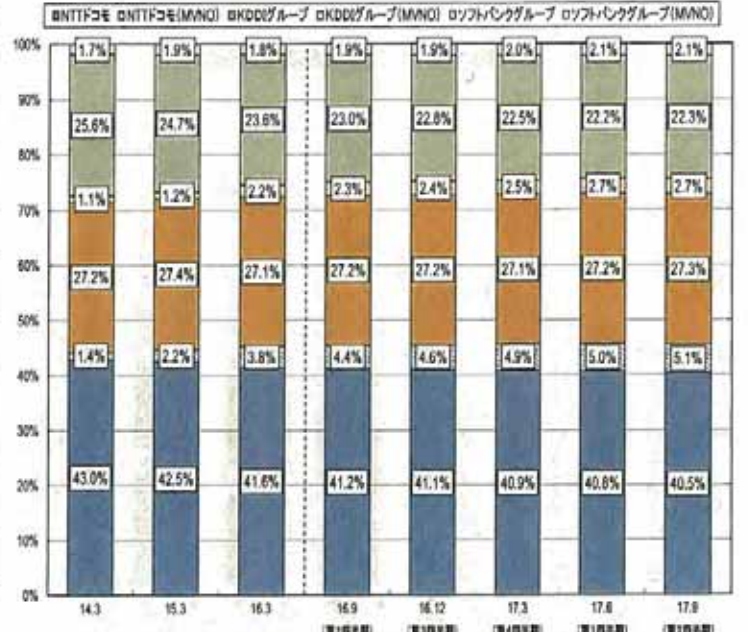
移動系通信の契約数における事業者別シェア(グループ別)は、NTTドコモ39.5%、KDDIグループ27.0%、ソフトバンクグループ23.5%。

【移動系通信】



注1: 前掲本人の所持上、合計が100%にならない場合は、以下同し。
 注2: KDDIグループのシェアには、KDDI、沖縄セルラー及びFUQコミュニケーションズが含まれる。
 注3: ソフトバンクグループのシェアには、ソフトバンク、Wireless City Planning、ウィルコム(2013年度第4四半期)、イー・アクセス(2013年度第4四半期)及びワイモバイル(2014年度第4四半期)が含まれる。
 注4: イー・アクセスは2014年6月1日付けでウィルコムと吸収合併し、同年7月1日付けでワイモバイルに社名変更。その後、ソフトバンクモバイルは2015年4月1日付けでソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム及びワイモバイルと合併し、同年7月1日付けでソフトバンクに社名変更。以下同し。
 注5: MVNOのシェアを提供元のMNOグループごとに合算し、当該MNOグループ名の後に「(MVNO)」と付記して示している。以下このページにおいて同じ。

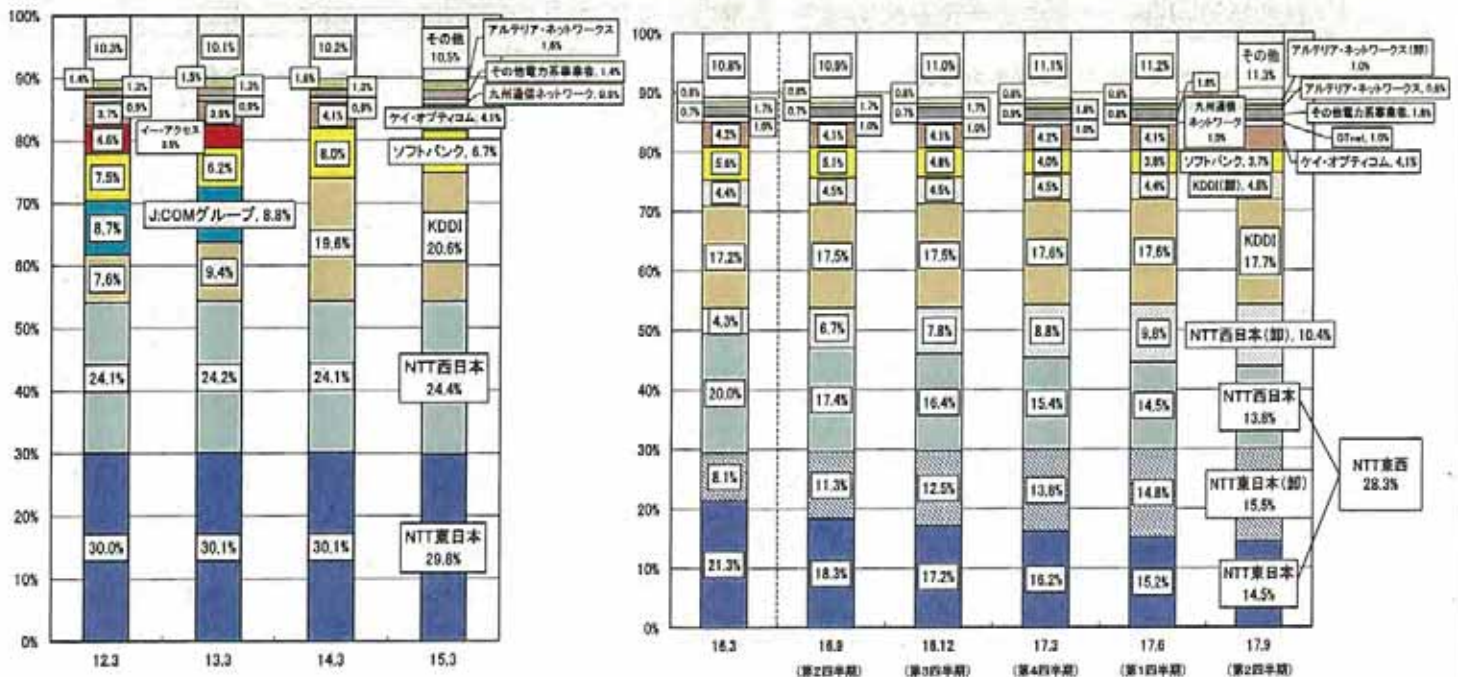
(参考) 【携帯電話】



注: ソフトバンクグループのシェアには、ソフトバンク、イー・アクセス(2013年度第4四半期)及びワイモバイル(2014年度第4四半期)が含まれる。

1-9 固定系ブロードバンドサービスの契約数における事業者別シェアの推移

固定系ブロードバンドサービスの契約数におけるNTT東西のシェアは、28.3%。

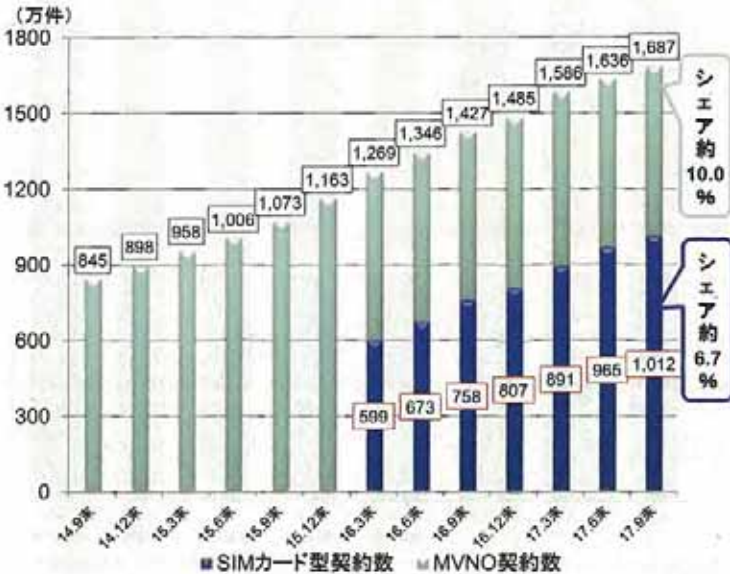


注1: この固定系ブロードバンド契約数の事業者別シェアはFTTH、DSL及びCATVインターネットを対象としており、FWAを含んでいない。
 注2: KDDIのシェアには、沖縄セルラー、JCN、CTC、OTN-(2009年度第4四半期以降)及びJCOMグループ(2013年度第1四半期以降)が含まれる。
 注3: その他電力系事業者のシェアには、北海道総合通信(2010年度第4四半期まで)、東北インフラソリューション(2009年度第4四半期まで)、北陸通信ネットワーク、STNet、エネルギーコミュニケーションズ、ファミリーネットワークジャパン及びグレイプティティインターネット(2010年度第4四半期まで)が含まれる。
 注4: 2015年度第3四半期までの事業者のシェアには、電気通信サービスの提供に際してのりを含む。
 注5: 2015年度第4四半期以降については、電気通信法改正後、FTTHアクセスサービスを提供する事業者のシェアを当該電気通信法改正後提供している事業者(その他に含まれる事業者は除く)ごとに合算し、当該事業者名の後に「(部)」と付記して示している。
 注6: JCOMは先般アクセスソリューションズと合併し、アルテリア・ネットワークスに社名変更(2013年度第4四半期以降)。

1-10 MVNOサービスの契約数の推移

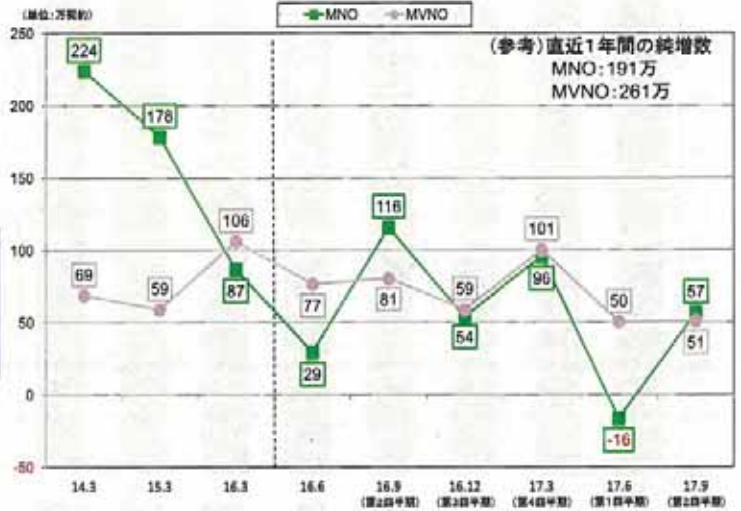
2017年9月末の契約数は1,687万であり、対前年同期比+18.3%と増加している。

【MVNOサービスの契約数の推移】



※SIMカード型:MNOとは異なる独自の料金プランのデータ・音声サービスを提供する形態
出典:総務省資料

【移動系通信の契約数におけるMNO・MVNO別の純増減数の推移】



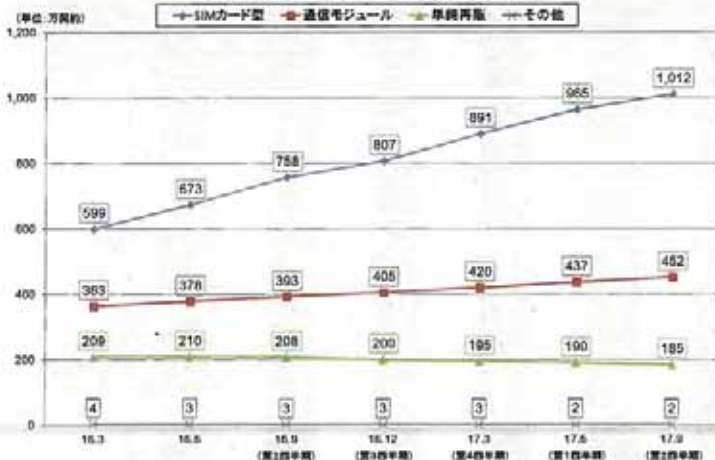
出典:総務省資料

1-11 MVNOサービスの区分別契約数・事業者数

- 契約数が3万以上のMVNOのサービスの区分別契約数はSIMカード型が1,012万(前期比+4.9%、前年同期比+33.6%)、通信モジュールが452万(前期比+3.5%、前年同期比+15.1%)となっている。
- 一次MVNO※1サービスの事業者数はMNOであるMVNOを除くと355者(前期比+24者、前年同期比+81者)となっている。二次以降のMVNO※2サービスの事業者数は398者(前期比+16者、前年同期比+62者)となっている。

※1 MNOから直接回線の提供を受けるMVNO。 ※2 MVNOから回線の提供を受けるMVNO。

【MVNOサービスの区分別契約数】



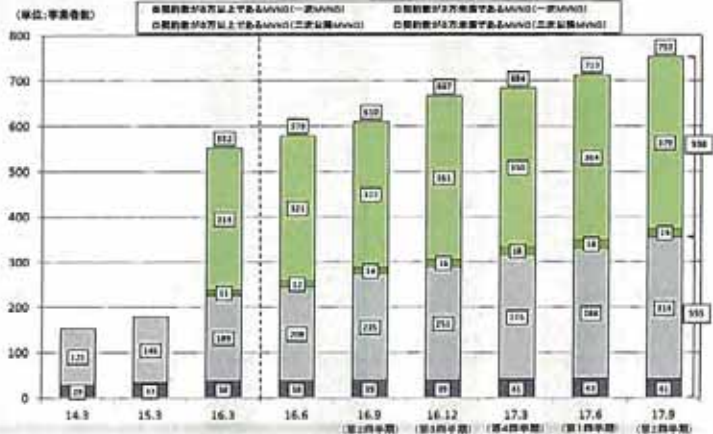
注1: 提供している契約数が3万以上のMVNOからの報告を基に作成。そのため、「MVNOサービスの契約数の推移」とは合計値が異なる。
注2: 「その他」は、「SIMカード型」、「通信モジュール」及び「単網再販」のいずれの区分にも属さないMVNOサービス。
注3: それぞれの区分については以下のとおり。
・SIMカード型: SIMカードを使用してMVNOサービスを提供している場合(SIMカードが製品に組み込まれている場合を含む。)で、自ら最終利用者に提供しているもの。
・通信モジュール: 特定の業務の用に供する用途が規定されているモジュール向けに提供している場合で、自ら最終利用者に提供しているもの。
・単網再販: MNOが提供するサービスと同一内容のMVNOサービスを提供している場合で、自ら最終利用者に提供しているもの。
・その他: 「再販」、「SIMカード型」、「通信モジュール」及び「単網再販」のいずれにも属さないMVNOサービス。

【MVNOサービス区分「再販」の契約数の推移】

年月	16.3	16.6	16.9	16.12	17.3	17.6	17.9
契約数	378	431	490	520	556	602	641

注: 提供している契約数が3万以上のMVNOからの報告を基に作成。

【MVNOサービスの事業者数】



注1: MNO及び提供している契約数が3万以上のMVNOからの報告を基に作成。
注2: 契約数が3万未満のMVNOの事業者数は含まない。二次以降のMVNOのみから回線の提供を受けている契約数が3万未満のMVNOの事業者数は含まない。

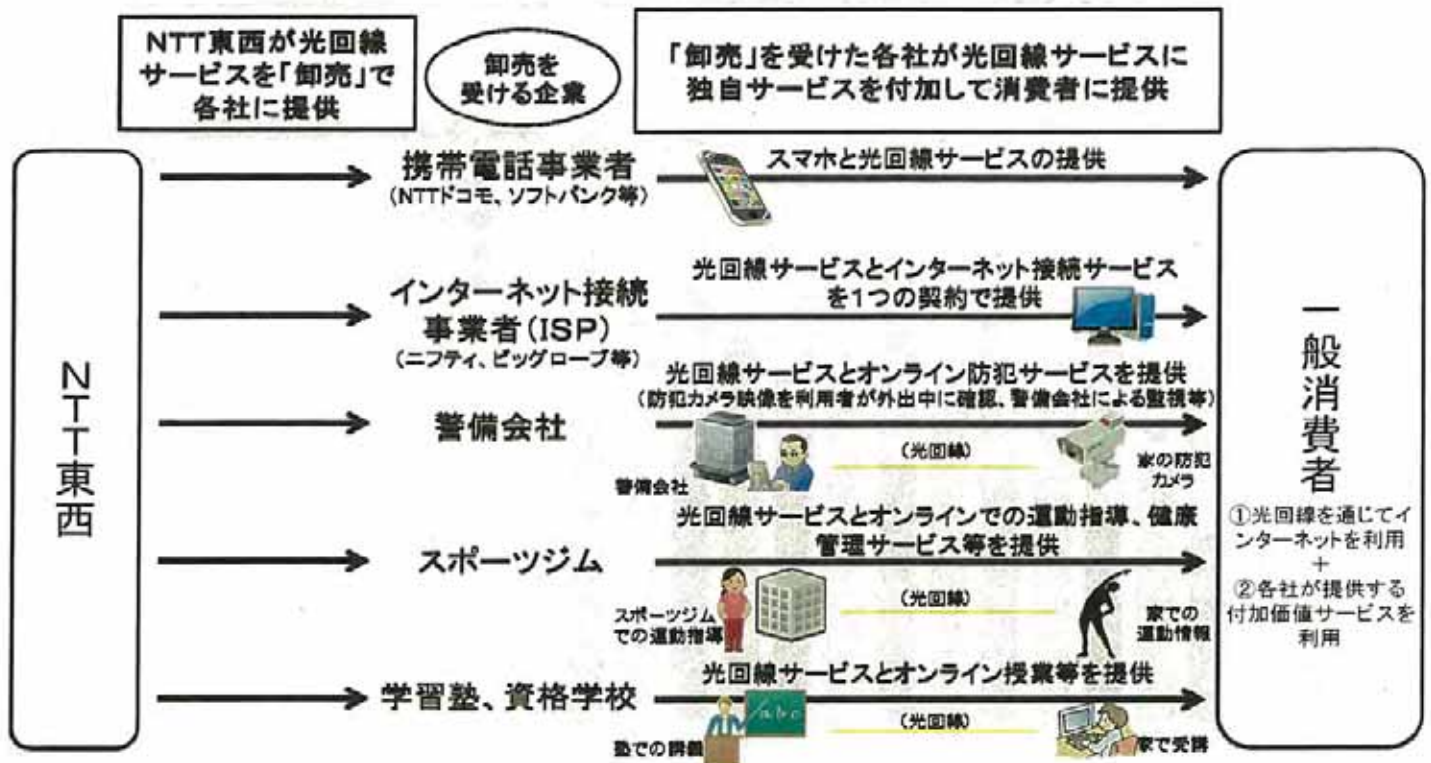
【MVNOサービスの区分別事業者数】

区分	16.3	16.6	16.9	16.12	17.3	17.6	17.9
SIMカード型	29 (15)	29 (15)	33 (18)	38 (20)	41 (20)	42 (20)	41 (19)
通信モジュール	17 (12)	17 (12)	17 (12)	17 (12)	18 (12)	19 (14)	18 (14)
単網再販	17 (15)	17 (15)	19 (15)	18 (14)	19 (15)	19 (15)	20 (15)
その他	3 (2)	3 (2)	3 (2)	3 (2)	3 (2)	3 (2)	3 (2)
再販	23 (17)	23 (17)	23 (17)	25 (18)	26 (18)	27 (18)	25 (18)

注1: 契約数が3万以上のMVNOからの報告を基に作成。
注2: 契約数が3万未満のMVNOの事業者数は含まない。
注3: 括弧内は一次MVNOの事業者数。

1-12 NTT東西による光回線の卸売サービスの概要

NTT東日本・西日本は、平成27年2月より、光回線の卸売サービスの提供を開始。

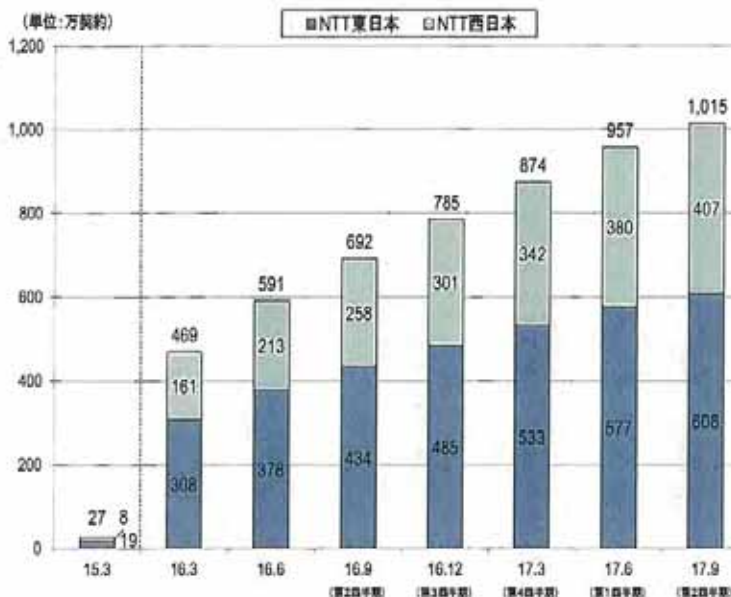


1-13 サービス卸の卸契約数

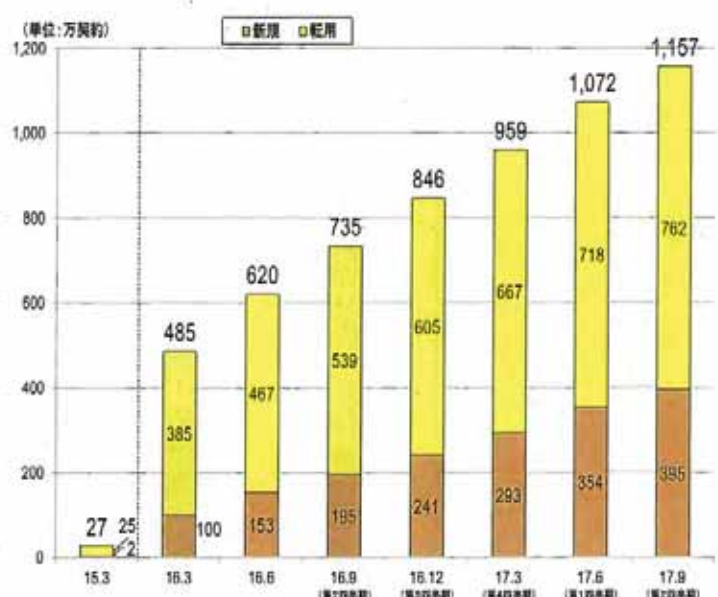
- ・サービス卸の卸契約数は、NTT東西合計で1,015万(2017年9月末)。
- ・NTT東西の別では、NTT西日本に比べ、NTT東日本が提供する卸契約数のほうが大きく、全契約数の約60%。
- ・新規の開通数も徐々に増えているものの、全開通数の約66%は転用*。

*転用:「フレッツ光」を利用中のユーザーが電話番号等を変更することなく卸先事業者の提供するサービスに切り替えること

卸契約数



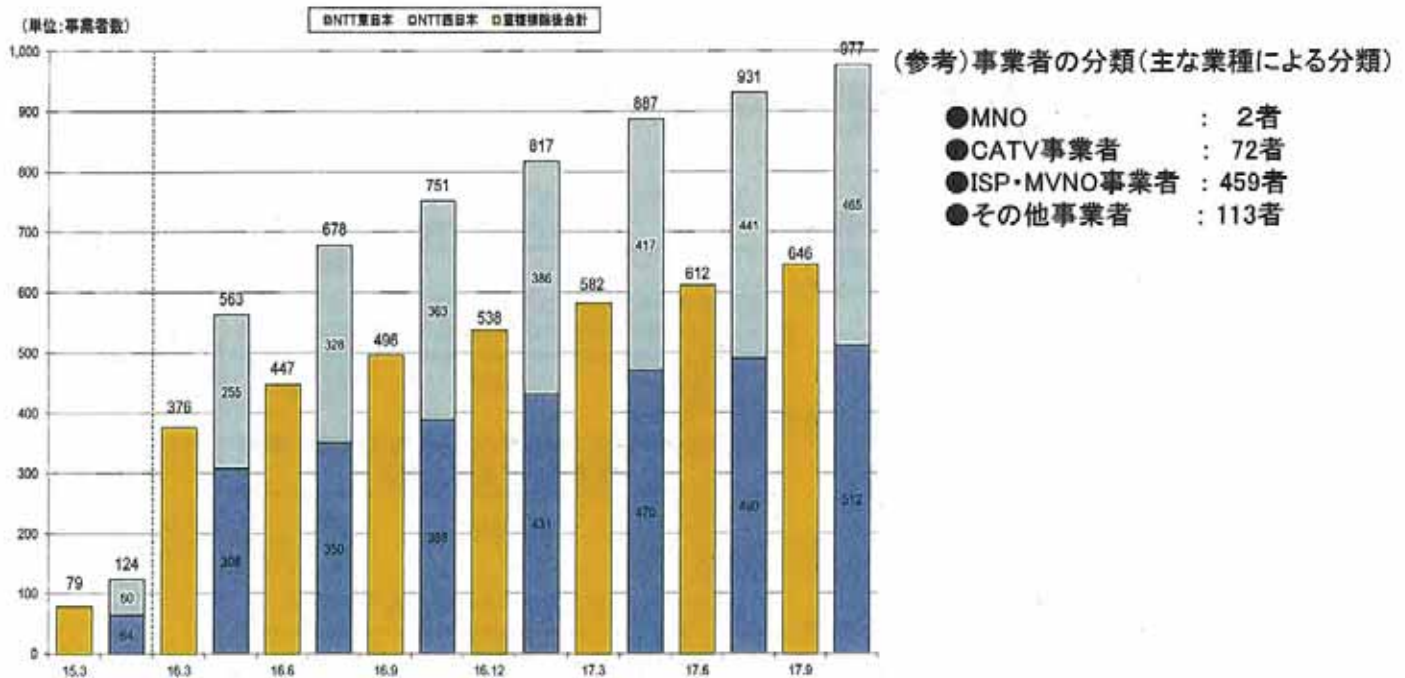
新規・転用別開通数



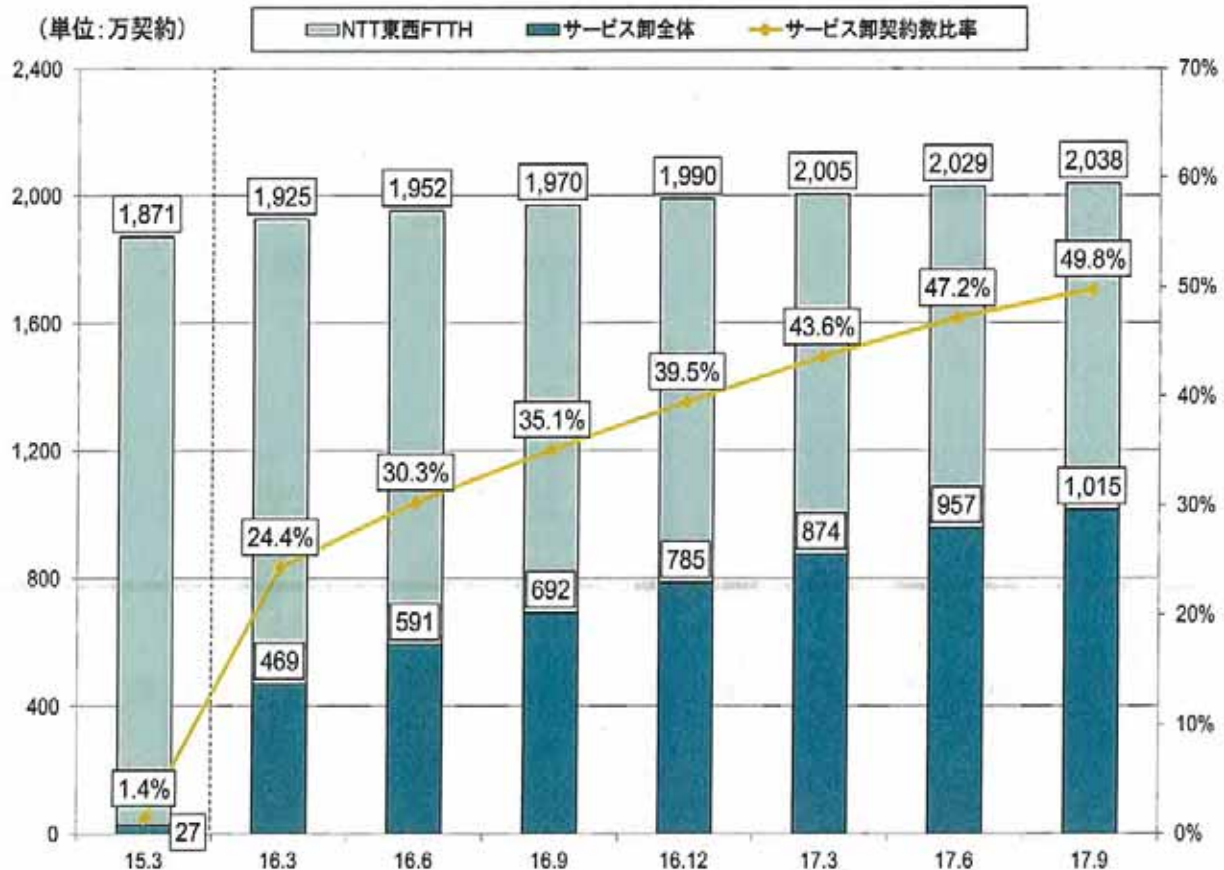
注1: 数値は表示単位未満を四捨五入しているため、合計の数値等が一致しない場合がある。
注2: NTT東西において卸契約数の新規・転用別の内訳を累計していないため、卸契約数の新規・転用別の内訳は不明。

1-14 サービス卸の卸先事業者数

- ・ 卸先事業者数は、NTT東西の両者から卸電気通信役務の提供を受けている事業者の重複を排除した場合では646者。重複を排除しない単純合算の場合では977者(2017年9月末)。
- ・ 卸先事業者の半数以上(331者)に対し、NTT東西の両者が卸電気通信役務を提供。



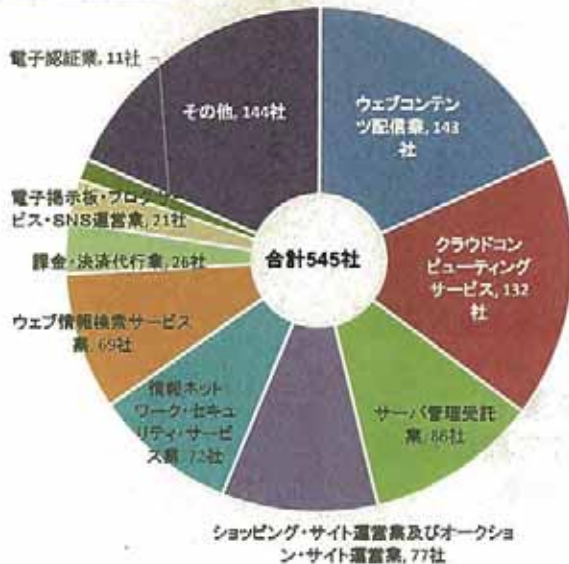
1-15 NTT東西のFTTH契約数及び当該契約数に占めるサービス卸の契約数比率



1-(14) インターネット附随サービス業

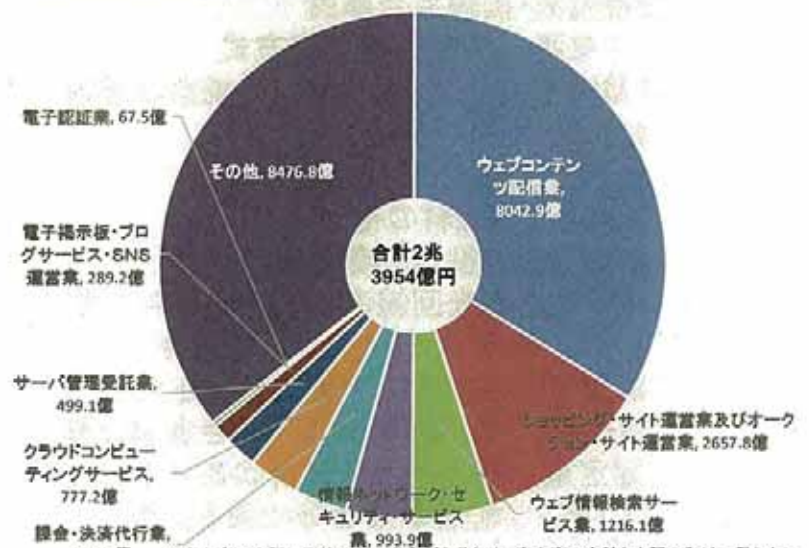
- ・ インターネット附随サービス業とは、主にインターネットを利用する上で必要な情報提供や配信サービス、各種サポートサービスを行う企業等（ポータルサイト・サーバ運営業、アプリケーション・サービス・コンテンツ・プロバイダ、インターネット利用サポート業など）。
- ・ 平成27年度売上高は2兆3,954億円（前年度比26.7%増）で調査開始以来、最高値となった。
- ・ 1企業当たり売上高は44.0億円（前年度比25.5%増）。サービス別にみると、情報ネットワーク・セキュリティ・サービス業、ウェブコンテンツ配信業などが増加。
- ・ 今後新たに展開したいと考えている事業分野の状況は、クラウドコンピューティングサービス（21.1%）、ウェブコンテンツ配信（18.6%）が多い回答となっている。

サービス別企業数



※複数事業を併営する企業があるため、企業数の合計と内訳の和は必ずしも一致しない。

サービス別売上高



※売上高の内訳に回答のない企業があるため、売上高の合計と内訳の和は一致しない。
【総務省・経済産業省「平成28年情報通信業基本調査」をもとに作成】

2 電気通信事業に関する規律

1. 現行の電気通信事業法による規律の概要
2. 電気通信事業法の変遷
3. 現行のNTT法の枠組み
4. 市場支配力を有する電気通信事業者に対する禁止行為
5. 指定電気通信設備制度の枠組み
6. 指定電気通信設備の範囲
7. 接続義務・接続拒否事由
8. NTT東西の接続料の算定方式
9. 長期増分費用方式に基づく接続料の推移
10. 加入光ファイバの接続料
11. 加入光ファイバ接続料の推移
12. モバイル接続料の推移
13. 卸電気通信役務と接続の違い
14. NTT東西の光回線の卸売サービスに関するガイドラインの概要
15. MVNO事業化ガイドラインの概要
16. 事業者間協議の円滑化に関するガイドラインの概要
17. 接続等に関し取得・負担すべき金額に関する裁定方針の概要
18. 「固定電話網の円滑な移行の在り方」二次答申の概要
19. コンテンツ配信事業者等に係る紛争

2-1 現行の電気通信事業法による規律の概要

		電気通信事業者	
		第一種指定電気通信設備を 設置する電気通信事業者(固定系)	第二種指定電気通信設備を 設置する電気通信事業者(移動系)
参入・退出規制 外資規制		【参入】 登録 (①端末系伝送路設備の設置区域が同一市町村の区域を超える場合、または②中継系伝送路設備の設置区域が一の都道府県の区域を超える場合) 上記以外の場合は届出 【退出】 事後届出 (利用者に対しては予め相当の期間をおいて周知が必要) 【外資規制】 なし (NTT持株に対しては3分の1の外資規制)	
料金・約款規制		原則として自由 【基礎的電気通信役務(ユニバーサルサービス:国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべき役務)】 契約約款の作成、届出	
		【指定電気通信役務(※1)】 保障契約約款の作成、届出 【特定電気通信役務(※2)】 プライスキャップ規制(上限価格規制)	
利用者保護		事業休廃止の際の利用者に対する事前周知義務、電気通信役務の提供条件に関する説明義務、苦情等に関する適切・迅速な処理義務	
非対称規制	接続規制	電気通信回線設備を設置する全ての事業者に対し、接続請求応諾義務	
	行為規制	なし	・接続約款の認可、公表 ・接続会計の整理 等 ・接続約款の届出、公表 ・接続会計の整理 【禁止行為】 ・接続情報の目的外利用・提供 等 【特定関係事業者(NTTコム)との間の禁止行為】 ・役員兼任 等 ※適用事業者については、市場シェア等も勘案して個別に指定(NTTドコモを指定) 【禁止行為】 同左
ユニバーサルサービス制度		【ユニバーサルサービスの範囲】 加入電話(加入電話に相当する料金で提供される光IP電話を含む)、第一種公衆電話、緊急通報 【制度の仕組み】 適格電気通信事業者に対し、基礎的電気通信役務の提供に要する費用の額が基礎的電気通信役務の提供により生ずる収益の額を上回ると見込まれる場合に、その費用の一部に充てるための交付金を交付	

(※1)指定電気通信役務＝第一種指定設備を用いて提供する役務であって、他の事業者による代替的な役務が十分に提供されない役務:NTT東西の加入電話・ISDN、専用線、フレッツ光、ひかり電話、フレッツISDN等

(※2)特定電気通信役務＝指定電気通信役務であって、利用者の利益に及ぼす影響が大きい役務:NTT東西の加入電話・ISDN(基本料、施設設置負担金、通話料・通信料、番号案内料)等

2-2 電気通信事業法の変遷

- 一般の事業者に対しては、自由で多様な事業展開を可能とするため、新規参入や料金に関する事前規制を緩和する一方で、消費者保護ルールを充実。
- 特定の事業者(主要なネットワークを保有するNTT東西や携帯電話事業者)に対しては、そのネットワークを利用する事業者が公平な条件等でサービスを提供できるよう、接続ルール等の公正競争ルールを整備。

規律の変遷

昭和60年～平成9年～

平成13年～

平成16年～

平成28年～

事前規制から利用者視点を踏まえた事後規制へ

	競争原理の導入 市場の自由化	参入規制の緩和 料金規制の緩和 事業者の参入促進、 自由な料金設定	約款規制等の緩和 ユニバーサルサービス 制度の導入 紛争処理制度の導入 自由・迅速な事業展開促進、 セーフティネット整備	参入許可制の廃止 料金・約款の事前規制を 原則撤廃 利用者保護の推進 自由な事業展開促進、 利用者保護ルールの整備	紛争処理機能の 拡充 安全・信頼性規律の 強化	利用者保護ルールの 拡充
対事業者一般						
対特定事業者	多様な事業者による自由な事業展開を促進	固定系への接続ルールの導入 NTTの再編成	移動系への接続ルールの導入 禁止行為規制の導入 NTT東西の業務範囲拡大	市場支配力の濫用を禁止	移動系の接続ルールの強化 固定系の公正競争ルールの強化 NTT東西の業務規制手続の緩和	移動系の接続ルールの更なる強化 グループ化・寡占化への対応 禁止行為規制の緩和
料金低廉化・サービス多様化のための公正競争ルールの整備・強化						

2-3 現行のNTT法の枠組み

	日本電信電話株式会社 (持株会社)	東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社 (地域会社)
目的 (第1条)	◇東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社による適切かつ安定的な電気通信役務の提供の確保を図る。 ◇電気通信の基盤となる電気通信技術に関する研究を行う。	◇地域電気通信事業を経営する。
事業 (第2条)	◇地域会社が発行する株式の引受け及び保有並びに当該株式の株主としての権利の行使 ◇地域会社に対する必要な助言、あっせんその他の援助 ◇電気通信の基盤となる電気通信技術に関する研究	◇地域(=同一の都道府県内)電気通信業務 ◇地域電気通信業務に附帯する業務(「附帯業務」) ◇地域会社の目的を達成するために必要な業務(「目的達成業務」)[事前届出] ◇業務区域以外の区域における地域電気通信業務[事前届出] ◇地域電気通信業務を営むために保有する設備・技術又はその職員を活用して行う電気通信業務その他の業務(「活用業務」)[事前届出]
責務 (第3条)	◇国民生活に不可欠な電話の役務のあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供の確保 ◇電気通信技術に関する研究の推進及びその成果の普及	
株式 (第4条～ 第7条)	◇3分の1以上の政府保有義務 ◇3分の1までの外資規制 ◇政府保有株式の処分制限	◇全ての株式を日本電信電話株式会社が保有
役員等 (第10条～ 第12条)	◇役員選任決議認可、外国人役員の禁止 ◇定款変更・合併等の決議認可、剰余金処分決議認可 ◇事業計画認可	◇外国人役員の禁止 ◇定款変更・合併等の決議認可 ◇事業計画認可

2-4 市場支配力を有する電気通信事業者に対する禁止行為

- シェアが高く市場支配力を有する事業者(市場支配的事業者)に対し、市場支配力を濫用して公正な競争を阻害することがないよう、不当な競争を引き起こすおそれがある行為についてあらかじめ禁止する制度。

<対象事業者>

- ① 【固定通信市場】アクセス回線シェアが50%を超える電気通信事業者(一種指定事業者): NTT東西
- ② 【移动通信市場】二種指定事業者(端末シェア10%超)のうち、収益シェア40%超等の者: NTTドコモ

<NTT東西に対する禁止行為の内容>

接続の業務に関し知り得た情報の目的外利用・提供

特定の事業者に対する不当に優先的・不利な取扱い

製造業者等への不当な規律・干渉

<NTTドコモに対する禁止行為の内容>

接続の業務に関し知り得た情報の目的外利用・提供

総務大臣が指定する
グループ内の事業者
(特定関係法人※)に限定

※ 東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、エヌ・ティ・ティ・ブロードバンドプラットフォーム株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ エムイー、株式会社NTTぷらら、株式会社エヌ・ティ・ティ・ビー・シー・コミュニケーションズ、エヌ・ティ・ティ・メディアサプライ株式会社

2-5 指定電気通信設備制度の枠組み

第一種指定電気通信設備制度(固定系)

指定要件

都道府県ごとに50%超のシェアを占める加入者回線を有すること
NTTを指定(97年)
(その後、再編に伴いNTT東日本・西日本を改めて指定(01年))

指定対象設備

加入者回線及びこれと一体として設置される電気通信設備であって、他の電気通信事業者との接続が利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に欠くことができない電気通信設備

接続関連規制

- 接続約款(接続料・接続条件)の認可制
- 接続会計の整理義務
- 網機能提供計画の届出・公表義務

卸関連規制

- 卸電気通信役務の届出制

利用者料金
関連規制

- 指定電気通信役務(第一種指定電気通信設備により提供される役務であって、他の事業者による代替的なサービスが十分に提供されないもの)
 - 契約約款の届出制
 - 電気通信事業会計の整理義務
- 特定電気通信役務(指定電気通信役務のうち、利用者の利益に及ぼす影響が大きいもの)
 - プライスカップ規制

行為規制

- 特定業務以外への情報流用の禁止
- 各事業者の公平な取扱い
- 製造業者等への不当な規律・干渉の禁止
- 特定関係事業者との間のファイアウォール
- 設備部門と営業部門との間の機能分離
- 委託先子会社への必要かつ適切な監督

■ 電気通信事業会計の整理義務

第二種指定電気通信設備制度(移動系)

業務区域ごとに10%超(当初は25%超)の端末シェアを占める伝送路設備を有すること
NTTドコモ(02年)、KDDI(05年)、沖縄セルラー(02年)、ソフトバンク(12年)を指定

基地局や交換機等、移動体通信役務を提供するために設置される電気通信設備であって、他の電気通信事業者との適正かつ円滑な接続を確保すべき電気通信設備

- 接続約款(接続料・接続条件)の届出制

- 接続会計の整理義務

- 卸電気通信役務の届出制

更に、収益ベースのシェアが25%を超える場合に個別に指定された者に対する規制

NTTドコモ(02年)を指定

- 特定業務以外への情報流用の禁止
- グループ内事業者の不当な優遇の禁止

■ 電気通信事業会計の整理義務

2-6 指定電気通信設備の範囲

- ・ 現行制度は、オープン化の対象となる具体的な設備を、実現される機能を念頭に置きつつ指定。
- ・ 平成20年7月7日、NGN及びひかり電話網を第一種指定電気通信設備の対象化。
- ・ 平成22年1月8日、戸建て向け光信号用の屋内配線設備を第一種指定電気通信設備の対象化。

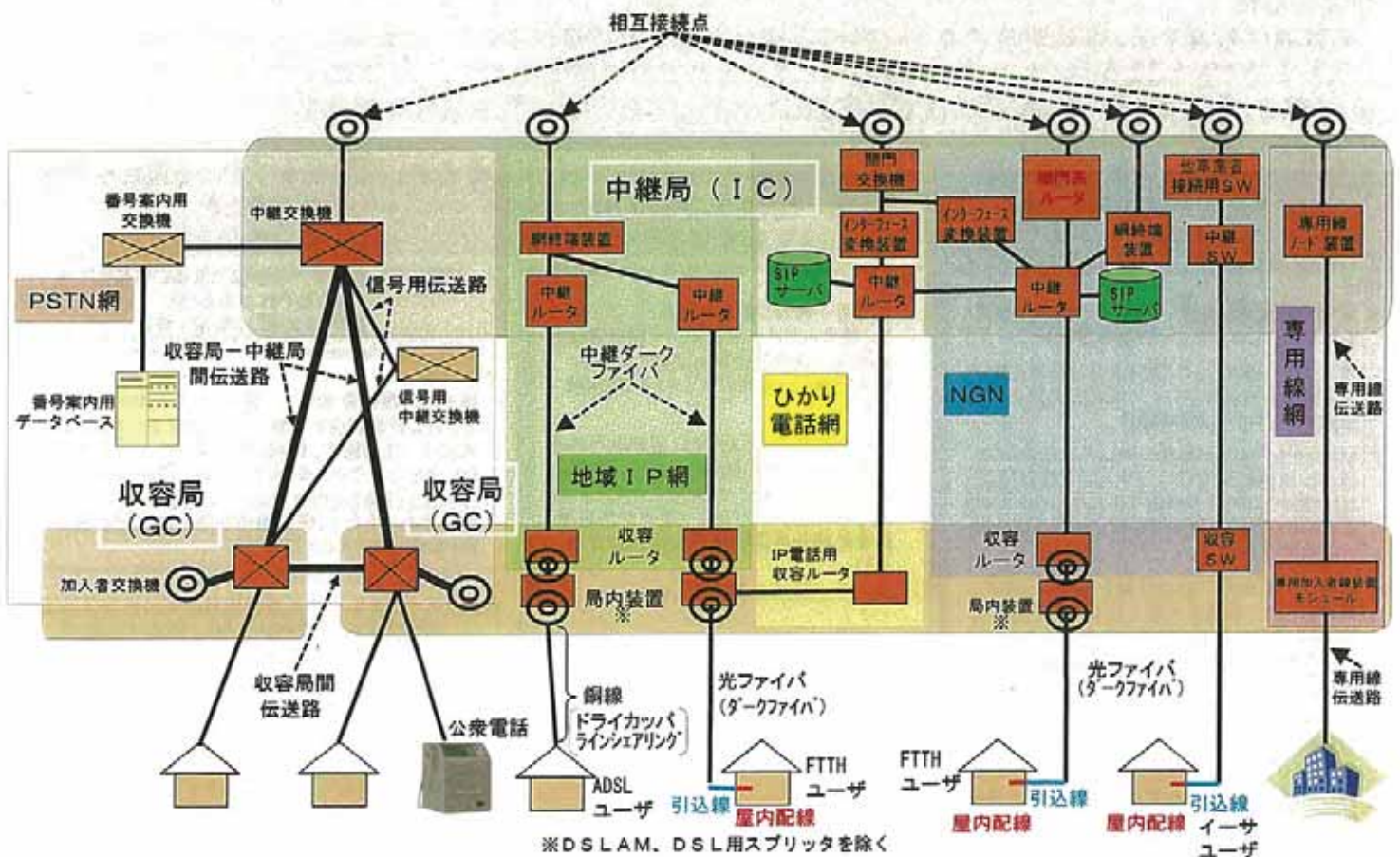
第一種指定電気通信設備の指定内容

1. 固定端末系伝送路設備(加入者側終端装置、主配線盤等を含む。)
2. 端末系交換等設備(DSLAM及びヒスブリッタを除く。)
3. 中継系交換等設備
4. 市内伝送路設備
5. 中継系伝送路設備
6. SPサーバ
7. 付随設備(上記各設備に付随する設備、信号用伝送路設備、接続用伝送路設備を含む。)
8. 公共電話機
9. 番号案内関係設備

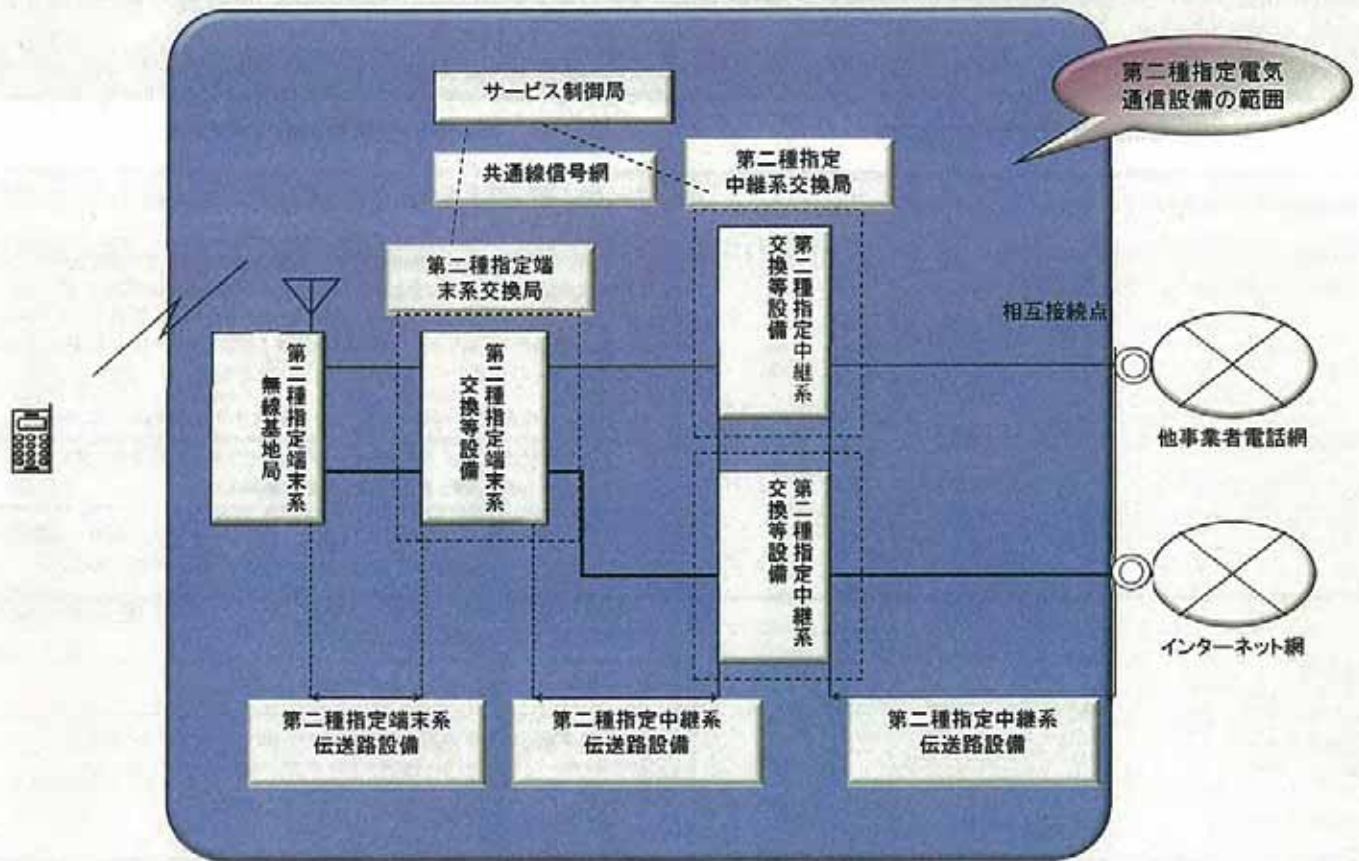
第二種指定電気通信設備の指定内容

交換設備	1. 特定移動端末設備と接続される伝送路設備を直接収容するもの(第二種指定端末系交換設備)
	2. 第二種指定端末系交換設備以外の交換設備であって業務区域内における特定移動端末設備との通信を行うもの(第二種指定中継系交換設備) (ルータにあつては、ルータを設置する電気通信事業者が提供するインターネット接続サービスに用いられるもののうち、当該インターネット接続サービスに用いられる顧客のデータベースへの振り分け機能を有するものは除く。)
伝送路設備	3. 第二種指定中継系交換設備の交換設備相互間に設置される伝送路設備
	4. 特定移動端末設備へ電波を送り、又は特定移動端末設備から電波を受け、無線局の無線設備(第二種指定端末系無線基地局)
	5. 第二種指定端末系無線基地局と、第二種指定端末系交換設備が設置されている建物(第二種指定端末系交換局)との間に設置される伝送路設備
	6. 第二種指定端末系交換局と、第二種指定中継系交換設備が設置されている建物との間に設置される伝送路設備
その他	7. 信号用伝送路設備及び信号用中継交換機
	8. 携帯電話の端末の認証等を行うために用いられるサービス制御局
	9. 他の電気通信事業者の電気通信設備と1-8.に掲げる電気通信設備との間に設置される伝送路設備 (3-8.に掲げるものを除く。)

【参考】第一種指定電気通信設備の範囲(概念図)



【参考】 第二種指定電気通信設備の範囲(概念図)



2-7 接続義務・接続拒否事由

◎接続義務

電気通信事業では、各事業者のネットワークを様々な形で相互接続することによって、利用者が多様なサービスを楽しむことができることから、ネットワークを保有している全ての事業者に対して、以下のような場合(接続拒否事由)を除き、他事業者からの接続の請求に応諾しなければならない。(電気通信事業法第32条)

電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき
(法第32条第1号)

- (例)
- ✓ 電気通信設備を損傷し、又はその機能に障害を与えるおそれがあるとき(逐条解説)
 - ✓ 請求された接続により、請求を受けた者の提供する電気通信役務について適切な品質の保持が困難となる時(逐条解説)
 - ✓ MNOがMVNOの接続の申込みに応じることにより、当該MVNOのシステムが当該MNOのHLR等のシステムを損傷するおそれがあると認められる合理的な理由が存在する場合(MVNO事業化ガイドライン)
 - ✓ MNOがMVNOへ課金情報を提供する際に、当該MNOの利用者の個人情報等が当該MVNOから外部に流出するおそれがあると認められる合理的な理由が存在する場合(MVNO事業化ガイドライン)
 - ✓ MNOがMVNOの接続の申込みに応じる結果、当該MNOにおける周波数の不足等により当該MNOの利用者への電気通信役務の円滑な提供に支障を来すおそれがあると認められる合理的な理由が存在する場合(MVNO事業化ガイドライン)

電気通信事業者の利益を不当に害するおそれがあるとき
(法第32条第2号)

- (例)
- ✓ 請求者の役務と需要を共通としているため、請求を受けた者において電気通信回線設備の保持が経営上困難になる等、経営に著しい支障が生じるとき(逐条解説)
 - ✓ 接続を拒否するためには、客観的な事実に基づいて、当該接続により相当程度の利益の損失が発生することを合理的に説明できなければならない(電気通信事業紛争処理委員会答申(平成22年7月8日))

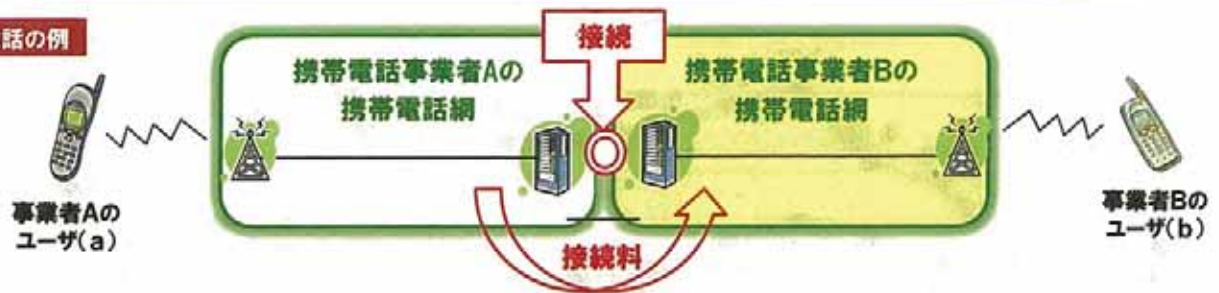
その他、総務省令で定める正当な理由があるとき
(法第32条第3号)

- 接続に関し負担すべき金額の支払いを怠り又は怠るおそれがあるとき
(施行規則第23条第1号)
- (例)
- ✓ 請求者の運転資本等や、期待される短期的な収益、予定される資金調達を考慮しても、請求者が接続に関し負担すべき金額や、接続に関し負担すべき金額の支払いを怠るおそれを払拭するための預託金の金額を支払うことができると判断することはできない場合は、接続拒否事由にあたる(電気通信事業紛争処理委員会答申(平成22年7月8日))
- 接続に応ずるための電気通信回線設備の設置又は改修が技術的又は経済的に著しく困難であるとき
(施行規則第23条第2号)
- (例)
- ✓ MVNOが申し込んだ接続形態を実現するためにMNO側において要するシステム改修等の程度が著しく過大であり、当該システム改修に要する費用の回収が見込めないと認められる合理的な理由が存在する場合(MVNO事業化ガイドライン)

【参考】電気通信事業分野における接続

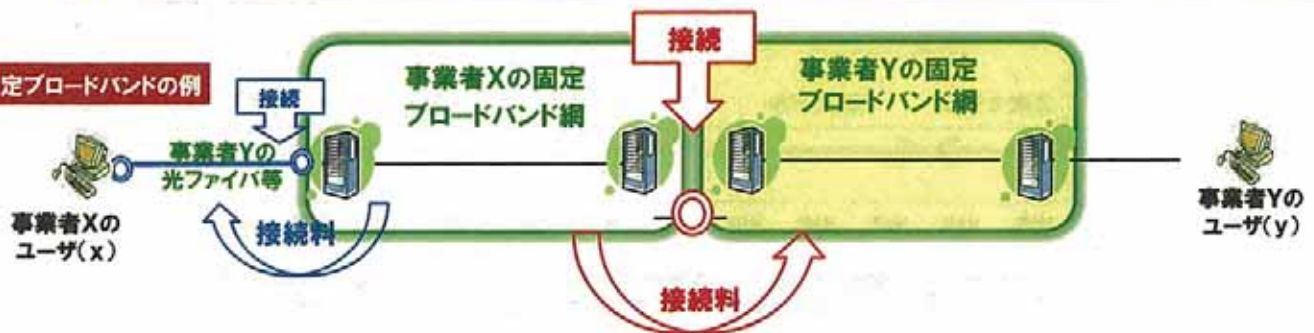
(a)から(b)の通信の場合、事業者Aは、事業者Bの携帯電話網の賃借料(接続料)を支払う

携帯電話の例



(x)から(y)の通信の場合、事業者Xは、事業者Yの固定ブロードバンド網の賃借料(接続料)を支払う(赤字部分)さらに、固定ブロードバンドの場合、事業者Yの加入光ファイバやメタル回線を賃借する(接続料を支払う)ケースもあり(青字部分)

固定ブロードバンドの例

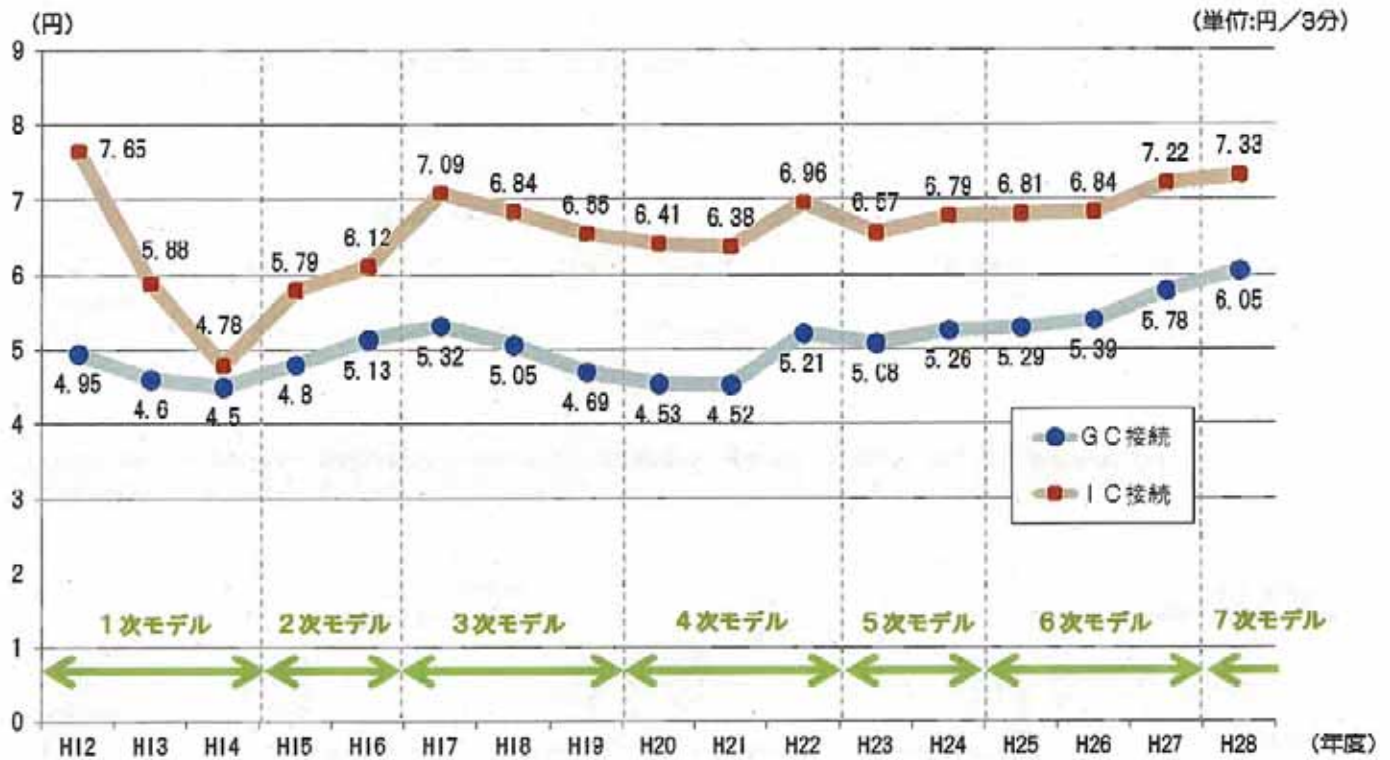


2-8 NTT東西の接続料の算定方式

接続料算定方法の一覧

算定方式	算定概要	主な対象機能
長期増分費用方式 (LRIC方式)	・仮想的に構築された最も効率的なネットワークモデル(LRICモデル)に基づき算定	・電話網 (加入者交換機能、中継交換機能 等)
実際費用方式	将来原価方式	・NGN (端末系ルータ交換機能、一般中継系ルータ交換伝送機能、 閘門系ルータ 交換機能 等) ・加入者回線(光ファイバ)
	実績原価方式	・加入者回線(銅線) ・中継光ファイバ回線 ・専用線 ・公衆電話 等
小売マイナス方式 (キャリアズレート)	・小売料金から営業費相当分を控除したものを接続料とする	・ISDN加入者回線(INS1500) ・専用線

2-9 長期増分費用方式に基づく接続料の推移



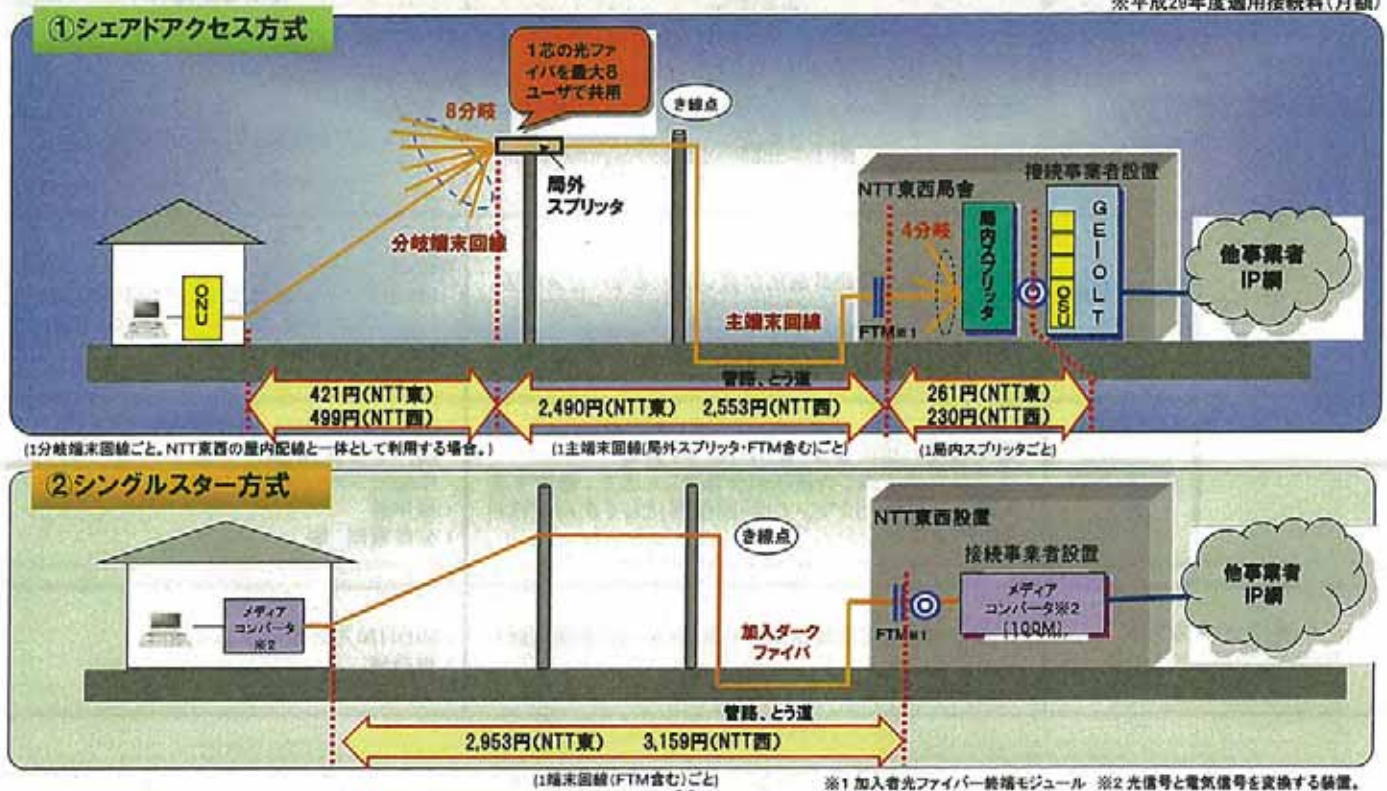
GC(Group unit Center)接続料:NTT東西以外の通信事業者が、NTT東西の固定電話網と加入者交換機で相互接続する際に支払う接続料
 IC(Intrazone tandem Center)接続料:NTT東西以外の通信事業者が、NTT東西の固定電話網と中継交換機で接続する際に支払う接続料

2-10 加入光ファイバの接続料

加入光ファイバは、現在、次の2つの方式により提供。

- ①戸建て向け(シェアドアクセス方式、局外スプリッタにおいて8分岐し、分岐端末回線と接続する方式)
- ②集合住宅向け(シングルスター方式、加入ダークファイバに接続する方式)

※平成29年度適用接続料(月額)



【参考】シェアドアクセス方式における「芯線単位接続料」

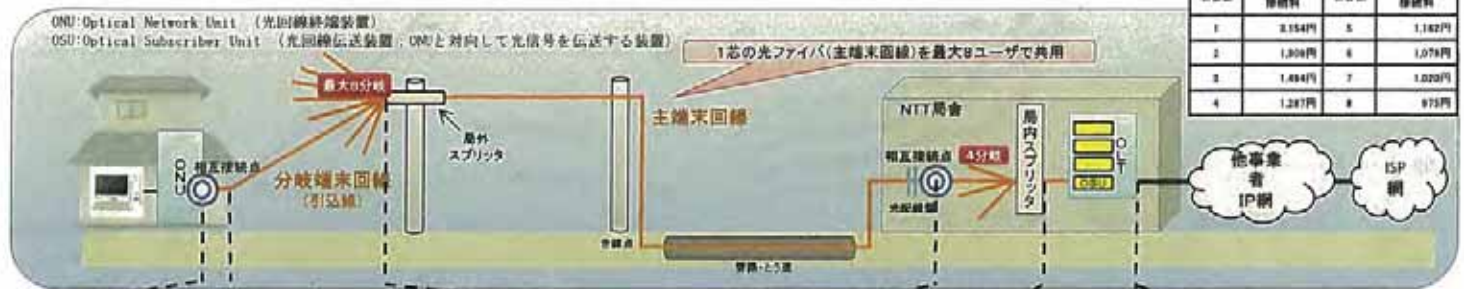
- NTT東西のシェアドアクセス方式(※)の加入光ファイバを他事業者が利用する場合、**NTT局舎内の装置(OSU)やユーザ宅内の装置(ONU)を当該事業者が設置・専有することが前提となるため、装置間にある光ファイバについても当該事業者が専用することが必要。**

※ 設備効率を高めるため、ネットワークの途中にスプリッタを挿入して一芯の加入光ファイバを最大8ユーザで共用する方式。

- このため、NTT東西は、現在、加入光ファイバを他事業者が利用する場合の接続料について、専用する設備の需要量に応じて、すなわち、**主端末回線については主端末回線の芯線数を単位として設定(「芯線単位接続料」)。**

【収容数別に見たユーザ当たり接続料(月額)】

収容数	ユーザ当たり接続料	収容数	ユーザ当たり接続料
1	2,154円	5	1,162円
2	1,909円	6	1,079円
3	1,694円	7	1,029円
4	1,287円	8	979円



光屋内配線加算額	光信号分岐端末回線	回線管理運営費	光信号主端末回線	局内SP	GE-OLT
189円/分岐端末回線	421円/分岐端末回線	54円/分岐端末回線	2,490円/主端末回線	261円/1局内SP	1,402円/108U(10Gbps)

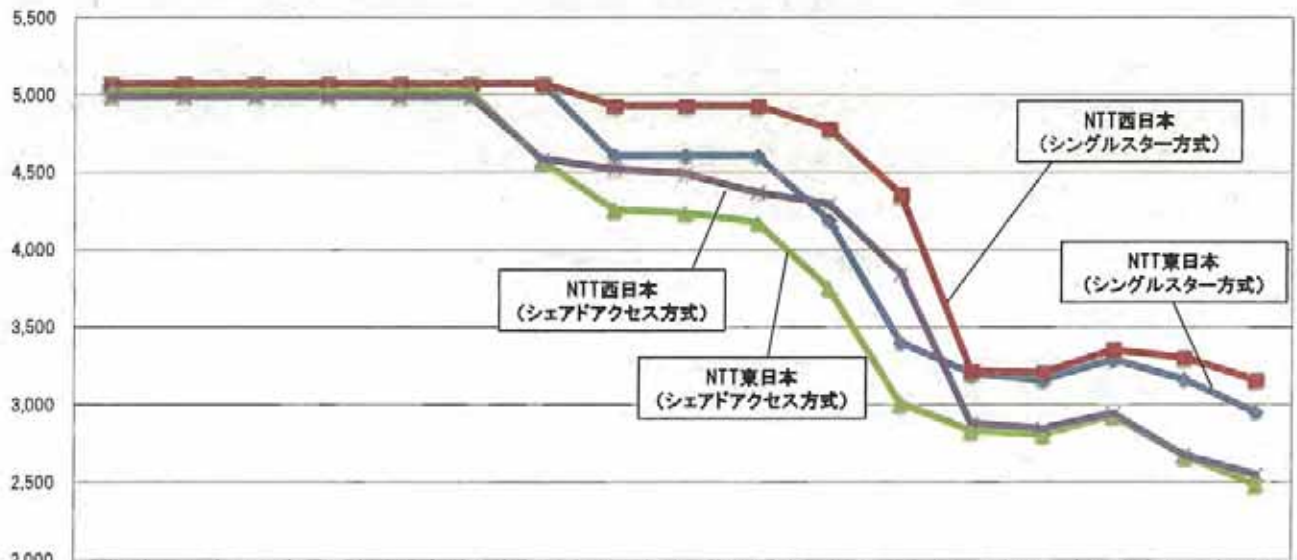
NTT東日本：H29年度適用接続料(月額)

多くのユーザを獲得することにより、ユーザ当たりの主端末回線コストを抑制することができる。

他事業者が接続料を支払って、NTT東西の加入光ファイバを利用

他事業者が自ら設置

2-11 加入光ファイバ接続料の推移



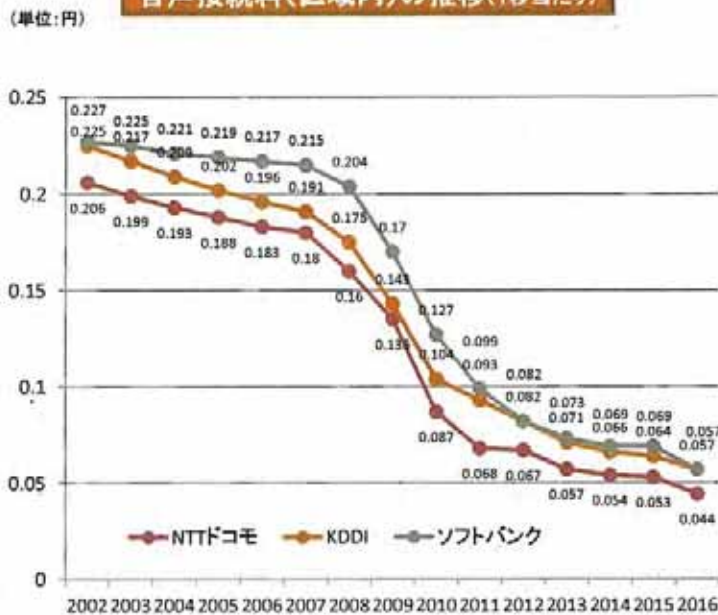
	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
NTT東日本(シングルスター方式)	5,074	5,074	5,074	5,074	5,074	5,074	5,074	4,610	4,610	4,610	4,194	3,403	3,203	3,159	3,292	3,163	2,953
NTT西日本(シングルスター方式)	5,074	5,074	5,074	5,074	5,074	5,074	5,074	4,932	4,932	4,932	4,784	4,357	3,220	3,206	3,353	3,302	3,159
NTT東日本(シェアドアクセス方式)	5,020	5,020	5,020	5,020	5,020	5,020	4,576	4,260	4,240	4,179	3,756	3,013	2,835	2,808	2,929	2,673	2,490
NTT西日本(シェアドアクセス方式)	4,987	4,987	4,987	4,987	4,987	4,987	4,587	4,522	4,493	4,368	4,298	3,846	2,882	2,847	2,947	2,675	2,553

※1 シングルスター及びシェアドアクセスの接続料は、7年間(H13年度～H19年度)、3年間(H20年度～H22年度)、(H23年度～H25年度)、(H26年度～H28年度)、4年間(H28年度～H31年度)を算定期間とする将来原価方式により算定。

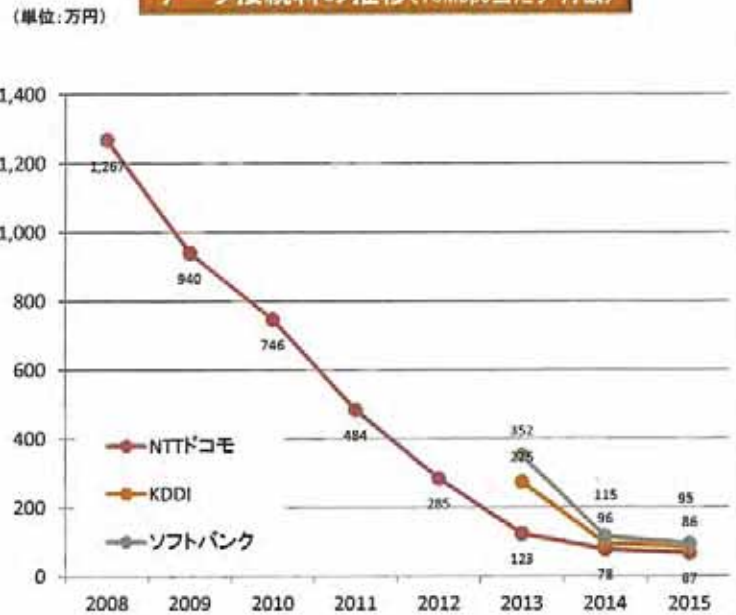
※2 シェアドアクセスについては局外スプリッタ料金(H18年度までは将来原価方式、H19年度以降は実績原価方式で算定)を含み、引込補料金(加算料)を含まない。

2-12 モバイル接続料の推移

音声接続料(区域内)の推移(1秒当たり)



データ接続料の推移(10Mbps当たり・月額)



* 各実績年度に基づく接続料は、概ね実績年度の翌年度末に届出がなされ、原則、各実績年度の翌年度期首以降の接続協定に関して遡及精算される。ただし、2013年度以降の実績に基づくデータ接続料は各実績年度の翌年度ではなく、当該年度の期首以降の接続協定に関して遡及精算される。従って、2014年度の接続協定は、最終的に、2013年度実績に基づく音声接続料及び2014年度実績に基づくデータ接続料で精算される。

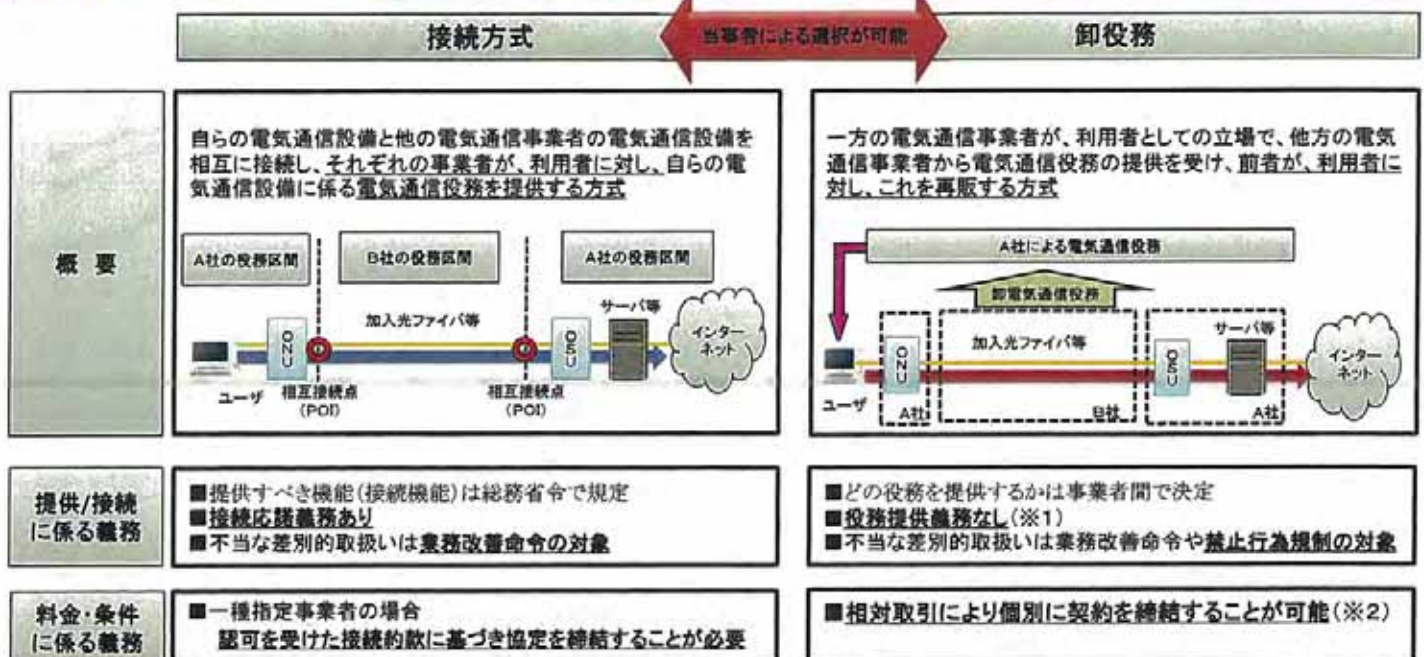
※1 2014年度の接続料は、2016年5月の第二種指定電気通信設備接続料規則施行後の届出値。

※2 2017年2月に施行された第二種指定電気通信設備接続料規則及び電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令に基づき、利潤の算定方法が変更された。

※3 2015年4月1日にワイモバイルがソフトバンクに吸収されたため、2015年実績値にはワイモバイルの値も含まれている。また、2015年度算定期間からソフトバンクは区域内外の区別を廃止した。変化率は前年度の区域内接続料との比較。

2-13 卸電気通信役務と接続の違い

- ・ 加入光ファイバの利用形態としては、電気通信事業法上は「接続」と「卸役務」のいずれかの方式を当事者が任意に選択可能。
- ・ 「接続」を利用する方式の場合、接続事業者は、総務大臣の認可を受けた接続約款に基づき、一律に適用される接続料・接続条件で接続協定を締結することが可能。他方、それ以外の接続料・接続条件では接続協定を締結できない。
- ・ 「卸役務」を利用する方式の場合、事業者間で個別に設定した料金等により、柔軟にネットワークの提供を受けることが可能。



※1 ただし、認定電気通信事業者については、正当な理由がなければ、当該事業に係る役務提供を拒んではならない(電気通信事業法第121条)。

※2 ただし、卸役務が指定電気通信役務に該当する場合、保障契約約款の事前届出が必要(電気通信事業法第20条)。

2-14 NTT東西の光回線の卸売サービスに関するガイドラインの概要

NTT東西の光回線の卸売サービスに関する電気通信事業法の適用関係を明確化することにより、公正な競争環境を確保するとともに、行政運営に関する予見可能性を高めることを目的として、ガイドラインを策定(2015年2月)。

電気通信事業法上問題となり得る行為に関するガイドラインの主な記載

卸提供事業者(NTT東西)が行う行為

- ・NTT東西の光回線の卸売サービス(「サービス卸」)の料金等(工事費、手続費等を含む。)について、自己の関係事業者のみを対象とした割引料金の設定など、特定の卸先事業者のみを合理的な理由なく有利に取り扱うこと
- ・「サービス卸」の料金等(工事費、手続費等を含む。)について、実質的に特定の卸先事業者に適用が限定されることが明らかような大口割引を行うこと

卸先事業者が行う行為

- ・「サービス卸」を活用し固定通信サービスとモバイルサービスをセット提供・セット割引をする場合において、競争阻害的な料金設定や過度のキャッシュバックなどの行為により、卸役務に係る需要を共通とする電気通信回線設備を設置する競争事業者(CATV事業者等)の設備の保持が経営上困難となるおそれを生じさせること
- ・(市場支配的事業者である)NTTドコモが、「サービス卸」を活用する際、合理的な理由なく、(NTT東西の提供するサービス卸のみとの)排他的な組み合わせで、自己が提供する他のサービス(モバイルサービスなど)との割引サービスを提供すること

2-15 MVNO事業化ガイドラインの概要

- ・電波の有限希少性により新規参入に制約のあるモバイル市場においては、既存の携帯電話事業者(MNO)から無線ネットワークを調達してサービスを提供するMVNOの新規参入を促し、モバイル事業者間の競争を進展させることが重要。
- ・このため、MVNOの参入手続などMVNOの事業展開を図る上で必要となる法令を解説するガイドラインの策定・見直しや、ネットワーク調達に関する規律の見直しなどを通じて、MVNOの新規参入を促進。

MVNO事業化ガイドライン※の概要

※MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン(2002年策定、2017年最終改定。今後も必要に応じて改定を実施。)

- **MVNOの事業開始に必要な手続**
 - ✓ MVNOは、事業を営もうとする場合、電気通信事業法に基づき、登録又は届出が必要
 - ✓ MVNOは、無線局を自ら開設しないことから、電波法に基づく無線局免許の申請等の手続は不要
- **MVNOとMNOとの関係**
 - ✓ MVNOが利用者にサービスを提供する場合、MVNOが利用者料金を設定することが可能
 - ✓ MVNOのネットワーク調達の際の設備の使用料(接続料)は、従量制課金のほか、回線容量単位(帯域幅)の課金方式を採用することも可能
- **MNOにおけるコンタクトポイントの明確化**
 - ✓ MNOは一元的な窓口(コンタクトポイント)を設け、MVNOとの協議を適正・円滑に行う体制を整備することが望ましい
- **MVNOの事業計画等に係る聴取範囲の明確化**
 - ✓ MVNOの競争上の地位を守るため、MNOネットワーク提供に当たって必要となるMVNOの事業計画等の聴取について、聴取可能な範囲を例示列挙
- **ネットワークの輻輳対策**
 - ✓ 無線ネットワークの輻輳対策については、MVNOとMNOとの十分な協議や、MVNOに対する必要な情報提供が求められる
- **協議が調わなかった場合の手続**
 - ✓ MVNOとMNOとのネットワーク調達の協議が調わなかった場合は、総務大臣による協議命令・裁定制度や、電気通信紛争処理委員会によるあっせん・仲裁制度の利用が可能
- **MVNOによる端末の調達**
 - ✓ MVNOは、自ら端末を調達し、MNOのネットワークにおける端末の適切な運用を求めることが可能
- **MVNOと利用者との関係**
 - ✓ MVNOが利用者の個人情報を取り扱う際は、個人情報保護法や通信の秘密の規定の遵守が必要
 - ✓ MVNOは、利用者に対する料金等の提供条件の説明や、苦情等に対する適切な処理が必要
- **契約数等の報告**
 - ✓ 契約数が3万以上であるMVNO及びMNOであるMVNOは、毎四半期ごとに契約数等の報告が必要

2-16 「事業者間協議の円滑化に関するガイドライン」(2012年7月策定)の概要①

1 ガイドラインの目的・対象

- 接続協定は双方の合意のみで効力を生じることが原則であり、合意を円滑に形成するため、接続料及び接続条件に関し当事者間で十分な協議が行われることが望ましい。
- 他方、近年の競争環境の変化やネットワークの複雑化・多様化を背景とし、当事者間で接続料等について十分な協議がなされないまま接続協定が締結又は変更される事例や、事後的な紛争手段に移行するケースも生じている。事業者間協議による合意形成が円滑になされない場合、公正競争の確保が十分にされないおそれや、利用者利便が損なわれる可能性がある。
- 本ガイドラインは、以上の考え方や事業法第32条の趣旨を踏まえ、電気通信事業者間におけるネットワークの接続に関し、事業者間協議における接続料の算定根拠等の情報開示に係る考え方を明確化するもの。これにより、協議における予見可能性を高め、事業者間協議の円滑化を図り、もって電気通信市場における公正競争を促進するとともに利用者利便の増進を図ることを目的とする。
- 本ガイドラインは、新たな規制の導入を意図するものではない。また、従前より事業者間協議が円滑に行われていた場合についてまで、従前の協議の方法の変更を求めるものではない。
- 本ガイドラインは、全事業者を対象とし、接続に係る事業者間協議を実施する際の指針を示すもの。ただし、携帯電話事業者の接続料に係る協議及び移動通信事業者とMVNOの間の協議については「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」を併せて参照。

2 事業者間協議のプロセス

- 接続に係る協議に対応するための窓口を明確化し、これを対外的に公表するとともに、接続事業者からの問合せや接続に係る協議の申込等に対して遅滞なく対応することが望ましい。
- 接続協定を締結又は変更しようとする場合、十分な協議が可能な期間を確保して事業者間協議を開始することが望ましい。
- 事業者間協議に当たり、接続料の水準が争点となった場合には、算定に当たっての考え方、算定方法や算定根拠について協議を実施すること等が考えられる。

2-16 「事業者間協議の円滑化に関するガイドライン」(2012年7月策定)の概要②

3 双務的な接続料の算定根拠に係る情報開示

- 双務的な接続形態に係る接続料についての協議に当たっては、算定根拠に係る情報開示の程度について、両当事者の間で合理的な理由なく差が生じないように留意することが適当。
- 上記のような接続形態において、一方の事業者が他方の事業者と異なる水準の接続料を設定する場合であって、接続料の水準について十分な合意が成立しない場合には、当該水準の接続料を設定する理由について、算定根拠に係る情報を一定程度開示しつつ説明するとともに、協議を行う事が望ましい。
- 指定事業者についても、接続約款の認可又は届出の経手を経たことをもって、直ちに接続事業者に対する接続料の算定根拠に関する説明が不要となるものではない。

4 接続に必要なシステム開発等

- 接続に必要なシステム開発・更改に当たっては、当事者間の協議を踏まえて機能や仕様、コスト負担の方法を決めることが望ましい。
- 接続に必要なシステムのうち、コストの負担、仕様、業務フローへの影響等の点で接続事業者に対する影響が特に大きいと予想されるものについては、開発・更改に着手する前に当事者間で十分な協議を行い、可能な限り各当事者の意見を聴取すること等が適当。

5 協議が調わなかった場合の手続

- 事業者は、接続協定の安定的な運用に努めることが望ましいものの、協議が調わなかった場合、当事者は法令の定める紛争処理スキーム(総務大臣による協議命令・裁定及び電気通信紛争処理委員会によるあっせん・仲裁)を利用することが可能。

6 その他

- 総務省は、今後、必要に応じてガイドラインの見直しを行う。

2-17 「接続等に関し取得・負担すべき金額に関する裁定方針」について

- 「接続料の算定に関する研究会」第一次報告書(※)を踏まえ、電気通信事業者間の電気通信設備の接続等に係る金額に関する交渉の円滑化のため、「接続等に関し取得・負担すべき金額に関する裁定方針」を策定。(平成30年1月)

電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し、当事者が取得し、又は負担すべき金額(以下「金額」という。)について当事者間の協議が調わないときは、電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「法」という。)第35条第3項又は第4項の規定により、当事者の一方又は双方は、総務大臣の裁定を申請することができることとされている。このような申請を受理したときは、総務省では、次の方針を基本として裁定を行うこととする。

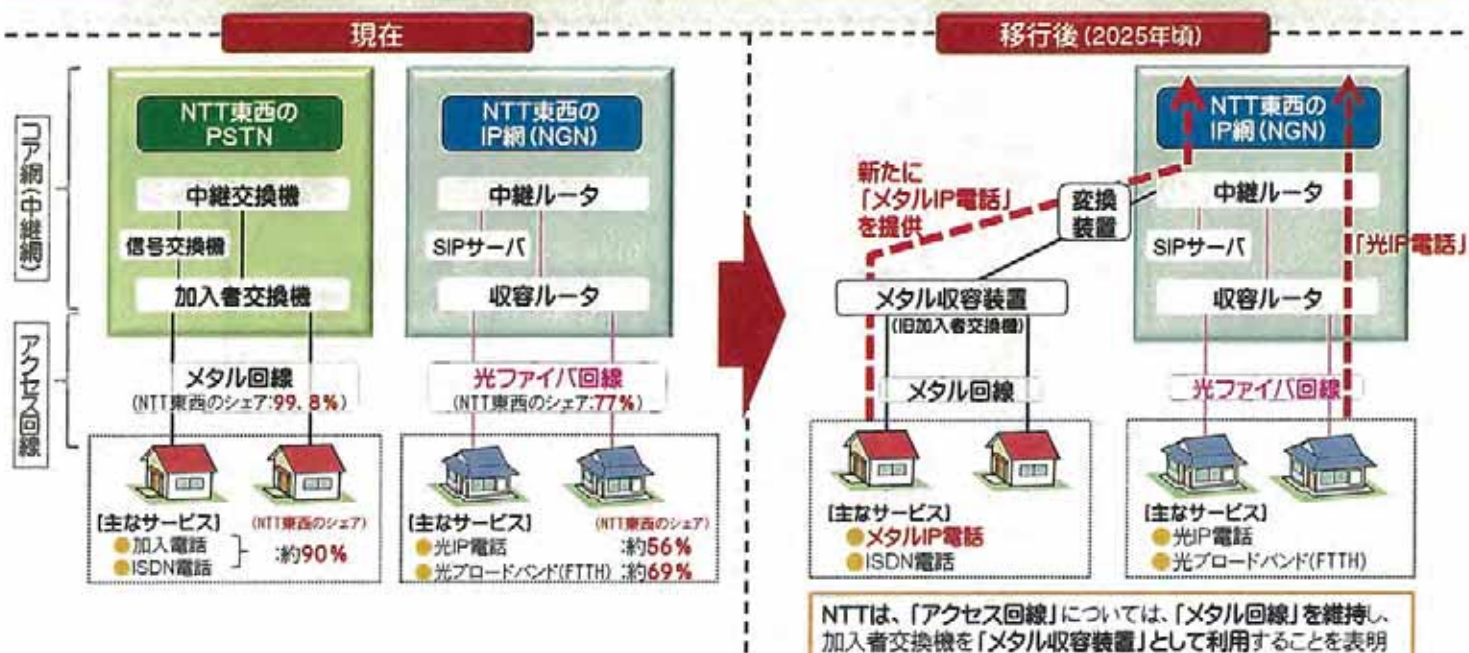
1. 金額※については、当事者間で別段の合意がない場合には、市場における競争状況等を勘案し、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを基本とする。
※ 認可された接続料等を除く。
2. 1. の原価等の算定のため、接続に関して生じる費用等、算定根拠となるようなデータの提供を関係当事者に対して求めることとする。
3. 2. において有効と認められるデータの提供が行われない場合には、1. の原価等の算定のために、近似的に、例えば長期増分費用モデル等により、他の費用等を用いることとする。

(注) 卸電気通信役務の提供又は電気通信設備若しくは電気通信設備設置用工作物の共用に係る金額に関して、当事者間の協議が調わないとして、法第38条第2項又は第39条において準用する法第35条第3項又は第4項の規定に基づき裁定の申請があったときも、1. から3. までに準じて対応することとする。

(※) 同研究会では、NTT東日本・西日本から、同社の固定電話接続料と他社の接続料の格差が年々拡大しており、他社の固定電話接続料の水準についても適正性・透明性が確保されるべきであり、裁定基準を設けるべき旨の意見が示され、報告書では、「接続料の水準の決め方は、事業者間で合意が可能であれば、様々な決め方があり得るところではあるが、事業者間で別段の合意がなければ、かかった費用を回収するコスト主義の考え方が効率的であり、したがって、第一次的に検討されるものであるから、総務大臣の裁定基準としてこの考え方を示し、裁定手続ではコストに基づく算定根拠の提示が求められることを示すことで、協議の円滑化を期待することができる。」とした。

2-18 固定電話のIP網への移行

- NTTは、「加入電話」の契約数等が減少し、2025年頃に中継交換機等が維持限界を迎えることを踏まえ、2015年11月、PSTNをIP網に移行する構想を発表。
- NTTの固定通信網は、我が国の基幹的な通信インフラであり、現行の様々な制度の前提となっているため、2016年2月、審議会に諮問し、昨年9月に二次答申。



2-18 二次答申の主なポイント①

● 料金、品質・信頼性

- メタルIP電話の料金と品質・信頼性は、現在の加入電話と同等水準を維持。
- メタルIP電話は、現在の加入電話と同様に、ユニバーサルサービスの対象と位置づける。

<料金>

現在の加入電話	
基本料 (3級局)	(住宅用) 1700円
	(事務用) 2500円
通話料 (3分あたり)	(市内) 8.5円
	(県内) 20～40円 (距離別)
	(県外) 20～80円 (距離別)

メタルIP電話

現状と同額

全国一律
8.5円

<品質・信頼性>

現在の加入電話

設備の技術基準	・通話・接続品質
	・局給電機能
	・損壊・故障対策
	・災害時優先通信
	・緊急通報
	等

メタルIP電話

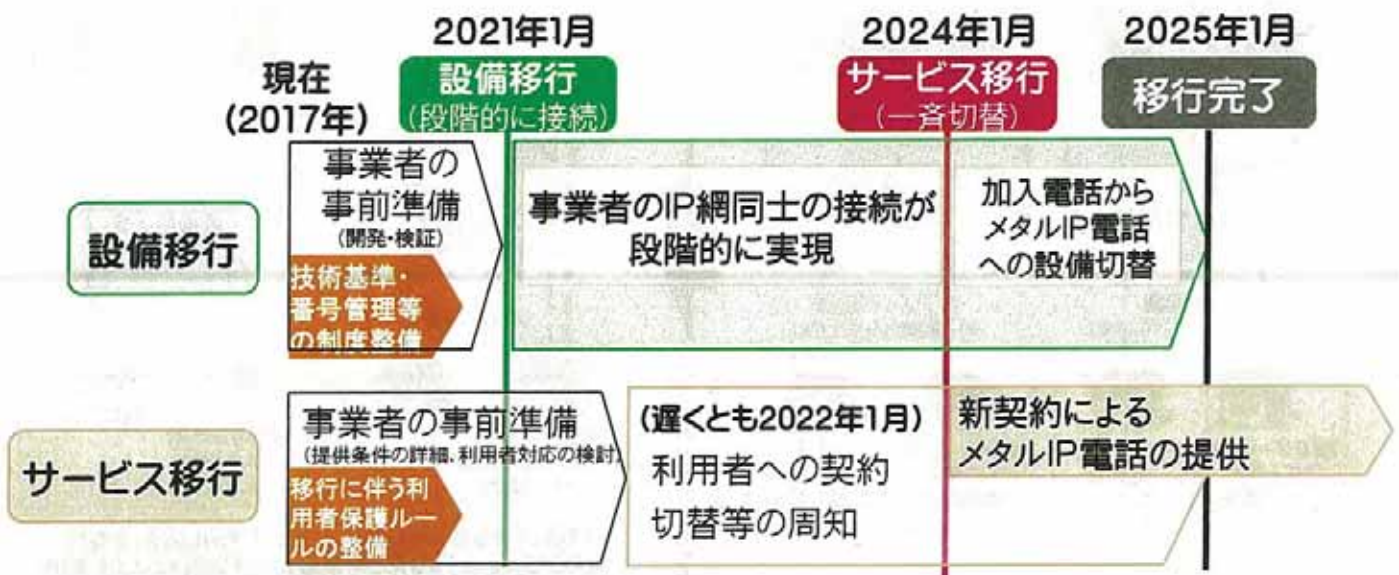
- ・通話・接続品質
- ・局給電機能
- ・損壊・故障対策
- ・災害時優先通信
- ・緊急通報

等

2-18 二次答申の主なポイント②

● IP網への移行工程・スケジュール

- 事業者の事前準備を経て、2021年1月から「設備移行」（事業者のIP網同士を段階的に接続）を開始。
- 2024年1月に加入電話からメタルIP電話への「サービス移行」（契約の一斉切替）を実施。2025年1月に移行完了。



2-19 二次答申の主なポイント⑤

● 技術の進展を踏まえたユニバーサルサービスとしての固定電話の効率的な確保

- ユニバーサルサービス*としての固定電話の提供について、光ファイバや無線の活用を検討するため、論点を整理。

※ 現在はアナログ電話、第一種公衆電話、これらから発信される緊急通報、アナログ電話提供事業者による加入電話相当の光IP電話が対象。

<NTTが提案している多様なアクセス手段による音声通話の提供方法>

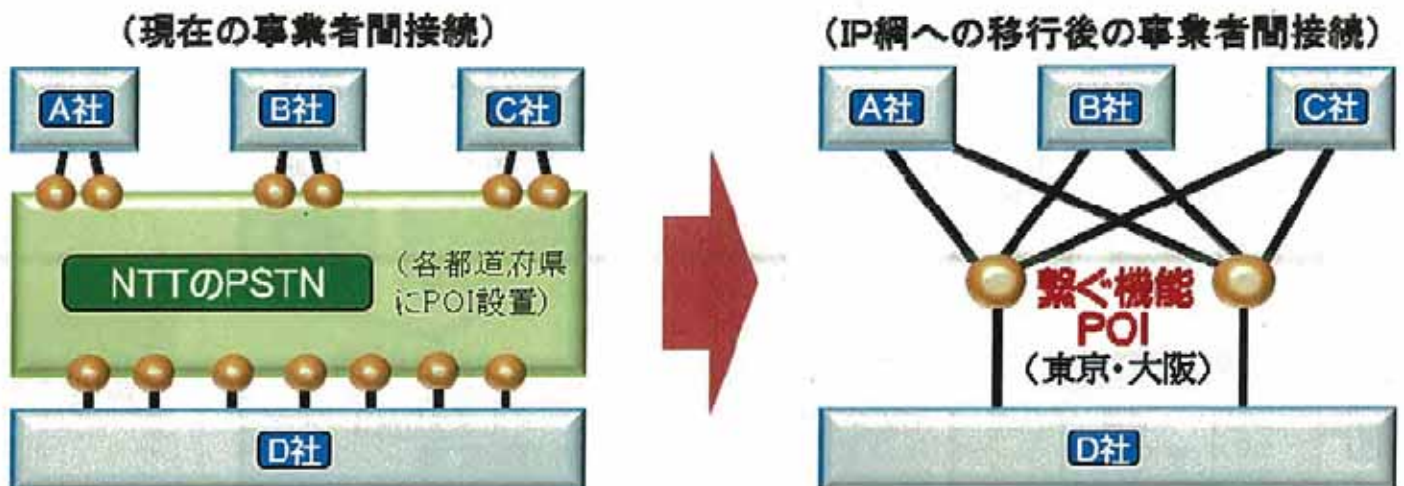


2-18 二次答申の主なポイント⑥

● 「繋ぐ機能POIビル」環境の確保

- IP網同士の接続のための「繋ぐ機能POIビル」環境の構築に向けた通信設備の技術基準及び提供スキーム*を整理。

※ 「L2スイッチ」の利用を要望する事業者(コンソーシアム)とNTT東西が「IRU契約」(双方の合意なしに破棄できない使用权)を締結し、NTT東西が「L2スイッチ」を維持・管理・運用。



2-18 二次答申の主なポイント⑦

● 移行に伴い終了するサービスへの対応・利用者保護

- 2024年1月に終了を予定している「INSネット(デジタル通信モード)※」については、代替サービスへの移行促進、利用者への周知等の対応状況を随時確認。
- ※ メタル回線を用い、電話やFAX、データ通信(例:インターネット)等を複数同時に利用できるデジタル信号伝送サービス
- こうした電気通信サービスが終了する場合に利用者保護が十分に図られるためのルールを導入。

INSネットの概要



- <主な代替サービス(移行先)>
- インターネット回線
 - 光IP電話を活用したデータ通信サービス
 - メタルIP電話によるデータ通信
 - 無線サービス(MVNOのモバイル網)

<NTTのINSネット契約数>

・NTTのINSネット:234万件(2017年3月末時点)

2-19 コンテンツ配信事業者等に係る紛争

コンテンツ配信事業、通信プラットフォーム事業等(電気通信事業法第164条第1項第3号)は、電気通信事業法の適用除外(一部規定は適用)となる電気通信事業に該当(≠電気通信事業者)。

	電気通信事業	非電気通信事業
	<p>① ②以外の事業 (携帯電話事業、FTTH事業等)</p> <p>② 電気通信設備を用いて他人の通信を媒介する電気通信役務以外の電気通信役務を電気通信回線設備を設置することなく提供する電気通信事業</p> <p>(例)コンテンツ配信事業者</p> <p>電気通信回線設備は設置せず、コンテンツ配信サーバのみを設置して、自己と他人の間の通信を実施</p> <p>コンテンツ配信</p>	
	①を営む者	②を営む者
	電気通信事業者に該当	電気通信事業者に該当しない
電気通信事業法の適用	<ul style="list-style-type: none"> ■ 電気通信事業の登録・届出が必要 ■ 通信の秘密、検閲の禁止 ■ 接続ルールの適用あり等 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 通信の秘密 ■ 検閲の禁止 ■ 禁止行為等規定適用事業者(NTT東西・ドコモ)による業務への不当な規律・干渉が禁止(保護対象)
紛争処理機能	<ul style="list-style-type: none"> ■ 総務大臣の協議命令・裁定 ■ 紛争処理委員会のあっせん・仲裁等 	<p>電気通信事業法を改正し、コンテンツ配信事業者等と電気通信事業者との間の紛争事案も対象に追加。</p> <p>(平成23年6月から)</p>

【参考】電気通信事業法第164条第1項第3号に該当する電気通信事業の例

- 電気通信回線設備を設置せず、かつ、他人の通信を媒介しない電気通信事業（電気通信事業法第164条第1項第3号に該当する電気通信事業）に該当する主な事例は以下のとおり。

（ただし、事業の内容（サービス提供の形態等）によっては異なる判断となる場合がある。）

電子メールマガジンの配信

- 企業等から提供された製品PRやイベント開催案内等に関する情報を元に電子メールマガジンを作成し、予め登録した購読者等に対して送信するもの。
- 購読者（他人）の需要に応ずるためにインターネット経由での情報送信（電気通信役務の提供）自体を目的として行っていることから電気通信事業に該当するが、企業等から提供された情報を元に電子メールマガジンを作成して購読者に送信していることから、他人の通信を媒介していないと判断される。

Webサイトのオンライン検索

- 広範なWebサイトのデータベースを構築し、検索語を含むWebサイトのURL等を、インターネットを経由して利用者に提供するもの（狭義のポータルサイト）。
- 自己と他人（利用者）との間の通信であり、他人の通信を媒介していないと判断される。

インターネット上のショッピングモール

- インターネット経由で複数の店舗でネットショッピングを行うことができる「場」を提供するもの。
- 「場」の提供を行う場合であっても、サービスの一部として利用者間のメッセージの媒介を行う機能を提供している場合は、他人の通信を媒介していると判断される。

各種情報のオンライン提供

- 電気通信設備（サーバ等）を用いて、天気予報やニュースなどの情報データベースを構築し、その情報を、インターネットを経由して利用者に提供するもの。
- 利用者（他人）の需要に応ずるためにインターネット経由での情報送信（電気通信役務の提供）自体を目的として行っていることから、電気通信事業に該当するが、自己と他人（利用者）との間の通信であり、他人の通信を媒介していないと判断される。

ソフトウェアのオンライン提供

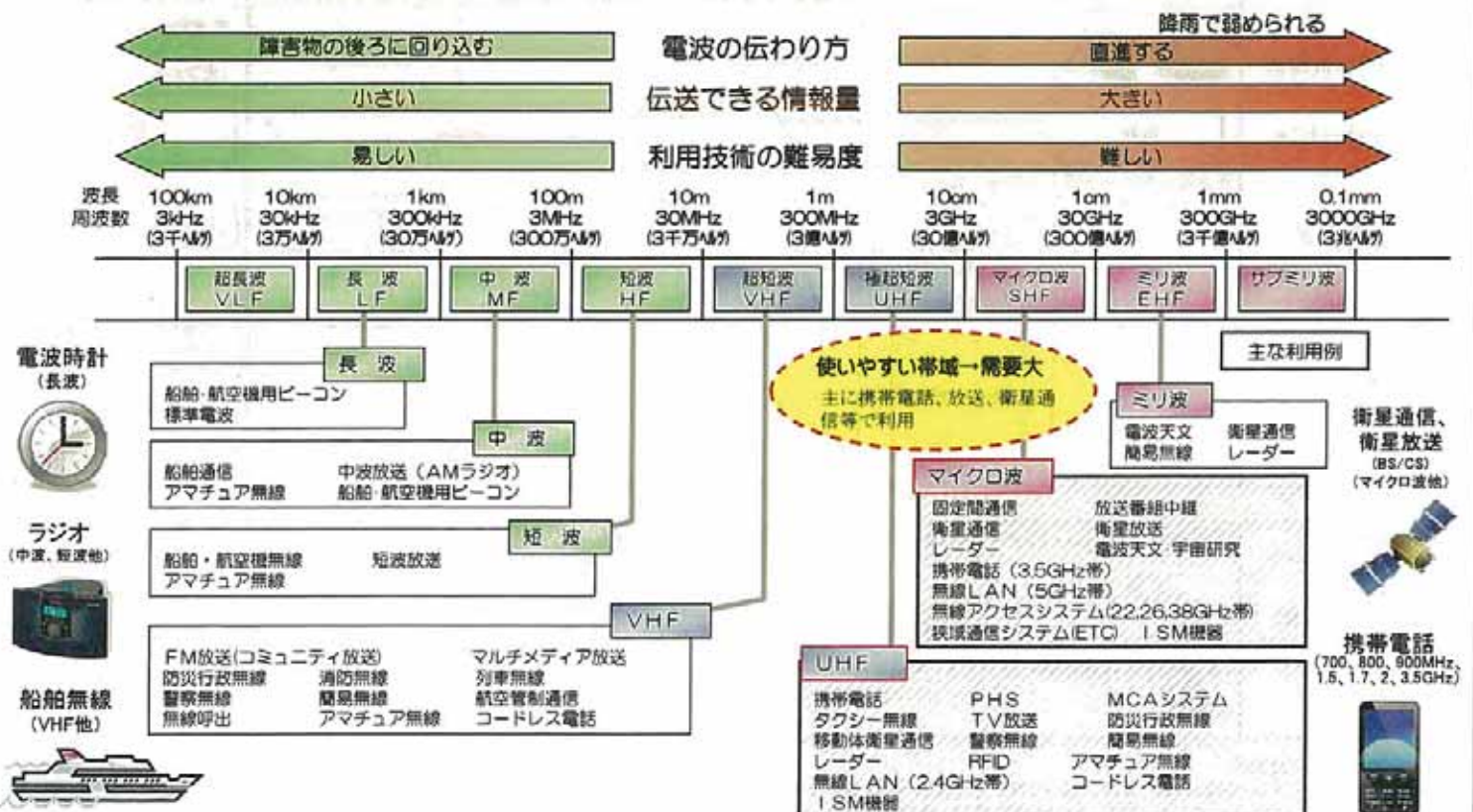
- 労務管理や販売管理等を行うアプリケーションソフトウェアをインストールしたサーバ等を設置して、インターネット等を経由して当該ソフトを企業等に利用させるもの（狭義のASPサービス）。
- 自己と他人（利用者）との間の通信であり、他人の通信を媒介していないと判断される。

3 電波利用の動向

1. 我が国の電波の基本・利用形態
2. 携帯電話等への周波数割当て状況
3. 携帯電話等の発展
4. 第4世代移動通信システム(LTE-Advanced)
5. 第5世代移動通信システム(5G)の推進
6. 無線局開設等に係る紛争

3-1 我が国の電波の基本・利用形態

携帯電話等の普及により、無線局数は大幅に増加(昭和60年:約381万局 → 平成29年9月:約2億2,387万局)。



3-2 携帯電話等への周波数割当て状況

周波数	3kHz	30kHz	300kHz	3MHz	30MHz	300MHz	3GHz	30GHz	300GHz	3000GHz
	(3千Hz)	(3万Hz)	(30万Hz)	(300万Hz)	(3千万Hz)	(3億Hz)	(30億Hz)	(300億Hz)	(3千億Hz)	(3兆Hz)
波長	100km	10km	1km	100m	10m	1m	10cm	1cm	1mm	0.1mm
	超長波 VLF	長波 LF	中波 MF	短波 HF	超短波 VHF	極超短波 UHF	マイクロ波 SHF	ミリ波 EHF	サブ ミリ波	赤外線 可視光 紫外線

主な利用分野	船舶・航空機用VHF 標準電波	船舶通信 AMラジオ 航空機用VHF	船舶・航空機無線 アマチュア無線 短波放送	防災行政無線 消防・警報無線 航空管制通信 FM放送	携帯電話・PHS 広帯域移動無線 アクセスシステム 無線LAN 地上デジタル放送 衛星測位、衛星通信	携帯電話 無線LAN 衛星通信 衛星放送	衛星通信 衝突防止レーダー(車)	環境計測 (センシング)
--------	--------------------	--------------------------	-----------------------------	-------------------------------------	---	-------------------------------	---------------------	-----------------

[携帯電話等への割当て状況] 使いやすい帯域 (ビル陰や木陰にも電波が伝わる
・大量の情報の伝送が可能)

事業者	合計 (周波数幅)		契約数シェア※1 (H29.9末)	周波数帯							
				700 MHz帯	800 MHz帯	900 MHz帯	1.5 GHz帯	1.7 GHz帯	2 GHz帯	2.5 GHz帯	3.5 GHz帯
NTTドコモ	200MHz	200MHz	44.5%	20MHz	30MHz	—	30MHz	40MHz	40MHz	—	40MHz
KDDI	150MHz	200MHz	29.8%	20MHz	30MHz	—	20MHz	—	40MHz	—	40MHz
UQコミュニケーションズ	50MHz			—	—	—	—	—	50MHz	—	
ソフトバンク	211.2MHz	241.2 MHz	25.7%	20MHz	—	30MHz	20MHz	30MHz	携帯 40MHz PHS 31.2MHz	—	40MHz
ワイヤレス・シティ・ プランニング	30MHz			—	—	—	—	—	—	30MHz	—

※1 契約数シェアはグループ内取引調整後のもの

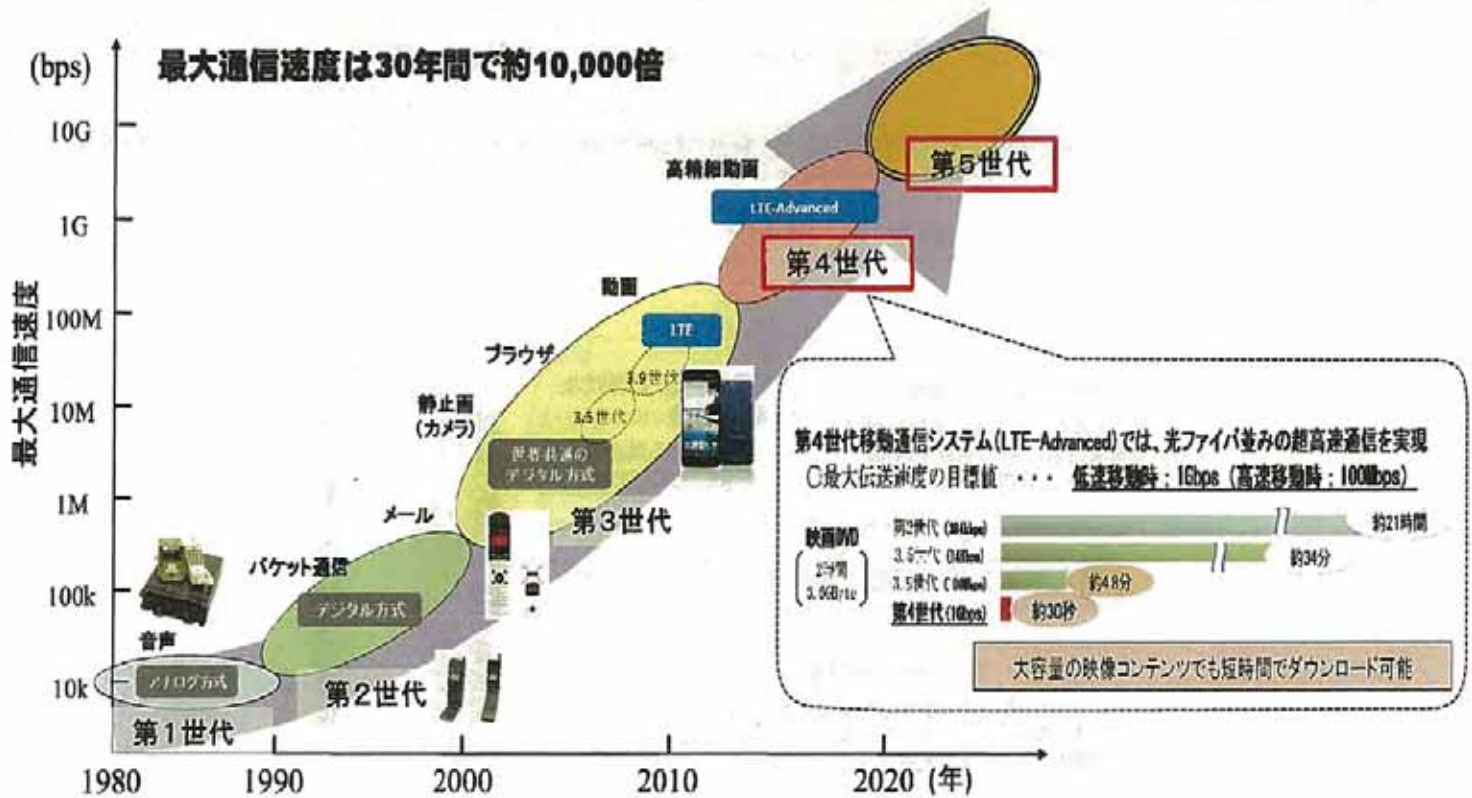
3-3 携帯電話等の発展

	第1世代 (1980年代)	第2世代 (1993年(平成5年)～)	3世代 (2001年(平成13年)～)	第3世代(IMT) 3.5世代 (2006年(平成18年)～)	3.9世代 (2010年(平成22年)～)	第4世代 (IMT-Advanced) (2014年(平成26年)～)				
スピード(情報量)		数kbps	384kbps	14Mbps	100Mbps	高速移動時 100Mbps 低速移動時 1Gbps (光ファイバと同等)				
主なサービス	音声	メール インターネット接続	音楽、ゲーム、映像配信			動画				
通信方式	各国毎に別々の方式 (アナログ)	各国毎に別々の方式 (デジタル) PDC(日本) GSM(欧州) cdmaOne(北米)	【世界標準方式(デジタル)】 W-CDMA CDMA2000 HSPA EV-DO			LTE(※) (※) Long Term Evolution	① LTE-Advanced			
備考		平成24年7月に終了			900MHz帯 ソフトバンクモバイルへ割当て (平成24.7～サービス開始) 700MHz帯 イー・アクセス、NTTドコモ、 KDDIグループへ割当て (平成27.5～サービス開始)	平成24年1月、国際電 気通信連合(ITU)におい て2方式の標準化が完了 3.5GHz帯 NTTドコモ、KDDIグループ、ソフ トバンクモバイルへ割当て (平成28.6～サービス開始)				
2. その他										
無線アクセス	【屋外等の比較的広いエリアで、モバイルPC等でインターネット等が利用可能】					100Mbps				
通信方式	BWA(※) (2009年(平成21年)～) WiMAX、XGP 20～40Mbps					高度化BWA 2011年(平成23年)～ WiMAX2+、AXGP 100Mbps～	② Wireless MAN- Advanced			
無線LAN(Wi-Fi)	【家庭内など比較的狭いエリアで、モバイルPC等でインターネット等が利用可能】					11Mbps	54Mbps	300Mbps	1Gbps	超高速 無線LAN

<テレビジョン放送>
 ・地上テレビジョン放送については、2013年1月に周波数再編のためのチャンネル変更(リパック対策)が完了。
 ・スーパーハイビジョンについては、2013年6月に、早期実用化に向けたロードマップを公表。
 (4K(約800万画素)放送は2014年、8K(約3,300万画素)放送は2016年の実用化を目指す。)

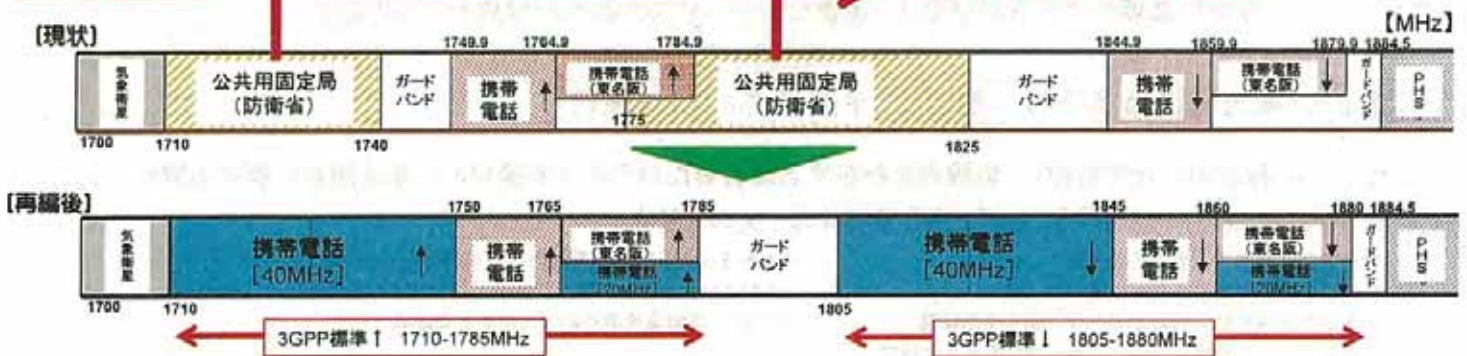
3-4 第4世代移動通信システム(LTE-Advanced)

「第4世代移動通信システム(4G)」は、キャリアアグリゲーション等の柔軟で周波数利用効率の高い電波利用技術により、光ファイバ並みの超高速通信を実現している。NTTドコモ、KDDIグループ、ソフトバンクは平成28年にサービスを開始したところ。

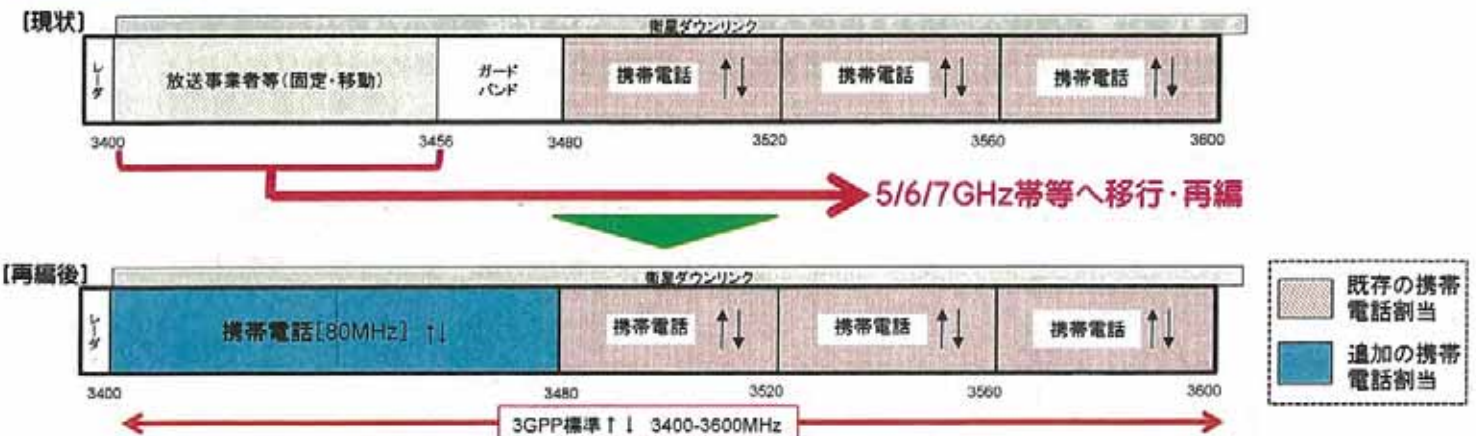


【参考】1.7GHz帯及び3.4GHz帯の移行・再編について

■ 1.7GHz帯



■ 3.4GHz帯



3-5 第5世代移動通信システム(5G)の推進

- 「第5世代移動通信システム(5G)」は、超高速だけでなく、多数同時接続や超低遅延といった従来にない特徴を有しており、IoT時代の基盤インフラとして期待
- 2020年(平成32年度)の5G実現に向け、2015年度(平成27年度)より、超高速・大容量・低遅延等に関する研究開発を実施
- 5Gを社会実装させることを念頭に、2017年度(平成29年度)より、実環境を活用した総合的な実証試験を東京および地方で実施
- 5Gの普及に向け、2018年度(平成30年度)より、柔軟な基地局展開等を可能とする研究開発を実施予定



3-6 無線局開設等に係る紛争

周波数が逼迫する中、新システムの導入に際して必要な、電波の混信を防止するための既存の無線局等との調整が1年から2年半に長期化する事例が発生、迅速な新サービスの提供が困難となる可能性。

電波法・電気通信事業法の一部改正(平成20年4月1日施行)

- あっせん・仲裁の制度を創設し、無線局を新設する場合等に行う既存無線局との混信防止に関する協議を促進。
- あっせん・仲裁の手続を行うことができる無線局は、次のとおり。

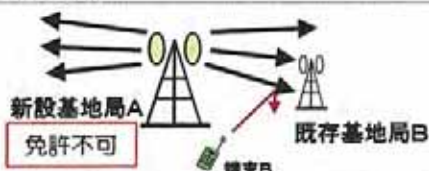
- ・ 電気通信業務の用に供する無線局
- ・ 放送の業務の用に供する無線局
- ・ 地方公共団体の防災行政事務の用に供する無線局
- ・ 電気事業に係る電気の供給の業務の用に供する無線局
- ・ 鉄道事業に係る列車の運行の業務の用に供する無線局
- ・ ガス事業に係るガスの供給の業務の用に供する無線局
- ・ MCA陸上移動通信業務の用に供する無線局

※ あっせん・仲裁等による既存無線局との調整の結果、契約を締結したときは、その内容を免許等申請に際して提出。

※ 無線局の免許人等は、混信防止に関する協議の申入れがあったときは、電波の公平かつ能率的な利用を確保する見地から、誠実に協議を行うとともに、相当の期間内に当該協議が調うよう努めなければならない。
 (無線局運用規則の一部改正)

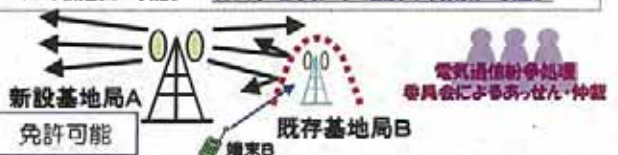
従前の制度

新設基地局Aの発射電波が、既存無線局Bの通信を妨害
 → Aの開設は不可。



改正後の制度

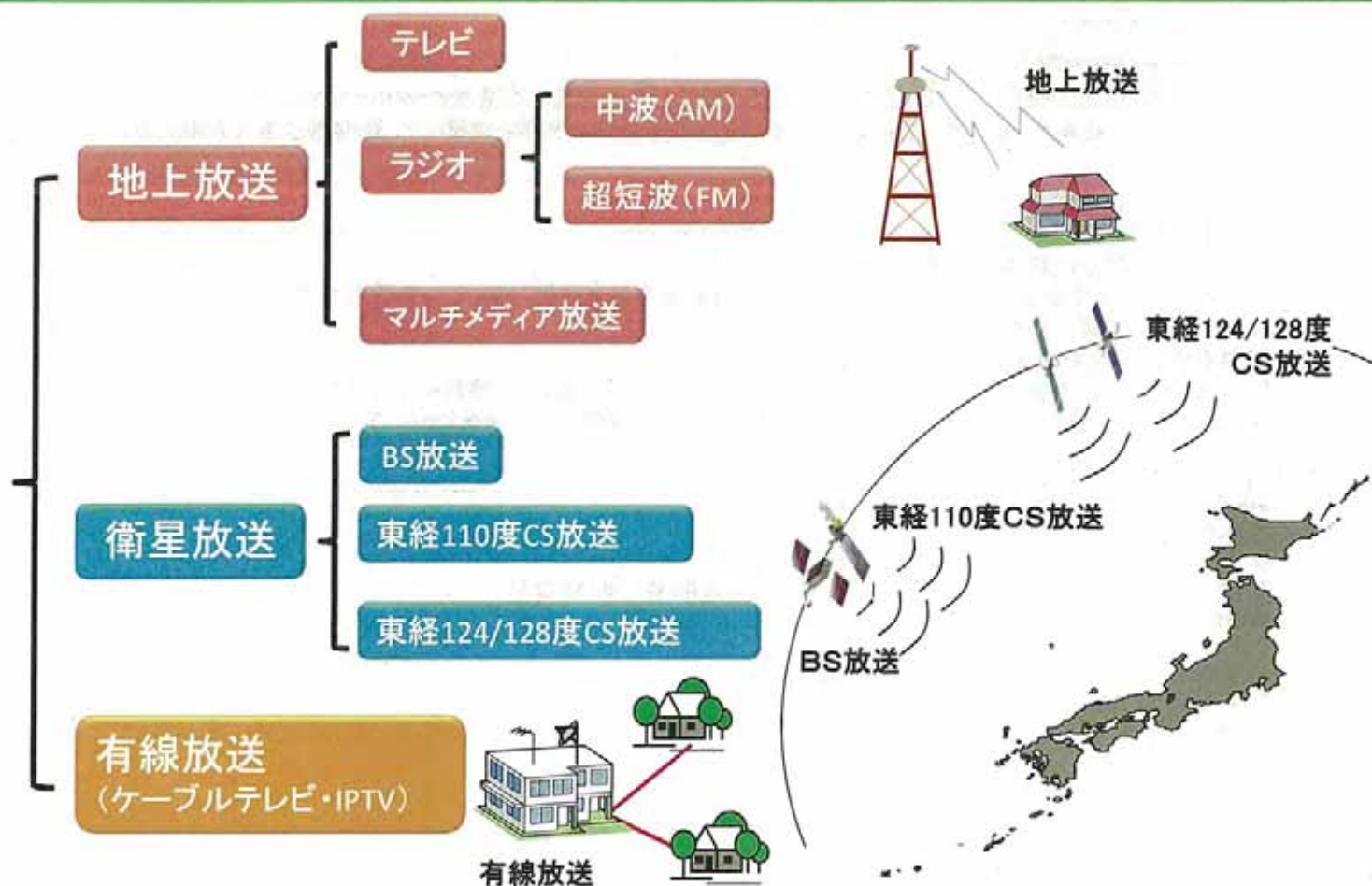
電気通信紛争処理委員会のあっせん・仲裁により、Aからの妨害がないよう、Aの費用負担によりBを改造。
 → Aの開設が可能。 ☆A、B共に、電波の利用が可能。



4 放送事業の動向

- (1) 放送の主な分類
- (2) 放送事業の参入に係る制度の概要
- (3) 放送対象地域
- (4) 民間地上テレビジョン放送事業者の番組系列(テレビジョン放送・127社)
- (5) 放送メディアの市場規模
- (6) 民間地上テレビジョン放送事業者の経営状況
- (7) ケーブルテレビ事業者の収支状況(平成27年度)
- (8) ケーブルテレビの普及状況(平成27年度)
- (9) 各都道府県におけるケーブルテレビ(自主放送あり)の普及率
- (10) 区域外再放送の問題
- (11) 再放送同意と大臣裁定
- (12) 4K・8K推進のためのロードマップ(2015年7月公表)

4-1 放送の主な分類



4-2 放送事業の参入に係る制度の概要

放送の業務(ソフト)については放送法、設備の設置(ハード)については電波法等により規律。

【放送の業務の種類と参入規律】

基幹放送	一般放送	
放送をする無線局に専ら又は優先的に割り当てられるものとされた周波数の電波を使用する放送	基幹放送に該当しない放送	
	放送エリア:広い 視聴者への影響:大きい	放送エリア:狭い 視聴者への影響:小さい
(具体例) ○ 地上基幹放送 (地上テレビ、AMラジオ、FMラジオ、コミュニティFM放送) ○ 移動受信用地上基幹放送(マルチメディア放送) ○ 衛星基幹放送 (BS放送、110度CS放送)	(具体例) ○124/128度CS放送 (テレビ、ラジオ) ○ケーブルテレビ(大規模)	(具体例) ○有線ラジオ ○エリア放送 ○ケーブルテレビ(小規模)



基幹放送事業者		一般放送事業者	
ソフトとハードの事業者が一致している場合 (特定地上基幹放送事業者)	電波法に基づく「免許」 ※5年ごとに再免許	放送法に基づく「登録」	放送法に基づく「届出」
ソフトとハードの事業者が異なっている場合	放送法に基づく「認定」 ※5年ごとに更新		

4-3 放送対象地域

放送対象地域の概念

同一の放送番組の放送を同時に受信できることが相当と認められる一定の区域(放送法第91条第2項第2号)のことであり、その地域の自然的、経済的、社会的、文化的諸事情や周波数の効率的な使用を考慮して、基幹放送普及計画において定める(放送法第91条第3項)。

放送対象地域の効果

(1) 放送対象地域ごとに放送系の数の目標を設定

放送の計画的な普及及び健全な発達を図るため、放送普及基本計画において、放送対象地域ごとに普及させる放送系の数の目標を設定。

(2) 放送対象地域内では、難視聴解消の義務又は努力義務

放送事業者は、放送対象地域内で、その放送があまねく受信できるように努めることとされている。

(NHKには、テレビジョン放送及び中波放送・超短波放送のいずれかが全国において受信できるように措置をすることが義務付け)

放送対象地域の例

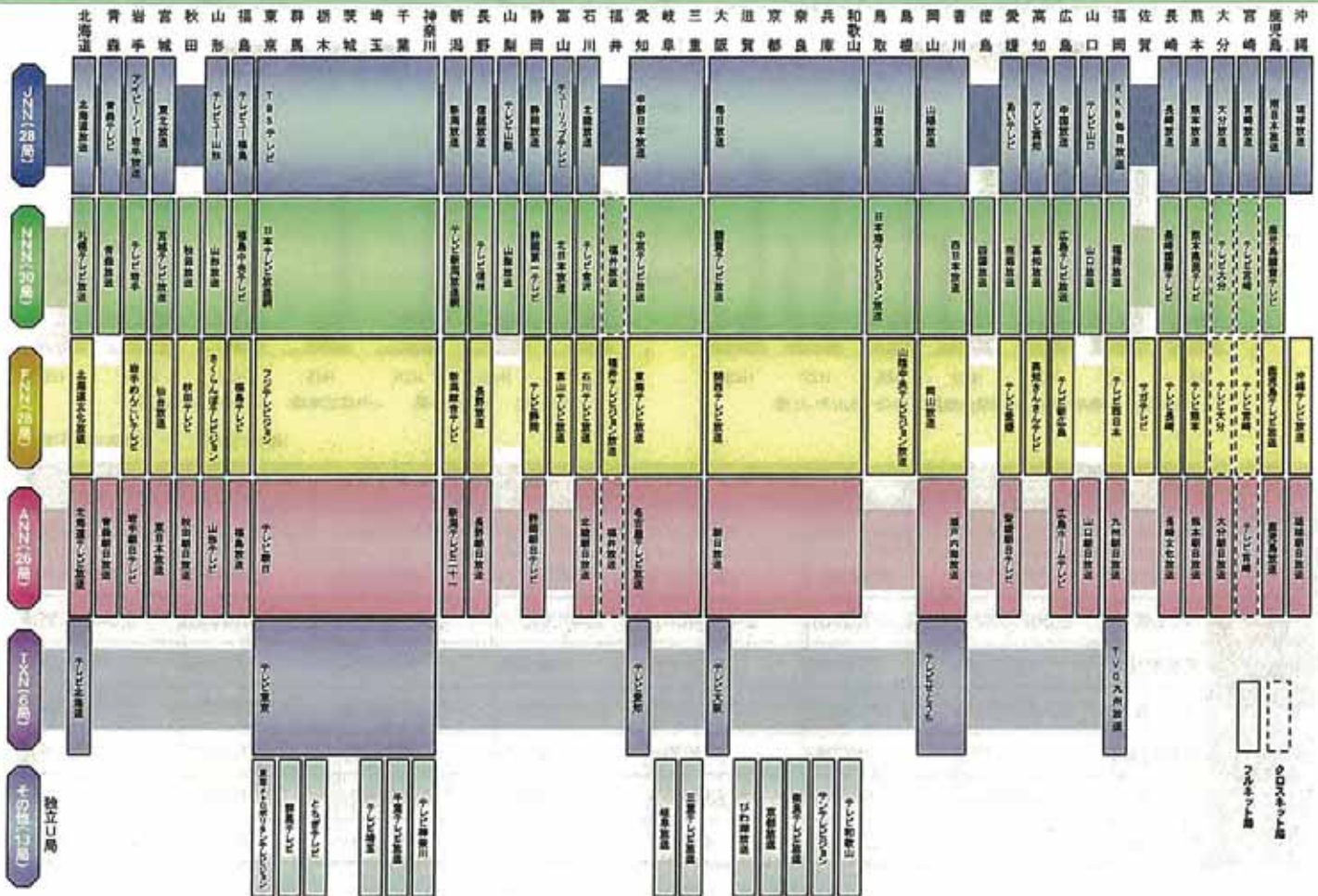
(1) 規定の仕方

- ① 放送の主体(NHK、放送大学学園、一般放送事業者)
- ② 放送の種類(テレビジョン放送、中波放送、超短波放送等)等に基づき設定

(2) 具体例(地上基幹放送)

- ① NHK
関東広域圏、関東広域圏にある県を除く各道府県
- ② 放送大学学園
関東広域圏
- ③ 一般放送事業者
広域圏 : 関東広域圏、近畿広域圏、中京広域圏
複数の県域: 鳥取県及び島根県、岡山県及び香川県
その他 : 上記以外の各都道府県

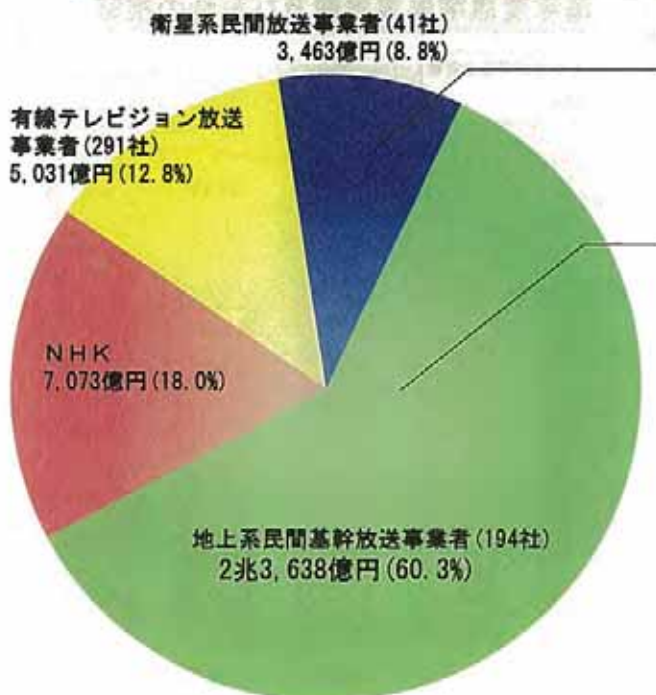
4-4 民間地上テレビジョン放送事業者の番組系列(テレビジョン放送・127社)



4-5 放送メディアの市場規模

- ・ 放送メディアの市場規模は、平成28年度において、3兆9,205億円。
- ・ 各放送事業者のシェアは、地上系民間基幹放送事業者が60.3%、NHKが18.0%、有線テレビジョン放送事業者が12.8%、衛星系民間放送事業者が8.8%。

放送メディアの収入 平成28年度 3兆9,205億円



【衛星系民間放送事業者内訳】

衛星基幹放送 (BS放送) (19社)	2,185億円 (5.6%)
衛星基幹放送 (東経110度CS放送) (23社)	868億円 (2.2%)
衛星一般放送 (4社)	410億円 (1.0%)

【地上系民間基幹放送事業者内訳】

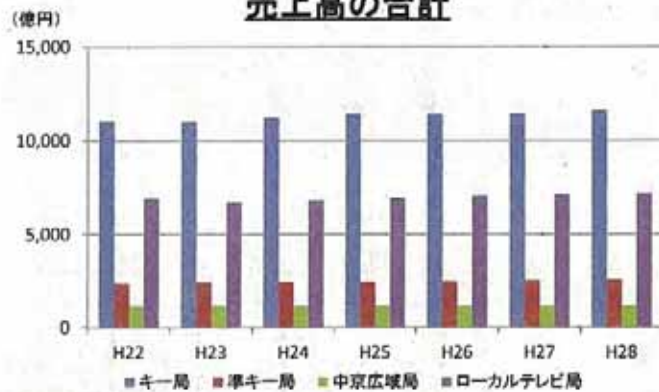
テレビジョン放送単営 (94社)	1兆9,037億円 (48.6%)
AM放送・テレビジョン放送兼営 (33社)	3,463億円 (8.8%)
その他(※)単営 (67社)	1,137億円 (2.9%)

※…AM (14社)、短波 (1社) 及びFM (52社)

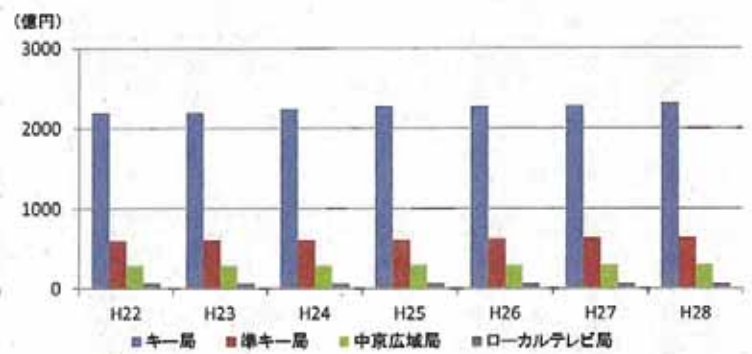
- (注1) () 内の%は、放送メディアに占める各媒体のシェア。
小数点第2位を四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。
- (注2) 「地上系民間基幹放送事業者」には、一般財団法人道路交通情報通信システムセンター及びコミュニティ放送事業者を含めていない。
- (注3) NHKについては損益計算書(一般勘定)の経常事業収入、経常事業外収入及び特別収入の和から未収受信料欠損償却費を差し引いた値。
- (注4) 放送大学学園を除く。
- (注5) 「有線テレビジョン放送事業者」とは、有線電気通信設備を用いて自主放送を行う登録一般放送事業者(営利法人に限る。)のうち、IPマルチキャスト方式による事業者等を除く者。
- (注6) 「衛星系民間放送事業者」の内訳には、BS放送と東経110度CS放送を兼営する事業者が4社存在し、また、衛星基幹放送と衛星一般放送を兼営する事業者が1社存在するため、総数(41社)とは一致しない。

4-6 民間地上テレビジョン放送事業者の経営状況

売上高の合計



売上高の平均



(単位: 億円) ()内は1社平均

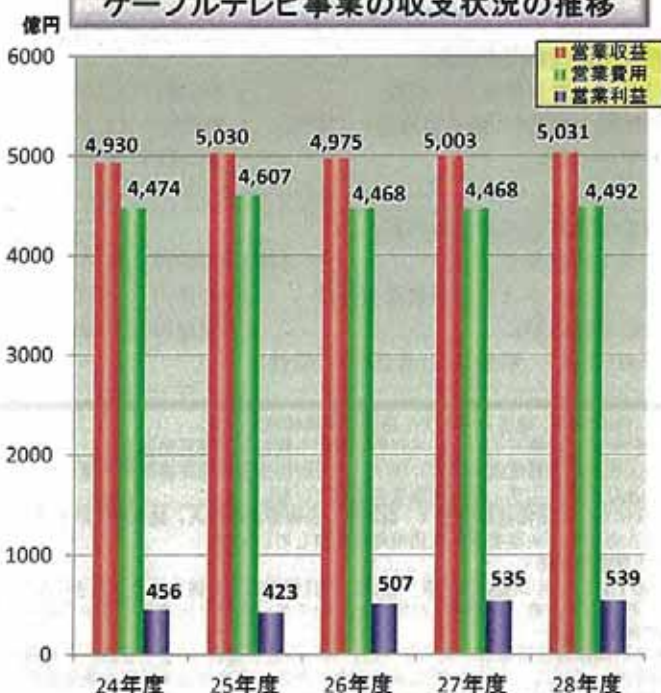
年度		H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
キー局 (5局)	売上高	11,001(2,200)	10,989(2,198)	11,219(2,244)	11,395(2,279)	11,402(2,280)	11,428(2,286)	11,612(2,322)
	営業損益	592(118)	608(122)	653(131)	660(132)	668(134)	730(146)	722(144)
準キー局 (4局)	売上高	2,360(590)	2,410(603)	2,417(604)	2,443(611)	2,474(619)	2,511(628)	2,543(636)
	営業損益	133(33)	151(38)	142(35)	144(36)	140(35)	145(36)	158(40)
中京広域局 (4局)	売上高	1,153(288)	1,151(288)	1,152(288)	1,156(289)	1,151(288)	1,157(289)	1,175(294)
	営業損益	108(27)	116(29)	118(30)	110(27)	121(30)	113(28)	99(25)
ローカル テレビ局 (114局)	売上高	6,905(61)	6,707(59)	6,832(60)	6,941(61)	7,055(62)	7,112(62)	7,170(63)
	営業損益	289(3)	320(3)	466(4)	548(5)	575(5)	586(5)	566(5)

4-7 ケーブルテレビ事業者の収支状況(平成28年度)

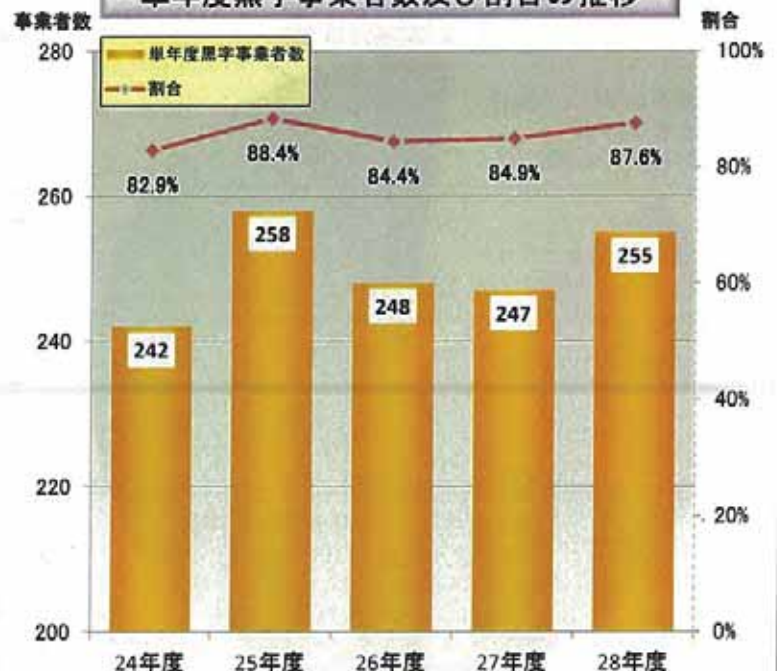
- ・ ケーブルテレビ事業の営業収益及び営業利益はいずれも微増した。
- ・ 291社中255社(87.6%)が単年度黒字を計上。

注: 調査対象は、有線電気通信設備を用いて自主放送を行う登録一般放送事業者(営利法人に限る。)のうち、IPマルチキャスト方式による事業者等を除く者291社。

ケーブルテレビ事業の収支状況の推移



単年度黒字事業者数及び割合の推移



4-8 ケーブルテレビの普及状況(平成28年度)

- 登録に係る自主放送を行うための有線電気通信設備によりサービスを受ける加入世帯数は平成29年3月末で約2,980万世帯、対前年度比1.1%の増加。
- 有線電気通信設備を用いて自主放送を行う登録一般放送事業者数は508事業者(対前年度比0.4%減)。

自主・再放送別の加入世帯数の推移



注：自主放送を行う設備による加入世帯数はRF方式及びIPマルチキャスト方式の合計値

ケーブルテレビの事業者数及び設備数

ア 事業者数

登録に係る自主放送を行うための有線電気通信設備を用いて放送を行う登録一般放送事業者数は737事業者で、対前年度比約1.5%の減少。

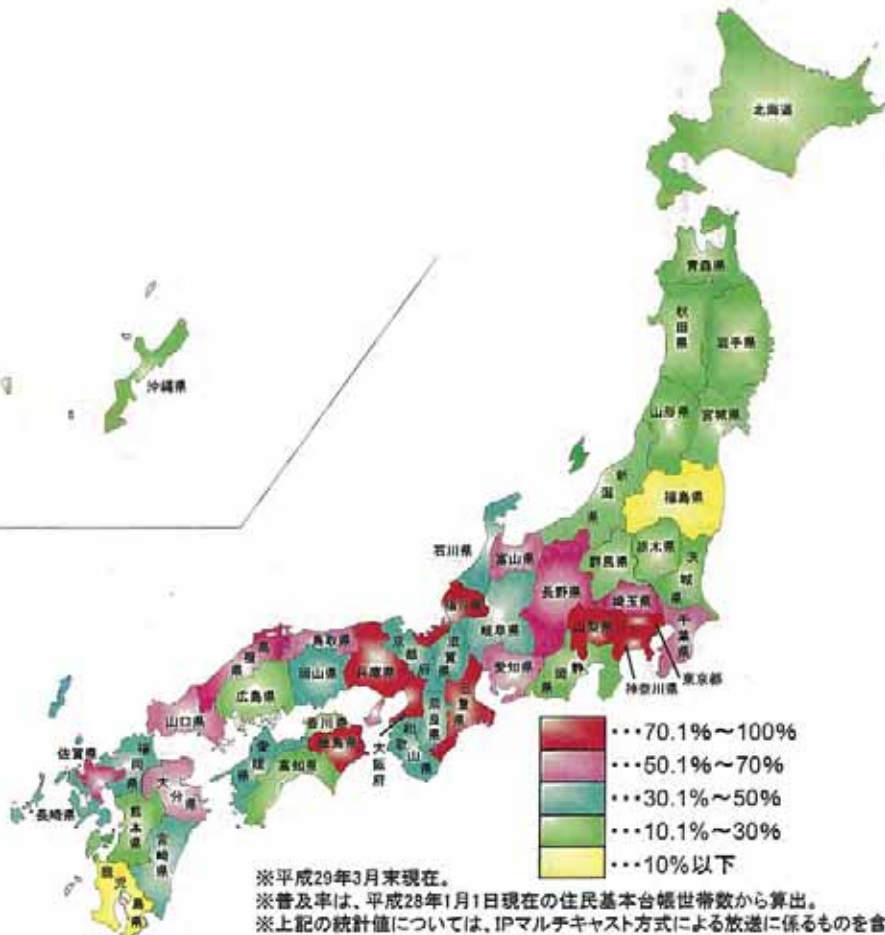
区分	平成27年度末	平成28年度末	増減数	増減率
登録に係る自主放送を行うための有線電気通信設備	510	508	-2	-0.4%
登録に係る再放送のみを行うための有線電気通信設備	238	229	-9	-3.8%
合計	748	737	-11	-1.5%

イ 設備数

登録に係る有線電気通信設備は1,019設備で、対前年度比約0.6%の減少。

区分	平成27年度末	平成28年度末	増減数	増減率
登録に係る自主放送を行うための有線電気通信設備	671	673	2	0.3%
登録に係る再放送のみを行うための有線電気通信設備	354	346	-8	-2.3%
合計	1,025	1,019	-6	-0.6%

4-9 各都道府県におけるケーブルテレビ(自主放送あり)の普及率



都道府県	普及率	都道府県	普及率
北海道	25.6%	滋賀県	37.5%
青森県	17.6%	京都府	45.0%
岩手県	18.9%	大阪府	87.4%
宮城県	29.2%	兵庫県	71.6%
秋田県	16.5%	奈良県	46.9%
山形県	16.6%	和歌山県	37.5%
福島県	3.9%	鳥取県	63.5%
茨城県	21.9%	島根県	55.1%
栃木県	23.0%	岡山県	34.1%
群馬県	13.9%	広島県	28.8%
埼玉県	57.5%	山口県	61.1%
千葉県	55.7%	徳島県	89.8%
東京都	81.7%	香川県	27.8%
神奈川県	71.7%	愛媛県	37.0%
新潟県	22.5%	高知県	24.6%
富山県	65.9%	福岡県	47.3%
石川県	43.8%	佐賀県	54.2%
福井県	74.3%	長崎県	35.3%
山梨県	82.2%	熊本県	27.5%
長野県	51.0%	大分県	65.3%
岐阜県	36.7%	宮崎県	41.9%
静岡県	27.2%	鹿児島県	8.3%
愛知県	54.8%	沖縄県	19.7%
三重県	75.0%	全国	52.3%

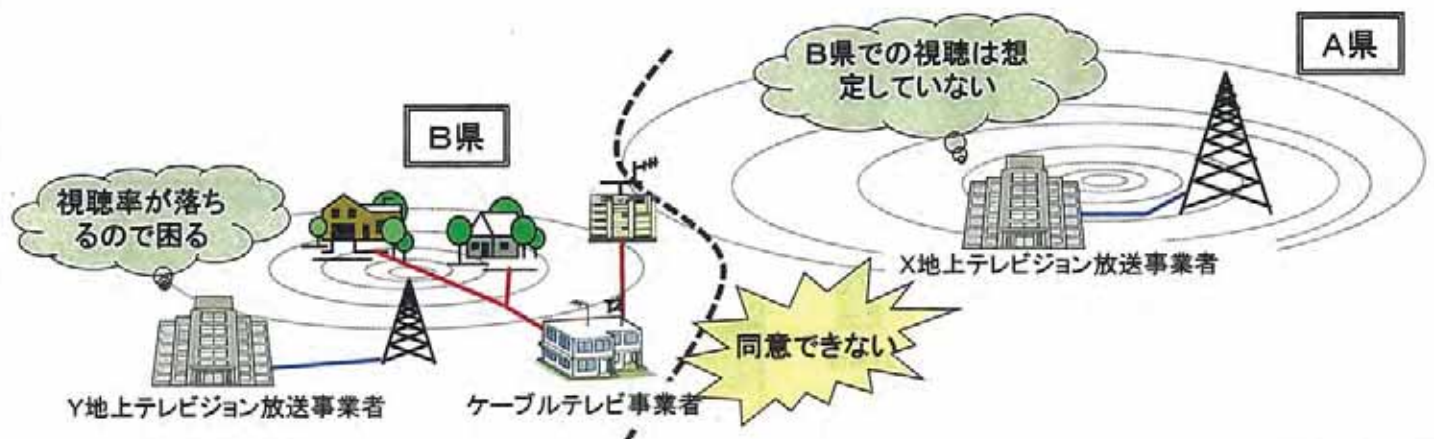
4-10 区域外再放送の問題

「区域外再放送」とは、A県を放送対象地域とする地上基幹放送(地上テレビジョン放送)事業者の放送を、ケーブルテレビ事業者が受信して、放送対象地域が異なるB県内の世帯に再放送すること。

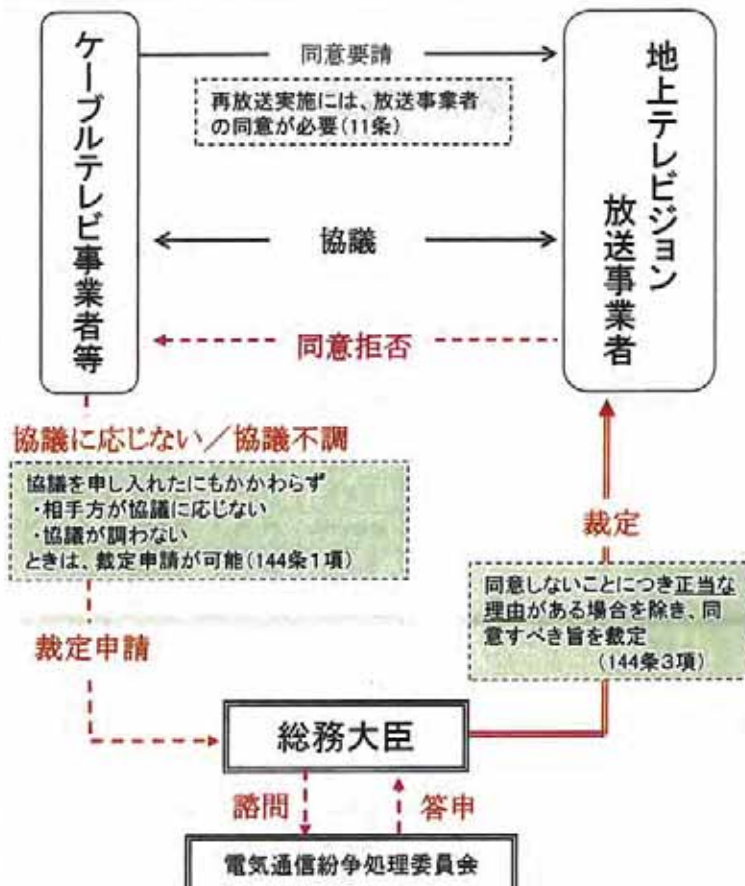
(地上基幹放送事業者の問題意識)

- B県において視聴できるチャンネル数が増加するため、B県の既存地上テレビジョン放送事業者(Y)の視聴率を低下させるおそれがある。
- A県の地上テレビジョン放送事業者(X)はB県での再放送を念頭に置いていないため、番組編集上の配慮ができない。

➡ A県の地上テレビジョン放送事業者が区域外再放送に否定的で紛争に発展することがある



4-11 再放送同意と大臣裁定

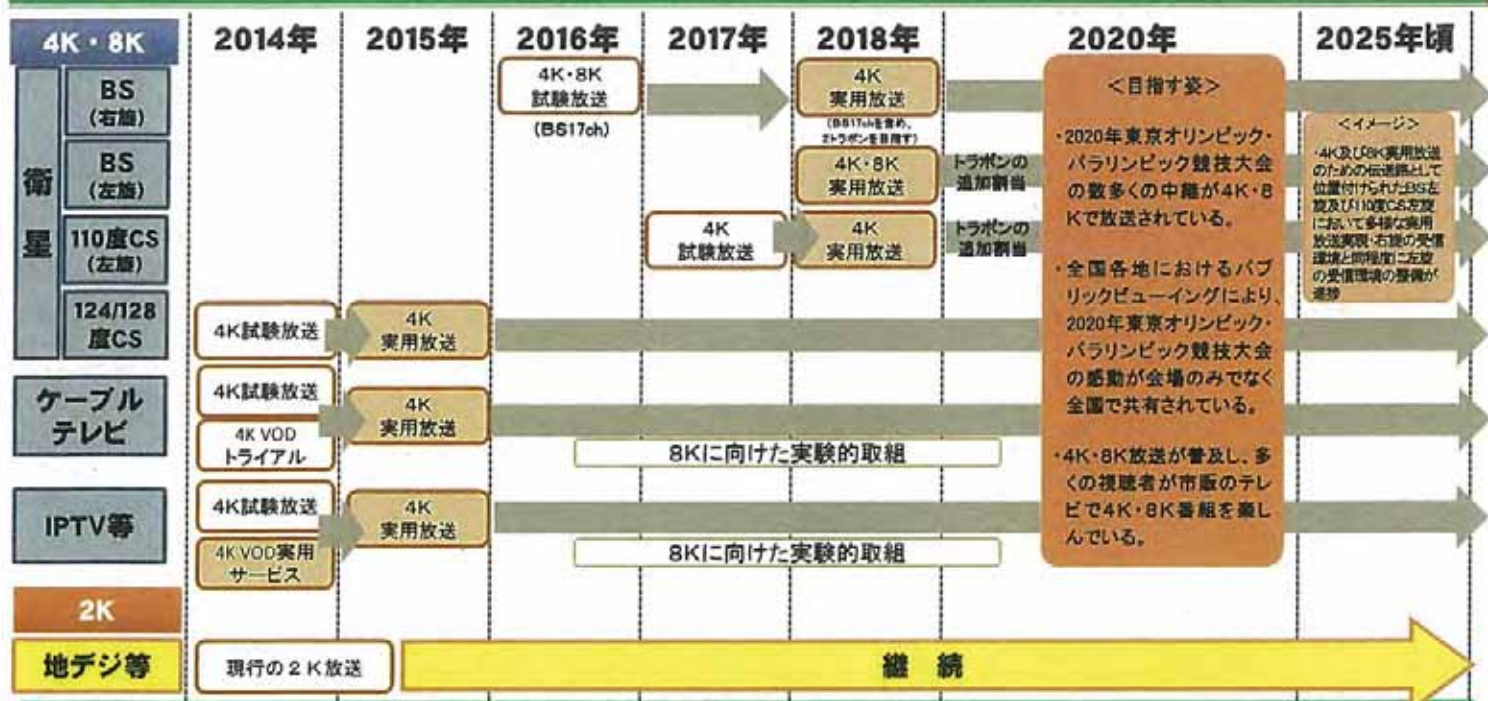


再放送ガイドライン(※)による「正当な理由」の解釈

- 放送番組の同一性やチャンネルイメージの確保に関わる次のいずれかの場合
 - 意に反して、放送番組が一部カットして有線放送される場合
 - 意に反して、異時再放送される場合
 - 当該チャンネルで別の番組の有線放送を行い、基幹放送事業者の放送番組か他の番組が混乱が生じる場合
 - 有線テレビジョン放送事業者としての適格性に問題がある場合
 - 良質な再放送が期待できない場合
 - 放送対象地域以外の地域での再放送である場合には、基幹放送事業者の「番組編集上の意図」である「放送の地域性に係る意図」の侵害の程度が「受信者の利益」の程度との比較衡量において許容範囲内(受忍限度内)にあるとは言えない場合
 - 「地域間の関連性」については、通勤等の人の移動状況等地域間における交流状況等に基づき個別判断。
 - 少なくとも、放送対象地域の隣接市町村での再放送は、再放送の同意をしない「正当な理由」には該当しないこと等を例示。
- (その他)
- 地元放送事業者の経営に与える影響等は、地元同意の有無を含め、「正当な理由」の判断に関して考慮されないこと。

※ 有線テレビジョン放送事業者による基幹放送事業者の地上基幹放送(テレビジョン放送に限る。)の再放送の同意に係る協議手続及び裁定における「正当な理由」の解釈に関するガイドライン

4-12 4K・8K推進のためのロードマップ(2015年7月公表)



(注1) ケーブルテレビ事業者がIP方式で行う放送は「ケーブルテレビ」に分類することとする。

(注2) 「ケーブルテレビ」以外の有線一般放送は「IPTV等」に分類することとする。

(注3) BS右旋での4K実用放送については、4K及び8K試験放送に使用するトランスポンダ(BS17ch)を含め2018年時点に割当て可能なトランスポンダにより実施する。この際、周波数使用状況、技術進展、参入希望等を踏まえ、使用可能なトランスポンダ数を越えるトランスポンダ数が必要となる場合には、BS17chを含め2トランスポンダを目標として拡張し、BS右旋の帯域再編により4K実用放送の割当てに必要なトランスポンダを確保する。

(注4) BS左旋及び110度CS左旋については、そのHFによる既存無線局との干渉についての検証状況、技術進展、参入希望等を踏まえ、2018年又は2020年のそれぞれの時点において割当て可能なトランスポンダにより、4K及び8K実用放送を実施する。

(注5) 2020年頃のBS左旋における4K及び8K実用放送拡充のうち8K実用放送拡充については、受信機の普及、技術進展、参入希望等を踏まえ、検討する。

